

高松市・香南町合併協議会 第 1 0 回 会 議

附 属 資 料

目 次

1	「人権啓発事業について」に関する資料(協議第43号資料) -----	1	~	7
2	「コミュニティ施策について」に関する資料(協議第44号資料) -----	8	~	19
3	「児童福祉事業について」に関する資料(協議第45号資料) -----	20	~	43
4	「環境対策事業について」に関する資料(協議第46号資料) -----	44	~	60
5	「建設関係事業について」に関する資料(協議第47号資料) -----	61	~	89
6	「下水道事業について」に関する資料(協議第48号資料) -----	90	~	101
7	「社会教育事業について」に関する資料(協議第49号資料) -----	102	~	126
8	「文化振興事業について」に関する資料(協議第50号資料) -----	127	~	154
9	「その他の事業について」に関する資料(協議第51号~53号資料) -----	155	~	164
10	「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」に関する資料(協議第55号資料) ---	165	~	167

「人権啓発事業について」に関する資料

人権・同和問題啓発事業について	2 ~ 3
人権擁護委員推薦について	4
個人給付等事業について	5
運動団体等補助・委託事業について	6
隣保・児童館管理運営事業について	7

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-3 人権啓発事業	
分類	人権・同和問題啓発事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 人権教育・啓発講演会事業	<p>人権・同和問題の正しい理解と実践について調査研究を行うとともに、市民、教職員及び社会教育団体を対象に人権教育・啓発事業を推進するため、講演会等を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題講演会の開催(年1回) ・ 同和教育研修会の開催(年1回) ・ 平和と人権を守る市民のつどいの開催(年1回) 	<p>同和問題を人権にかかわる問題として正しく理解・認識し、あらゆる差別を解消していこうとする意欲と実践をもった人間の育成をより一層推進するため、研修会等を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町人権問題研修会の開催(年1回) ・ 町同和教育研修会の開催(年1回) ・ 町人権文化講演会の開催(年1回)
2 人権週間等啓発事業	<p>国・県を挙げて取り組んでいる同和問題啓発強調月間と人権週間に呼応した啓発事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題啓発強調月間(8月) 街頭啓発キャンペーン(香川県等と共催) ・ 人権週間(12月) 人権啓発作品展等 街頭啓発キャンペーン ・ 人権擁護委員の日等(6月) 街頭啓発、パネル展等 	<p>高松市と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題啓発強調月間(8月) 町広報紙、防災行政無線での広報等 ・ 人権週間(12月) 人権啓発パネル展の開催 人権の花キャンペーン (香川郡3町の人権擁護委員主体)
3 人権教育・啓発研修事業	<p>同和問題をはじめとする人権課題について深い認識と差別解消へ向けた意識の高揚を図るため、企業等に対して研修会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内民間企業等に対する研修(人権・同和問題指導者研修) ・ 地域住民に対する研修(41公民館) 	<p>高松市と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業同和研修会 ・ 明るい町づくりのための講話会
4 親子で人権を考える会	<p>児童・生徒及び保護者に対し、人権意識の普及・高揚を図るとともに、小・中学校における人権尊重教育の充実に資するため「親子で人権を考える会」を開催し、正しい人権教育の確立と向上を図る。</p>	<p>該当なし。</p>

部 会 名	市 民 ・ 教 育
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題
啓発事業内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 3 人権啓発事業	
分類	人権・同和問題啓発事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
5 小学校、中学校（園）要請訪問	幼稚園、小学校、中学校長からの要請に基づき、各校の教員の児童等に対する人権教育の在り方を指導主事により指導する。 ・ 幼稚園数 - 18園 ・ 小学校数 - 41校 ・ 中学校数 - 18校	該当なし。
6 人権集会開催	幼稚園、小学校、中学校において、人権教育の成果を踏まえた児童等の実践発表会を開催する。 ・ 幼稚園数 - 18園 ・ 小学校数 - 41校 ・ 中学校数 - 18校	該当なし。
7 人権教育・啓発資料等の作成配布	各種研修資料を作成するとともに、ビデオテープを購入し、市民・企業に対して人権教育・啓発事業を積極的に推進する。 ・ 人権教育・啓発研修資料の作成 ・ 人権教育・啓発パンフレット、リーフレットの作成 ・ 人権・同和教育のビデオテープの購入 ・ 啓発ポスターの配布 ・ 啓発用立看板、懸垂幕の設置	人権問題全般に対する正しい理解を深めるため、啓発冊子等を作成配布する。 ・ 啓発冊子「人権文化の構築のために！」を毎年作成し、町内全戸に配布するとともに、各種研修会・講演会においても活用する。 ・ 啓発物品の作成、配布 ・ 啓発ポスターの掲示 ・ 懸垂幕、立看板の設置

部 会 名	市 民 ・ 教 育
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-3 人権啓発事業	
分類	人権擁護委員推薦	
	現 況	
項目	高 松 市	高 香 南 町
1 人権擁護委員の推薦	高松法務局からの推薦依頼を受けて、候補者を決め、議会の同意を得た後、高松法務局に推薦している。	高松市と同じ。
2 委員数	20人 人権擁護委員定数規程に基づく委員数は19人であるが、活動充実のため増員を要望し、平成5年12月に特別定数として1人増員となっている。	3人 人権擁護委員定数規程に基づく委員数は4人であるが、現在は3人。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
人権擁護委員については、人口規模により定数が定められており、合併後においては委員数が20人となる。

対 応 策
委員数の増員について、高松法務局に要請する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-3 人権啓発事業	
分類	個人給付等事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 給付等の目的	対象地域に居住する住民の職業の安定、教育の充実、社会福祉の増進などを図り、同和問題の解消を図る。	高松市と同じ。
2 給付等	委託職業訓練 就職支度金 保育所入所支度金 保育料減免 入学支度金 ・高等学校、高等専門学校 ・大学、短期大学 各種学校等入校支度金 専修学校等就学奨励費 該当なし。 該当なし。 該当なし。 該当なし。 該当なし。 該当なし。 平成17年度見直し予定	委託職業訓練 就職支度金 該当なし。 該当なし。 入学支度金 ・高等学校、高等専門学校 ・大学、短期大学 各種学校等入校支度金 専修学校等就学奨励費 就園就学支度資金 奨学金 進級支度資金 修学旅行費 通学費 下宿費 平成17年度見直し予定

部 会 名	市民・健康福祉・教育
-------	------------

問 題 点 ・ 課 題
給付等の種類に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-3 人権啓発事業		部会名	市民・教育
分類	運動団体等補助・委託事業			
	現 況			
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 補助・委託事業	<p>1 補助事業 (目的) 同和問題の早期解決を図るため、運動団体等に助成し、その事業活動の促進を図る。 (補助対象) 運動団体に対する補助 ・部落解放同盟高松市連絡協議会 ・自由同和会高松市連合会 ・全国部落解放運動連合会高松市協議会 ・全日本同和会高松市連合同和会 社会教育団体に対する補助 ・子ども育成会ほか9団体</p> <p>2 委託事業 (目的) 運動団体に事業委託し、同和問題の早期解決を図る。 ・対象地区住民に対する啓発活動 ・対象地区住民の生活の安定を図るための就労促進、学力向上等の相談・指導助言活動 ・同和問題解決を図るために必要な指導者育成活動 (委託対象) 運動団体に対する委託 ・部落解放同盟高松市連絡協議会 ・自由同和会高松市連合会 ・全国部落解放運動連合会高松市協議会 ・全日本同和会高松市連合同和会</p> <p>平成17年度見直し予定。</p>	<p>1 補助事業 (目的) 同和問題の早期解決を図るため、運動団体に助成し、その事業活動の促進を図る。 (補助対象) 運動団体に対する補助 ・部落解放同盟由佐支部 ・自由同和会香南支部</p> <p>社会教育団体に対する補助 該当なし。</p> <p>2 委託事業 該当なし。</p> <p>平成17年度見直し予定。</p>	<p>・補助対象団体に差異がある。 ・香南町では、運動団体に対する委託事業を実施していない。</p>	
			対 応 策	
			<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>	
			調 整 案	
			<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-3 人権啓発事業	
分類	隣保・児童館管理運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 隣保・児童館 の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・田村隣保・児童館(併設館) ・上天神隣保・児童館(＼) ・中川隣保・児童館(＼) ・中原隣保・児童館(＼) 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣保館 吉光文化センター(単独館) ・児童館 吉光児童館(単独館)
2 開館の状況	<p>休館日 土曜日、日曜日、祝日、年末・年始</p> <p>土曜開館 毎月第1、第3土曜日を試行的に開館し、翌月曜日(休みの場合はその翌日)を休館している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・隣保館 休館日 土曜日、日曜日、祝日、年末・年始 土曜開館 実施していない。 ・児童館 休館日 日曜日、月曜日、祝日、年末・年始 土曜開館 毎土曜日開館。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
開館日に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、吉光文化センター及び吉光児童館の開館日については、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、吉光文化センター及び吉光児童館の開館日については、現行のとおりとする。

協議第44号資料

「コミュニティ施策について」に関する資料

自治会活動推進事業について	9
地域コミュニティ推進事業について	10
広報紙等配布業務について	11
地域ふれあい交流事業について	12
防犯灯設置等補助事業について	13~14
安全で安心なまちづくり推進について	15
高松市ボランティア・市民活動センターについて	16
消費者行政の推進について	17~18
集会所等設置補助事業について	19

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 4 コミュニティ施策	
分類	自治会活動推進事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 町
1 自治会の概要	(平成16年4月1日現在) ・地区(校区)連合自治会数 35 ・単位自治会数 1,549 ・加入世帯数 98,534 ・自治会世帯加入率(%) 72.60	(平成16年4月1日現在) ・地区(校区)連合自治会 該当なし。 ・単位自治会数 119 ・加入世帯数 2,107 ・自治会世帯加入率(%) 86.7
2 自治会活動支援補助	(各地区(校区)連合自治会に対する補助) 1世帯当たり 165円 1単位自治会当たり 2,000円 (単位自治会報償金) 該当なし。	(各地区(校区)連合自治会に対する補助) 該当なし。 (単位自治会運営助成金) ・希望する自治会に、申請により交付。 (1単位自治会につき、町税の調停額の1%のうち、納税額が50%、世帯数が50%で計算) ・交付実績 1単位自治会当たり平均交付額 51,620円 交付自治会数 104自治会 交付総額 5,368,467円
3 自治会加入・結成促進奨励	・内容 新たに世帯が単位自治会に加入した場合、また新たに単位自治会を結成した場合に補助 ・補助金額 1世帯当たり2,000円	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・香南町では、連合自治会が組織されていない。 ・自治会活動支援補助の内容が異なっている。 ・香南町では、自治会加入・結成促進奨励補助をしていない。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・合併時まで、香南町地域において、連合自治会の組織化を促す。 ・香南町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香南町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策	
分類	地域コミュニティ推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 地域コミュニティ構築支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 各地区(校区)の連合自治会を中心に各種団体等で構築される「地域コミュニティ組織」の運営、活動、地区コミュニティプラン策定に関する事業に対し補助金を交付 ・補助対象期間 認定された年度及び翌年度の2年間 ・補助金額……年間20万円以内 	該当なし。
2 まちづくりアドバイザー設置事業	地域コミュニティ組織の構築や地区コミュニティプラン策定にあたり、各地区の進捗状況に応じたアドバイスを実施するため、まちづくりの専門家であるアドバイザーを年4回設置し支援する。	該当なし。
3 地域まちづくりサポーター制度	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 市職員の中から、公募により、ボランティアとして、地域まちづくりサポーターを認定し、地域コミュニティ組織の結成や地区コミュニティプランの策定作業等に参加し、助言や情報提供、関係課との連絡調整を行う。 ・認定期間 組織結成から3年間 	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 4 コミュニティ施策	
分類	広報紙等配布業務	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 配布方法	連合自治会を通じて配布 市(宅配) 自治会長 班長 各世帯	自治会を通じて配布 町(職員が送付) 広報委員 各世帯
2 配布回数	月2回	月1回
3 配布手数料	配布業務に対し自治会へ配布手数料を支出 1回1枚あたり5円(1世帯)	広報委員報酬あり。年1回交付。 算定式:平均割(2,500円) + {23,500円 × 委員 数 ÷ 総世帯数} × 自治会内世帯数
4 広報紙配布時 傷害保険料	連合自治会連絡協議会に対し、広報紙配布時傷 害保険料を補助	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・配布方法、回数、手数料の内容が異なる。 ・香南町では、広報紙配布時傷害保険料を補助していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 4 コミュニティ施策	
分類	地域ふれあい交流事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 内容	各地域の創意工夫により、それぞれの特色を生かしながら、地域ぐるみでふれあい・交流のまちづくり事業を実施する団体に対し助成する。	該当なし。
2 補助率	事業費の1/2以内	該当なし。
3 補助限度額	50万円 各地区(校区)当たり	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策	
分類	防犯灯設置等補助事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 防犯灯新設 工事等補助	<p>[新設工事] ・補助基準 市長が指定した20ワット蛍光防犯灯を、原則として既存の電柱に設置するとき ・補助率等.....100%補助</p> <p>[切替工事] ・補助基準 既存の白熱防犯灯を新設工事に準じて、蛍光防犯灯に切り替えるとき ・補助率等.....100%補助</p> <p>[移設工事] ・補助基準 既設の防犯灯のうち電柱の建てかえ、又は道路の変更その他により、灯具を移設するとき(水銀灯は除く。) ・補助率等 工事費の50%補助(限度額9,000円)</p> <p>[補修工事] ・補助基準 既設の防犯灯のうち灯具(白熱電球、管球類交換は除く)を修理するとき(水銀灯は除く。) ・補助率等 工事費の50%補助(限度額9,000円)</p>	<p>該当なし。 香南町では、防犯灯を町が設置し、維持管理を行っているため、補助制度を設けていない。</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
香南町では、防犯灯を町が設置し、維持管理を行っているため、補助制度を設けていない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策	
分類	防犯灯設置等補助事業	
	現 況	
項目	高 松 市	高 香 南 町
2 防犯灯維持 管理補助	[蛍光灯管球類・白熱電球の交換] ・補助基準 蛍光防犯灯等の管球類を交換するとき ・補助率等.....100%補助 [電気料金] ・補助基準 蛍光防犯灯、白熱防犯灯及び水銀防犯灯の うち市長が指定したもの ・補助率等.....100%補助	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策	
分類	安全で安心なまちづくり推進	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 推進内容	市、市民及び事業所が協働して、犯罪等のない明るいまちづくりの実現を図るもの。	該当なし。
2 啓発事業	「高松市安全で安心なまちづくりに関する条例」(平成15年9月1日施行)の趣旨等を掲載したパンフレットを作成し、広く市民に周知するとともに、啓発活動を実施する。	該当なし。
3 推進体制	「高松市安全で安心なまちづくり推進協議会」 ・委員数 15人以内 ・委員構成 自治会・PTAなどの各種地域団体と学識経験者や各所轄の警察署など ・委員報酬 6,700円/日	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策	
分類	高松市ボランティア・市民活動センター	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 施設概要	(場所) 高松市田町 (面積) 約95.55㎡	該当なし。
2 開館日等	(開館日・時間) 平日:午前10時～午後7時 土・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する 休日:午前10時～午後5時 (休館日) 毎週月曜日、年末年始	
3 事業内容	NPOの基盤強化とNPOと行政の協働を推進するための事業 (相談、情報収集・提供、調査、研修、交流、 コーディネートなど)	
4 管理運営方法等	平成16年度からは、民間(NPO法人)に管理運営を委託	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 4 コミュニティ施策	
分類	消費者行政の推進	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 消費者ウィーク事業	毎年、5月の「消費者の日(5月30日)」を含む1週間で消費者ウィークとして、各種行事を実施 ・朝市 ・消費生活パネル展 ・くらしを考える消費者のつどい 等	該当なし。
2 暮らしをみなおす市民のつどい事業	・パネル展示 ・記念講演会 ・研究活動発表会 等の開催	該当なし。
3 消費生活教育副読本発行事業	小学校5・6年生用の消費生活教育副読本「くらしと消費」を発行。 5年生全員に毎年発行し、2年間使用している。	該当なし。
4 消費者教室事業	消費者教育として、講座等の消費者教室を年1回開催	該当なし。
5 消費者生活相談事業	有資格者の消費生活相談員(2人)による消費生活全般に関する相談を実施 ・場所 市役所1階市民相談コーナー ・時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策	
分類	消費者行政の推進	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
6 消費生活関係 情報提供	・消費者からの苦情・意見・要望を把握し、広報紙やメールマガジン等により情報提供等啓発を実施 ・消費生活出前講座を実施し、悪質商法被害の未然防止に努めている。	該当なし。
7 パイオネット運 営事業	全国消費生活情報ネットワークシステム(パイオネット)の導入により、消費生活相談の一層の充実を図り消費者被害の未然防止と救済に努めている。	該当なし。
8 消費者団体連 絡協議会運営 事業	消費生活の複雑化・多様化に伴って生じる消費者問題に対処するため、自主的・積極的に行動できる賢い消費者づくりを推進するとともに、リーダー的役割を持つ消費者団体の育成に努めている。	該当なし。
9 廃食油収集ス テーション事業	消費者の省資源意識を高めるとともに、環境汚染防止、粉石けん使用を推進するため、廃食油収集ステーションを開設し、収集を消費者団体連絡協議会に委託している。	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策	
分類	集会所等設置補助事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 根拠	高松市自治会集会所新築等補助規程	集会所施設整備事業補助要綱
2 内容	地域住民の活動拠点である自治会集会所の新築、増築、改修に対し助成を行い、自治会活動を一層促進する。	香南町の集会所施設整備事業に要する経費に対し、補助金を交付し、地域住民の親交を深め、自治活動を促進し、住みよい町づくりを図る。
3 補助率等	<p>(新築(改築・購入))</p> <p>(限度額) 1,800万円</p> <p>(補助率) 50%以内</p> <p>(増築)</p> <p>(限度額) 200万円</p> <p>(補助率) 50%以内</p> <p>(改修(改造・修繕))</p> <p>(限度額) 200万円</p> <p>(補助率) 50%以内</p>	15戸以上の世帯を対象に建築面積が33㎡以上の集会所施設を設置する場合、1集会所施設につき150万円及び1戸あたり10万円を乗じた額を加えた額、または総事業費に3分の2を乗じた額のどちらか低い方の額とし、予算の範囲内で交付。
4 維持管理	<p>(管理)</p> <p>関係自治会等による。</p> <p>1自治会当たり年額6,000円を補助している。</p> <p>(維持修繕費)</p> <p>関係自治会等による。</p>	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

「児童福祉事業について」に関する資料

保育所の現況について	21
保育料について	22
(別紙)高松市と香南町の保育料徴収金額比較表	23
第3子以降保育料減免事業について	24
特別保育事業について	25~27
病後児保育事業について	28
放課後児童クラブ関係事業について	29
公立児童館事業について	30
私立保育所支援事業について	31~32
認可外保育支援事業について	33
民間児童厚生施設運営補助事業について	34
母子家庭等就業・自立支援センター事業について	35
子育て短期支援事業について	36
母子生活支援施設について	37
母子寡婦福祉資金貸付等事業について	38
母子等医療費助成事業について	39
乳幼児医療費助成事業について	40
(別紙)母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容	41~43

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	保育所の現況	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 保育所数及び定員	・公立保育所 31カ所 定員 3,095人 ・私立保育所 25カ所 定員 3,005人	公立保育所 1カ所 定員 235人
2 対象者(年齢)	就学前児童	就学前児童
3 年齢別児童数	平成16年4月1日現在在所年齢別児童数 (1)0歳児 290人 (2)1歳児 912人 (3)2歳児 1,168人 (4)3歳児 1,301人 (5)4歳児 1,297人 (6)5歳児 1,306人 合計 6,274人	平成16年4月1日現在在所年齢別児童数 (1)0歳児 3人 (2)1歳児 19人 (3)2歳児 34人 (4)3歳児 42人 (5)4歳児 47人 (6)5歳児 43人 合計 188人

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
香南町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	保育料	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 保育料等	(階層区分) A階層～D6階層の10階層 生活保護法による被保護世帯(A) 市町村民税非課税世帯(B) 市町村民税課税世帯(C1均等割、C2所得割) 所得税課税世帯(D1～D6) (年齢区分) A階層～D1階層(3歳未満児、3歳以上児) D2階層～D6階層(3歳未満児、3歳児、4歳以上児) (保育料月額) 別紙「高松市と香南町の保育料徴収金額比較表」のとおり	(階層区分) 第1階層～第7階層の7階層 生活保護法による被保護世帯(第1) 市町村民税非課税世帯(第2) 市町村民税課税世帯(第3) 所得税課税世帯(第4～第7) (年齢区分) 第1階層～第7階層(3歳児未満、3歳児、4歳児以上) (保育料月額) 別紙「高松市と香南町の保育料徴収金額比較表」のとおり

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
保育料の階層区分、年齢区分及び保育料月額が異なっている。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

(別紙)

高松市と香南町の保育料徴収金額比較表

高松市保育料徴収金額表				
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 月 額		
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
		円	円	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	
B	A階層およびD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,000 (3,500) < 700 >	5,000 (2,500) < 500 >	
	非課税世帯			
C1	均等割の額のみ世帯(所得割の額のない世帯)	15,000 (7,500) < 1,500 >	13,000 (6,500) < 1,300 >	
C2	所得割の額がある世帯	18,000 (9,000) < 1,800 >	16,000 (8,000) < 1,600 >	
D1	A階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	23,000 (11,500) < 2,300 >	20,000 (10,000) < 2,000 >	
D2	13,000円未満		3歳児の場合	4歳以上児の場合
		30,000 (15,000) < 3,000 >	26,000 (13,000) < 2,600 >	25,000 (12,500) < 2,500 >
D3	64,000円以上112,000円未満	38,000 (18,000) < 3,800 >	31,000 (15,000) < 3,100 >	26,000 (13,000) < 2,600 >
D4	112,000円以上160,000円未満	49,000 (18,500) < 4,900 >	32,000 (15,500) < 3,200 >	27,000 (13,500) < 2,700 >
D5	160,000円以上408,000円未満	52,000 (19,000) < 5,200 >	33,000 (16,000) < 3,300 >	28,000 (14,000) < 2,800 >
D6	408,000円以上	53,000 (19,000) < 5,300 >	34,000 (16,000) < 3,400 >	29,000 (14,000) < 2,900 >

備考1 この表の階層区分BからD6階層までの保育料月額()および< >内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において適用される保育料である。この場合の適用方法は、BからD2階層に属する世帯については、最も年齢の高い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の高い児童1人は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。また、D3からD6階層に属する世帯については、最も年齢の低い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の低い児童は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。

2 B階層で次に掲げる世帯である場合には、当該階層の保育料を0円とする。

- (1) 母子世帯等 母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養している者の世帯およびこれに準ずる父子家庭の世帯
- (2) 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

3 BからD6階層に属する同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうちの出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料は、徴収金額表および備考1の規定にかかわらず、次のとおりである。また、3歳未満児のいるD3からD6階層に属する世帯の保育料は、備考1の規定にかかわらずBからD2階層に属する世帯の規定を適用する。

- (1) BからD2階層に属する世帯 0円
- (2) D3からD6階層に属する世帯
 - ア 出生順位が第3位以降の児童が3歳未満児の場合 0円
 - イ 出生順位が第3位以降の児童が3歳以上の場合 徴収金額表および備考1の規定により算出された保育料の1/2の額

香南町保育料徴収金額表				
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		
階層区分	定 義	3才児未満	3才児	4才児以上
		円	円	円
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	8,000 (4,000) < 800 >	6,000 (3,000) < 600 >	6,000 (3,000) < 600 >
			市町村民税非課税世帯	
第3	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	18,000 (9,000) < 1,800 >	15,000 (7,500) < 1,500 >	15,000 (7,500) < 1,500 >
			市町村民税課税世帯	
第4	前年分の所得税課税額が64,000円未満である世帯	27,000 (13,500) < 2,700 >	25,000 (12,500) < 2,500 >	24,000 (12,000) < 2,400 >
第5	64,000円以上～160,000円未満	40,000 (20,000) < 4,000 >	32,000 (16,000) < 3,200 >	26,000 (13,000) < 2,600 >
第6	160,000円以上～408,000円未満	47,000 (23,500) < 4,700 >	32,000 (16,000) < 3,200 >	26,000 (13,000) < 2,600 >
第7	408,000円以上～	50,000 (25,000) < 5,000 >	32,000 (16,000) < 3,200 >	26,000 (13,000) < 2,600 >

備考1 この表の階層区分第2から第7階層までの保育料月額()および< >内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において適用される保育料である。この場合の適用方法は、第2から第4階層に属する世帯については、最も年齢の高い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の高い児童1人は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。また、第5から第7階層に属する世帯については、最も年齢の低い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の低い児童は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。

2 第2階層に属する児童の世帯で、次に該当する場合は保育料を0円とする。

- (1) 母子福祉法に規定する母子家庭及びこれに準ずる父子世帯
- (2) 次に掲げる在宅障害児(者)のいる世帯
 - ア 身体障害者の手帳を受けた者
 - イ 療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者
- (3) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯

3 現に扶養する子が3人以上いる世帯の出生順位が、第3位以降である3歳未満児の保育料を免除する。また、現に扶養する子が3人以上いる世帯の出生順位が、第3位以降である3歳以上児の保育料については、第2階層から第3階層までの世帯については全額を免除し、第4階層から第7階層までの世帯については半額を免除する。なお、この規定の適用にあたっては、同一世帯から出生順位が第3位以降である児童を含む2人以上の児童が入所している場合は、この表の規定にかかわらず次表の第1欄に掲げる世帯における次表第2欄に掲げる児童については、次表第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。

第1欄	第2欄	第3欄
第2～第7階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収基準額表に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収基準額表×0.5
	ウ 上記以外の児童	徴収基準額表×0.1

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業																							
分類	第3子以降保育料減免事業																							
	現 況																							
項目	高 松 市	香 南 町																						
1 対象及び減免内容等	<p>BからD6階層に属する同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうちの出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料は、徴収金額表及び備考1の規定にかかわらず、次のとおりである。また、3歳未満児のいるD3からD6階層に属する世帯の保育料は、別紙「高松市と香南町の保育料徴収金額比較表」中の高松市保育料徴収金額表、備考1の規定にかかわらずBからD2階層に属する世帯の規定を適用する。</p> <p>(1) BからD2階層に属する世帯 0円 (2) D3からD6階層に属する世帯 ア 出生順位が第3位以降の児童が3歳未満児の場合 0円 イ 出生順位が第3位以降の児童が3歳以上の場合 徴収金額表および備考1の規定により算出された保育料の1/2の額</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>階層</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>B～D6</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以上児</td> <td>B～D2</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>D3～D6</td> <td>金額表の1/2</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D6	0円	3歳以上児	B～D2	0円	D3～D6	金額表の1/2	<p>第2から第7階層に属する現に扶養する子(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児の保育料を免除する。また、現に扶養する子が3人以上いる世帯の出生順位が、第3位以降である3歳以上児の保育料については、第1階層から第3階層までの世帯については全額を免除し、第4階層から第7階層までの世帯については半額を免除する。なお、この適用に当たっては、同一世帯から出生順位が第3位以降である児童を含む2人以上の児童が入所している場合は、徴収金額表の規定にかかわらず、別紙「高松市と香南町の保育料徴収金額比較表」の備考3の表の第1欄に掲げる世帯における第2欄に掲げる児童について、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金とする。</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>階層</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>第2～第7</td> <td>0円 1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以上児</td> <td>第2～第3</td> <td>0円 1</td> </tr> <tr> <td>第4～第7</td> <td>金額表の1/2 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 出生順位が第3位以降である児童を含む2人以上が入所している場合は、減免なし。</p>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	第2～第7	0円 1	3歳以上児	第2～第3	0円 1	第4～第7	金額表の1/2 1
年齢	階層	保育料																						
3歳未満児	B～D6	0円																						
3歳以上児	B～D2	0円																						
	D3～D6	金額表の1/2																						
年齢	階層	保育料																						
3歳未満児	第2～第7	0円 1																						
3歳以上児	第2～第3	0円 1																						
	第4～第7	金額表の1/2 1																						

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象年齢、対象階層及び減免内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	特別保育事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 障害児保育	<p>(内容) 健常児とともに生活することにより心身の発達が進められると思われる障害のある児童を受入れする障害児保育を公立保育所及び私立保育所で実施。</p> <p>(保育時間) 【公立】 健常児と同じ保育時間 【私立】 健常児と同じ保育時間</p> <p>(保育料) 別紙「高松市と香南町の保育料徴収金額比較表」のとおり</p>	該当なし。
2 延長保育	<p>(内容) 保護者の残業等、やむを得ない事情のため、原則として午後6時を超えて、おおむね1時間以上の保育を必要とする場合に、公立保育所12カ所、私立保育所25ヶ所で延長保育を実施。</p> <p>(保育時間) 【公立】 午後7時まで 【私立】 概ね午後7時まで (園により、それ以降の場合がある)</p> <p>(保育料) 【公立】 1回当たり 300円(午後6時30分超) 【私立】 保育所により異なる</p>	<p>(内容) 保護者の残業等、やむを得ない事情のため、原則として午後6時を超えて、おおむね1時間以上の保育を必要とする場合に、公立保育所1カ所で延長保育を実施。</p> <p>(保育時間) 【公立】 午後7時まで</p> <p>(保育料) 【公立】 1月 2,500円</p>
3 一時保育	<p>(内容) 保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育などの一時的な保育に対する需要に対応するため公立保育所3カ所、私立保育所19ヶ所で一時保育を実施。</p> <p>(保育時間) 【公立】 月～金曜日の9:00～16:00 【私立】 保育所により異なる</p> <p>(保育料) 【公立】 ・1日 2,500円 ・半日 1,500円 【私立】 保育所により異なる</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・香南町には、私立保育所がない。 ・香南町では、障害児保育、一時保育、在宅障害児ふれあい事業、保育体験事業、地域子育て推進事業、世代間交流事業、地域子育て支援センター事業、休日保育および学童保育を実施していない。 ・公立保育所の延長保育の保育料に差異がある。 ・公立保育所の乳児保育の受入れ月数が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業		部会名	健康福祉		
分類	特別保育事業					
	現 況					
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題			
4 乳児保育	<p>(内容) 2ヶ月～1歳未満の乳児を保育する乳児保育を公立保育所22カ所、私立保育所25カ所を実施。 【公立】 3ヵ月～1歳未満 22カ所</p> <p>【私立】 2ヵ月～1歳未満 13カ所 3ヵ月～1歳未満 11カ所 4ヵ月～1歳未満 1カ所</p>	<p>(内容) 6ヵ月～1歳未満の乳児を保育する乳児保育を公立保育所1カ所を実施。 【公立】 6ヵ月～1歳未満 1カ所</p>				
5 在宅障害児ふれあい事業	<p>(内容) 在宅の障害児に対して保育所を開放して、交流を深めたり、育児相談などを行う事業を公立保育所13ヶ所を実施。</p>	該当なし。			対 応 策	
6 保育体験事業	<p>(内容) 中学生・高校生を対象に、保育所における保育の体験を通じて、男女の別なく子育ての楽しさや喜びを体得できる機会を提供する事業を公立保育所14ヶ所を実施。</p>	該当なし。			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業		部会名	健康福祉
分類	特別保育事業			
	現 況			
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
7 地域子育て推進事業	(内容) 在宅の児童に保育所を開放して、入所児童との交流を図ったり、子育ての悩みや不安について、経験豊富な保育士が相談に応じたり、子育ての仲間が欲しい時に、子育ての情報の提供や子育てサークルなどの支援をする事業を公立保育所18ヶ所、私立保育所18ヶ所を実施。	該当なし。		
8 世代間交流事業	(内容) 保育所等で地域のお年寄りとふれあうことにより、世代間の交流を図る事業を公立保育所2ヶ所、私立保育所17ヶ所を実施。	該当なし。		
9 地域子育て支援センター事業	子育て家庭等の育児不安についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、特別保育事業等の実施・普及促進及び地域の保育の情報の提供を行う事業を、私立保育所5ヶ所を実施。	該当なし。		
10 休日保育	日曜・祝日等の保護者の勤務等により、保護者が休日に面倒を見る事ができない子どもを、保育所において保育する事業を、私立保育所4ヶ所を実施。	該当なし。		
11 学童保育	保護者が労働等により、昼間家にいない家庭の小学校低学年の児童に対し、授業終了後に遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業を、私立保育所9ヶ所を実施。	該当なし。		
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	病後児保育事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 町
1 内容	保育所に通所中の児童等が病気の「回復期」にあり、集団保育の困難な期間、その児童を病院等に付設された専用スペースで一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全育成を図る。	該当なし。
2 委託機関	市内の医療機関 3カ所	
3 利用時間・負担金	午前8時から午後5時まで 2,000円 開設時間が半日の場合 1,000円 上記の利用時間に引き続く延長1時間 500円	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業	
分類	放課後児童クラブ関係事業	
項目	高松市	香南町
1 現況	<p>・放課後児童クラブで、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊びおよび生活の場を与えてその健全な育成を図っている。(川島放課後児童クラブ)</p> <p>(対象) 小学校低学年(1~3年生) (開設数) 1カ所 (定員) 50人 (開設時間) 平日 放課後~午後6時 土曜日 午前8時30分~午後6時 長期休業中 午前8時30分~午後6時 (開設場所) 小学校敷地外の市有地 (利用者負担金) 月~金の利用者 月額5,000円 月~土の利用者 月額7,000円 (運営方法) 管理・運営を地元団体に委託</p> <p>・留守家庭で、放課後、保護監督に著しく欠ける小学校低学年児童を対象に留守家庭児童会を開設し、指導員が保護者に代わって生活指導を行っている。</p> <p>(対象) 小学校低学年(1~3年生) (開設数) 29教室 (定員) 各教室 40人 (開設時間) 平日 放課後~午後6時 長期休業期間等 午前8時30分~午後6時 (開設場所) 小学校内専用施設 (保護者負担) 月額5,000円 (運営方法) 管理は教育委員会で直営、運営は児童会ごとに運営委員会を置き、その運営に当たる。</p>	<p>昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として児童クラブを設置し、児童の健全育成を図っている。</p> <p>(対象) 主として小学校低学年(1~3年生) (開設数) 1カ所 (定員) 定めていない。 (開設時間) 平日 放課後~午後6時 土曜日 午前8時30分~午後5時 長期休業中 午前8時30分~午後5時 (開設場所) 公立児童館 1カ所 (ししまる館) (利用者負担金) 無料 (職員) 臨時職員3名 (運営方法) 管理・運営は直営</p>

部会名	健康福祉・教育
-----	---------

問題点・課題	運営方法、利用者負担金及び利用時間が異なる。
--------	------------------------

対応策	<p>香南町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>ただし、香南町の放課後児童クラブの運営方法については、委託化することとし、委託時期については、合併時までに調整するものとする。</p> <p>利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>
-----	--

調整案	<p>香南町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>ただし、香南町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時までに調整するものとする。</p> <p>利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>
-----	---

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	公立児童館事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 名称	該当なし。	ししまる館 放課後児童クラブの用務を兼務している。
2 設置目的		児童を個別的及び集団的に指導して、児童の健康を増進し情操を豊かにするとともに、地域の組織活動を助長し、人権尊重を基本に児童の健全育成を図るための総合的機能を供与することを目的とし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条の規定に基づき、設置している。
3 事業内容		1 健全な遊びを通して、児童の集団的及び個別的指導を行うこと。 2 子供会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を図ること。 3 その他、人権尊重を基本に地域の児童の健全な育成に必要な活動を行うこと。
4 開閉時間等		(時間) ・1月から3月及び10月から12月まで 午前9時開館 午後5時閉館 ・4月から9月まで 午前9時開館 午後6時閉館 (休館日) ・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日 ただし、館長は特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、公立児童館事業を実施していない。

対 応 策
香南町の公立児童館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。 なお、運営方法については、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
香南町のししまる館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	私立保育所支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 運営委託	私立保育所に対して、国の保育単価に基づき、各月初日の入所人員に応じて支払っている。	該当なし。
2 特別保育事業委託	乳児保育促進事業、障害児保育支援事業、休日保育事業、地域子育て支援センター事業などの特別保育事業を実施している私立保育所に対して、運営費を支払っている。	該当なし。
3 特別保育事業補助	延長、一時保育を実施している私立保育所に対して、補助金を支払っている。	該当なし。
4 職員研修費補助	(内容) 私立保育所が実施する職員研修に係わる経費の一部を補助する。 (補助金額) 職員1人当たり年間15,000円	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	私立保育所支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
5 保育所入所等事務謝金	私立保育所において入所申込の交付および受付等、入所事務に対する役務について、入所児童1人につき1ヵ月当たり480円の謝金を交付している。	該当なし。
6 社会福祉法人児童福祉施設賠償責任保険補助金	(内容) 私立保育所に対し、児童福祉施設賠償責任保険に係る経費の一部を補助する。 (補助金額) 児童数(定員)1名当たり年間70円	該当なし。
7 高松市保育研究会事業補助金	高松市保育研究会の実施する研修会、研究会、保育まつり等に対して、研究費として30万円、人権保育関係として72万円、保育まつり開催経費の一部として20万円を補助している。	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	認可外保育支援事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 施設助成	<p>(目的) 認可外保育施設に入所している児童の福祉向上を図るため、認可外保育施設に対して、一定の条件のもと、保育用品、給食用品等に要する経費に対して補助を行っている。</p> <p>(内容) 保育用品、給食用品等に要する経費に対し補助 ・昼間児童1人当たり3,500円/月 ・夜間児童1人当たり5,000円/月</p>	該当なし。
2 職員健康診断助成	<p>(目的) 認可外保育施設に勤務する保育従事者等の健康診断に要する経費を助成することにより、認可外保育施設を利用する児童の安全および衛生の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(内容) 施設の職員が健康診断を受けた場合、1人当たり4,200円を補助</p>	該当なし。
3 第3子等保育料助成	<p>(内容) 認可外保育施設に入所している第3子等の児童について、保育料の一部を助成している。 ・3歳未満児 10,000円/月 ・3歳以上児 5,000円/月又は10,000円/月(所得税額による)</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対 応 策

--

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業	
分類	民間児童厚生施設運営補助事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 目的	民間児童館に対して、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に実施する事業運営費の一部を助成する。	該当なし。
2 事業内容	上記の目的を達成するために、下記の事業を民間児童館で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童健全育成相談支援事業 ・自然体験活動事業 ・子どもボランティア育成支援事業 ・巡回児童館事業 ・年長児童等来館促進事業 ・特別事業 	
3 補助額・率	国の補助基準額の1/3 <ul style="list-style-type: none"> ・国 1/3 ・県 1/3 ・社会福祉法人 1/3 社会福祉法人の負担部分1/3を市単独補助 額については、高松市民間児童館活動事業費補助金交付要綱のとおり	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	母子家庭等就業・自立支援センター事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 実施機関	高松市	香川県において、同様の業務を実施。
2 目的	地域で生活し、継続的生活指導を必要とする母子家庭の母等へ、就業支援サービスを提供するなどして自立の促進を図る	
3 内容	就業支援講習会事業等、各種事業を実施	
4 委託先	(財)香川県母子福祉連合会に、事業委託	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関が異なる。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を、香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	子育て短期支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 短期入所生活援助	<p>(実施機関) 高松市</p> <p>(内容) 市内在住の1歳以上の児童で、家庭における養育が一時的に困難となった者及び緊急一時的に保護を必要とする母子に対し、児童福祉施設等において養育・保護する。</p> <p>(委託機関) 児童養護施設 讃岐学園</p> <p>(利用期間) 7日以内</p> <p>(利用者負担) 国の基準額どおり 2歳未満児 5,350円 2歳以上児 2,750円 緊急一時保護の母 750円 生活保護世帯等は減免あり</p>	該当なし。
2 夜間養護	<p>(実施機関) 高松市</p> <p>(内容) 市内在住で保護者の仕事等が恒常的に夜間となる家庭の小学生に対し、夜間の養護を行う。</p> <p>(委託機関) 児童養護施設 讃岐学園</p> <p>(利用期間) 原則6カ月程度で午後6時から午後10時まで</p> <p>(利用者負担) 国の基準額どおり 小学生 750円 特に市長が認める児童 750円 生活保護世帯等は減免あり</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	母子生活支援施設	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童の入所を行い、これらの者の保護及び生活支援を目的とする施設で、要保護児童の健全育成を図るとともに、母子家庭の自立に向けた指導を行う。	該当なし。
2 名称・設置場所	高松市屋島ファミリーホーム 高松市高松町75番地15	
3 施設内容等	主に、施設内で行っている事業等 (母子の会、誕生会、料理教室、手芸教室、地域交流会、学習会、その他)	
4 利用対象者	原則として、高松市民のみ。	
5 利用者負担	市・県民税額、所得税額により区分あり。	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	母子寡婦福祉資金貸付等事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 県 南 町
1 実施機関	高松市	香川県において、同様の業務を実施。
2 目的・対象者	母子家庭の母、寡婦等に対し、生活の安定と子どもの福祉の向上を図るため、各種資金を貸し付ける。 母子福祉資金・20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子 ・父母のいない20歳未満の児童(修学、修業、就職支度、修学支度、児童扶養資金) 寡婦福祉資金・寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子 ・寡婦が扶養する子 (修学、修業、就職、支度、修学支度)	
3 貸付額	別紙「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	
4 金利	別紙「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	
5 償還方法	別紙「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	
6 利子補給	(対象) 市内に住所を有する有利子母子福祉資金・寡婦福祉資金の借受者で、償還計画に定める償還期日の属する年度内に、資金を償還した者に対し、市単独で補給している。 (助成額) 償還した利子相当額	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関が異なる。 ・高松市では、市単独で利子補給を実施している。

対 応 策
<p>高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度を適用する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	母子等医療費助成事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のない女子等、現に20歳未満の児童を扶養している母等とその児童 ・配偶者のない男子が、現に扶養している20歳未満の児童 ・父が身体障害者(1級、2級)あるいは知的障害者(㊤、A)で長期にわたって労働能力を失い、扶養されていない母と児童 ・父母のない20歳未満の児童 (ただし、県補助事業における所得制限該当者は除く) 	高松市と同じ。
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
助成方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業		部会名	市民
分類	乳幼児医療費助成事業			
	現 況			
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 助成対象者	市内に住所を有する6歳未満の乳幼児の保護者 (その世帯における所得による制限はなし。)	高松市と同じ。		
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。		
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	高松市と同じ。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

(別紙)

母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容

資金の種別一覧表

(平成16年4月1日現在)

資金の種別	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	母子家庭の母、寡婦等および母子福祉団体が事業を開始するのに必要な経費	2,830,000 円 団体 4,260,000 円 *複数の母子家庭の母等が共同して起案する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする	貸付後1年	据置後7年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母、寡婦等および母子福祉団体が事業を継続するのに必要な経費	1,420,000 円	貸付後6か月	据置後7年以内	無利子
就学支度資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校または修業施設へ入学または入所する際に必要な被服等を購入する経費に充てる資金	別表1参照	修学・修業期間終了後 (小中学校は15歳到達後) 6か月	据置後5年以内 ただし、修学資金と同時貸付の場合は、修学と同じ期間	無利子
修学資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が高校、大学、高専または専修学校に修学するために必要な経費 貸付期間は修学期間内	別表1参照	修学終了後 6か月	据置後貸付期間の3倍以内 (特別) 20年以内 専修一般 5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母、寡婦等が事業を開始し、または就職に必要な知識技能を習得するために必要な経費 貸付期間は3年以内	月額 50,000 円 (一括) 600,000 円 自動車運転免許取得 460,000 円	技能習得後 6か月	据置後10年以内	無利子
修業資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が事業を開始し、または就職に必要な知識技能を習得するために必要な経費 貸付期間は3年以内	月額 50,000 円 高校3年時の自動車運転免許取得 460,000 円	技能習得後 6か月	据置後6年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母、寡婦等または児童が就職に際して必要な経費	100,000 円 通勤用自動車購入 320,000 円	貸付後1年	据置後6年以内	無利子
医療介護資金	母子家庭の母、寡婦等または児童が医療または介護(児童を除く)を受けるために必要となる経費 貸付期間は1年以内	医療310,000 円 特別(所得税非課税世帯等) 450,000 円 介護500,000 円	療養(介護)終了後 6か月	据置後5年以内	無利子

資金の種別	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
生 活 資 金	知識技能を習得している間の生活補給資金 貸付期間は技能習得期間	知識技能を習得する期間中3年をこえない範囲内 月額141,000円	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後または生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間終了後 6か月	据置後 10年以内	無利子
	医療介護資金を借り受けて医療若しくは介護を受けている間の生活補給資金 貸付期間は医療・介護の貸付けを受けている期間	月額103,000円 (生活安定は母子家庭となって7年以内及び総額2,400,000円まで。失業は離職の翌日から1年以内) 母が生計中心でない場合 69,000円		据置後 5年以内	
	母子家庭となって間もない(7年未満)母の生活安定・継続する間(生活安定期間)または失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金			据置後 生活安定8年以内 失業5年以内	
住 宅 資 金	母子家庭または寡婦等が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅の補修、保全、改築、増築をする場合、または住宅を建設するか購入をするのに必要な経費に充てる資金	1,500,000円 特別貸付(新築または購入等) 2,000,000円	貸付期間終了後 6か月	据置後 6年以内 (特別) 7年以内	年3%
転 宅 資 金	母子家庭または寡婦等が住宅を移転するため住宅の賃貸借に際し必要な経費に充てるための資金 (市外に転居する場合は転居先で申請)	260,000円	貸付後 6か月	据置後 3年以内	年3%
結 婚 資 金	母子家庭の母または寡婦等が扶養している児童等の婚姻に際し、必要な経費にあてる資金	300,000円	貸付後 6か月	据置後 5年以内	年3%
特 例 児 童 扶 養 資 金	児童扶養手当の支給額が、平成14年7月分の手当額と現に支給されている手当額を比較して減額(ただし、手当額のうち児童の加算額は除く)となる場合、児童の扶養に必要な経費としてその差額にあてる資金 貸付期間は、平成14年8月1日から5年	平成14年7月分の児童扶養手当の支給額と貸付申請の際に現に支給されている手当額との差額(ただし、手当額のうち児童の加算額は除く)	貸付期間満了日または児童が15歳になった学年末のいずれか遅い日の翌日から1年	据置後 10年以内	無利子

別表1 就学支度資金，修学資金の学校別一覧表

学校区分	区 分		就学支度資金	修 学 資 金	
	種別	通学	貸付限度額	貸付限度額（一般）	貸付限度額（特別）
小学校	-	-	39,500円	修学資金は，小・中学校はありません。 就学援助制度を利用ください。 就学支度資金のみ，所得税非課税世帯に対し貸付けできます。	
中学校	-	-	46,100円		
高等学校 専修学校（高等） （日本育英会法施行令指定校）	国公立	自 宅	75,000円	月額18,000円	月額27,000円
		自宅外	85,000円	月額23,000円	月額34,500円
	私 立	自 宅	350,000円	月額30,000円	月額45,000円
		自宅外	360,000円	月額35,000円	月額52,500円
高等専門学校 （4年目から短大として貸付）	国公立	自 宅	75,000円	月額21,000円	月額31,500円
		自宅外	85,000円	月額22,500円	月額33,750円
	私 立	自 宅	350,000円	月額32,000円	月額48,000円
		自宅外	360,000円	月額35,000円	月額52,500円
短期大学 専修学校（専門） （日本育英会法施行令指定校）	国公立	自 宅	370,000円	月額44,000円	月額66,000円
		自宅外	380,000円	月額50,000円	月額75,000円
	私 立	自 宅	510,000円	月額52,000円	月額78,000円
		自宅外	520,000円	月額59,000円	月額88,500円
大 学	国公立	自 宅	370,000円	月額44,000円	月額66,000円
		自宅外	380,000円	月額50,000円	月額75,000円
	私 立	自 宅	510,000円	月額53,000円	月額79,500円
		自宅外	520,000円	月額63,000円	月額94,500円
専修学校（一般）		自 宅	75,000円	月額29,000円	月額43,500円
		自宅外	85,000円		
修業施設	中学卒業生	自 宅	75,000円	月額50,000円	/
		自宅外	85,000円		
	高校卒業生	自 宅	90,000円		
		自宅外	100,000円		

修学資金の貸付限度額は1年生の額です。申請時の学年により限度額が異なります。

特別貸付

修学資金貸付限度額の特別枠の貸付けは，修学に直接必要な経費（授業料，通学費，教科外活動費等）が一般枠を超える場合で，児童の修学に際し，必要と認められる場合に対象となります。希望する際は，自己資金や借入額，償還計画を十分にご検討ください。

「環境対策事業について」に関する資料

ごみ処理事業（収集方法等）について	45～46
ごみ処理事業（手数料）について	47
ごみ処理事業（一般廃棄物適正処理指導事業）について	48
ごみ処理事業（一般廃棄物収集運搬・処理許可）について	49
廃棄物管理指導等について	50
衛生組織団体活動推進事業について	51～52
ごみ減量・資源化推進事業について	53
環境基本計画について	54
環境保全推進事業について	55
大気汚染監視事業について	56
騒音振動防止対策事業について	57
水質汚濁監視事業について	58
公衆便所管理について	59
し尿収集事業について	60

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(収集方法等)	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 町
1 燃やせるごみ	(種類) 生ごみ、紙ごみ、布くず、木・竹切れ・紙おむつ等 (収集回数) 週2回/市指定袋	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 週2回/町指定袋
2 臨時・粗大ごみ	(種類) 大型家具類、ふとん、自転車、灰等 (収集回数) 電話申込により随時戸別収集(月、火、木、金) (搬入場所) 【破碎ごみ】 南部広域クリーンセンター・廃棄物再生利用施設 【燃やせるごみ】 西部広域クリーンセンター	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 収集なし(自己搬入) (搬入場所) 【破碎ごみ】 南部広域クリーンセンター・廃棄物再生利用施設 【燃やせるごみ】 南部広域クリーンセンター・ごみ処理施設
3 破碎ごみ	(種類) 食器、ガラス、陶器、小型家電製品、金属類等 (収集回数) 月2回/市指定袋	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 週1回/町指定袋
4 有害ごみ	(種類) 乾電池、蛍光灯、水銀体温計 (収集回数) 月2回/透明袋(蛍光管は購入時のダンボールケース)破碎ごみと同じ収集日	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 週1回/透明袋(蛍光管は購入時のダンボールケース)破碎ごみと同じ収集日

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・収集回数、収集方法に差異がある。 ・家電4品目の収集方法に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業		
分類	ごみ処理事業(収集方法等)		
現 況			
項目	高 松 市	香 南 市 町	
5 家電4品目	(種類) エアコン・洗濯機・冷蔵庫・テレビ(ブラウン管式) (収集方法) もよりの家電製品販売店に依頼 【依頼先がない場合】 郵便局でリサイクル料金を納付した後、粗大ごみ受付センターに申込、戸別収集後、メーカーの指定引取り場所へ	(種類) 高松市と同じ。 (収集方法) 高松市と同じ。 【依頼先がない場合】 年1回町で収集する。郵便局でリサイクル料金を納付後、町へ申し込む。当日指定場所へ持ち込み、町が委託した業者が指定引き取り場所へ搬送する。	
6 資源ごみ			
種類・排出回数・排出方法	缶 スチール アルミ	月2回 / 乳白色半透明ポリ袋により混合収集	月2回 / 町指定袋
	びん 無色 茶色 その他		
	ペットボトル		
	プラスチック製容器包装 白色トレイ	週1回 / 乳白色半透明ポリ袋による混合収集	週1回 / 町指定袋
	古紙類 段ボール 新聞 雑誌 容器包装紙 紙パック	月2回 / 結束(容器包装紙は紙袋に入れるか結束)	月2回 / 結束
古布	月2回 / 乳白色半透明ポリ袋	月2回 / 結束	
7 家庭用パソコン	現在、ノート型パソコンは破碎ごみ、デスクトップ型は粗大ごみで収集	高松市と同じ。	

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業			
分類	ごみ処理事業(手数料)			
現況				
項目	高松市		香南町	
1 家庭系一般 廃棄物(可燃・ 破碎ごみ)	有料(指定ごみ袋) (ごみ袋料金) 10㍑ 10円/枚 20㍑ 20円/枚 30㍑ 30円/枚 40㍑ 40円/枚		有料(指定ごみ袋) (ごみ袋料金) 20㍑ 20円/枚 30㍑ 30円/枚 45㍑ 50円/枚	
2 事業系一般 廃棄物	収集していない(直接搬入するか許可業者へ) (処理手数料) ・100kgまで 1,350円 ・20kg増すごとに 270円加算		高松市と同じ。 空港ごみのみ許可制(2社)	
3 臨時・粗大ごみ	南部広域クリーンセンターへ個人が直接搬入 ・100kgまで 1,350円 ・20kg増すごとに 270円加算 随時戸別収集後、処理施設へ ・有料シール制 品目ごとに500円、1,000円、2,000円の3種		高松市と同じ。 該当なし。	
4 資源ごみ	無料		有料(指定ごみ袋) (ごみ袋料金) 40㍑ 20円/枚	
5 動物の死体	・収集、運搬、処分 1体 1,480円 ・処分のみ 1体 590円		・収集・運搬及び処分 1体 1,000円 ・処分のみ 500円	
6 自己搬入 手数料	[埋立・可燃・破碎ごみ] ・100kgまで 1,350円 ・20kg増すごとに 270円加算		[埋立・可燃・破碎ごみ] 高松市と同じ。	
7 家電4品目収 集運搬手数料	(1品目 1個) 2,000円		高松市と同じ。	

部会名	環境
-----	----

問題点・課題
・ごみ袋の料金及び処理手数料等に差異がある。 ・香南町では、臨時・粗大ごみの収集を行っていない。

対応策
・高松市の制度に統一する。 ・香南町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、香南町地域において、使用できるものとする。 ・臨時・粗大ごみ及び動物死体の取扱いについては、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。

調整案
高松市の制度に統一する。 香南町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、香南町地域において、使用できるものとする。 臨時・粗大ごみ及び動物死体の取扱いについては、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(一般廃棄物適正処理指導事業)	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 ごみステーション管理	<p>ステーション協力員制度の利用 ステーション協力員数 2,893名</p> <p>設置基準 20~30世帯で1カ所を基準として設置</p> <p>ステーション電子管理システム 地図情報システムのデータにより、設置場所を管理している</p>	<p>各ステーションごとにリサイクル推進員を設置し管理する。 ステーション数 149箇所 推進員数 149人</p> <p>設置基準 該当なし。 各地区ごとに設置。特に規定は無いが、少数世帯やステーションの距離が近距離の場合は新設しない。</p> <p>ステーション電子管理システム 該当なし。</p>
2 分別収集推進活動補助	<p>分別収集に対する協力及び地域の生活環境の保全・向上のための活動を行う地区衛生組合協議会等に対して、補助金を交付している。 600円/年×登録世帯数×世帯人数係数</p>	<p>年度末に、ごみステーションに登録している世帯の人数に応じてリサイクル分別用のごみ袋を無償にて配布(現物給付) 800円相当</p>

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーションの管理方法に差異がある。 ・分別収集推進活動補助に差異がある。 ・香南町では、リサイクル分別用ごみ袋の無償配布を行っている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・香南町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。 ・香南町のリサイクル分別用ごみ袋の配布は廃止する。 ・香南町において、合併時まで、分別収集推進活動を行う地区衛生組合協議会等の組織化を促す。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(一般廃棄物収集運搬・処理許可)	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 手数料	申請手数料として、申請時に1件につき10,000円	申請手数料 1件につき5,000円
2 許可基準	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例」、「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する施行規則」に基づき許可	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「香南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、「香南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」に基づき許可
3 許可の受付	随時	偶数年度末に申請を受付。(2年に1回)
4 許可期間	許可日から2年間	高松市と同じ。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
申請手数料等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 環境対策事業	
分類	廃棄物管理指導等	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 不法投棄等不法処理防止	<p>【産業廃棄物】 (実施機関) 高松市 中核市の事務として、警備会社に委託し、休日108回、夜間228回、昼間96回のパトロールを実施している。</p> <p>【一般廃棄物】 ・市内3カ所(亀水町・西宝町・屋島西町)において、監視カメラを設置 ・不法投棄防止看板の設置 ・不法投棄警告シールによる啓発</p>	<p>【産業廃棄物】 (実施機関) 香川県において、同様の業務を実施。</p> <p>【一般廃棄物】 ・町で不法投棄の多い箇所に看板を設置。 ・環境パトロールの巡視員に3名を任命</p>
2 産業廃棄物適正処理推進等業務	中核市の事務として、社団法人香川県産業廃棄物協会に啓発資料の作成や講習会の開催等による不法投棄防止と適正処理の啓発事業を委託している。	該当なし。
3 産業廃棄物空中監視、立入り指導等	中核市の事務として、航空会社のヘリコプター借り上げ及び県警ヘリコプターに同乗し、空中から、野外焼却や不法投棄の監視を行うほか、適宜、不適正処理の現場に立入り指導を行う。	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・不法投棄等不法処理防止業務の実施方法等に差異がある。 ・産業廃棄物適正処理推進等業務及び産業廃棄物空中監視、立入り指導等を実施していない。</p>

対 応 策
<p>・高松市の制度に統一するとともに、産業廃棄物の不法投棄等不法処理防止業務については、実施機関を香川県から高松市に移行する。 ・香南町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 環境対策事業	
分類	衛生組織団体活動推進事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 衛生組織団体	高松市衛生組合連合会 地区衛生組合数(地区衛生組合協議会) 35 単位衛生組合数 1,605 加入世帯総数 100,512 衛生組合世帯加入率 74% (平成16年4月1日 現在)	香南町保健衛生自治会 地区衛生組合数 2 単位衛生組合数 39 加入世帯総数 - 衛生組合世帯加入率 - (平成16年4月1日 現在)
2 衛生組織団体活動補助	【運営補助】 高松市衛生組合連合会へ助成 2,545,000円(平成15年度予算) (1世帯当たり 25円×101,800世帯) 【共同防除用器材購入補助】 肩掛噴霧器購入に対して助成 (1基当たり 4,000円) 【河川等清掃事業補助】 ・河川等清掃事業傷害保険料 1人当たり 11.1円 ・河川等清掃事業損害賠償保険料 【啓発活動】 「衛生だより」の発行 発行回数……年1回 発行部数……122,500部	【運営補助】 香南町保健衛生自治会へ助成。 町内全域で60千円 【共同防除用器材購入補助】 該当なし。 【河川等清掃事業補助】 河川清掃時に使用のごみ袋・ゴム手袋の配布。 平成16年度300千円助成予定。 【啓発活動】 該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
衛生組織団体及び活動補助に差異がある。

対 応 策
香南町保健衛生自治会は、高松市衛生組合協議会に統合する。 香南町において、合併時までに地区衛生組合協議会の組織化を促す。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 環境対策事業		部 会 名	環 境
分 類	衛生組織団体活動推進事業			
現 況				
項 目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
3 清掃活動補助	<p>【名称】 クリーン高松推進事業</p> <p>【内容】 道路等に散乱したごみの清掃活動、及び環境美化に関する啓発活動を、高松市衛生組合連合会を中心に事業を実施している。</p> <p>【推進事業補助金】 1地区 80,000円(35地区)</p> <p>【単位衛生組合交付金】 ・1単位組合 1,000円(1,600組合) ・傷害保険料 1人当たり 11.1円)</p> <p>【清掃用具等購入】 清掃用具購入に対して、1世帯当たり 50円 (101,800世帯)</p>	該当なし。		
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24-11 環境対策事業		部会名	環境
分類		ごみ減量・資源化推進事業			
現況					
項目	高松市		香南町		
1 リサイクル推進員制度	(目的) ごみの減量・資源化及び環境美化に関する地区リーダーとして、地区と市の連絡調整を行う。 (人数) 93名 (任期) 2年 (交付金) 1人・1年当たり 24,000円	該当なし。			問題点・課題 ・香南町には、リサイクル推進員制度及び地球にやさしいオフィス・店登録制度がない。 ・ごみ減量・資源化啓発事業の内容及び生ごみ処理機等購入経費補助に差異がある。
2 ごみ減量・資源化啓発事業	「高松市のごみとリサイクルの状況」、「ごみ分別ガイドブック」、「きれいな高松に」(小学校4年生副読本)、「ごみ収集カレンダー」を作成・配布	ごみ分別ガイドブック・ポスター・ステッカー・ごみ袋(リサイクル袋)の配布。			
3 生ごみ処理機等購入経費補助	[生ごみ処理機] ・補助率等 購入金額の1/2以内 1世帯1台で、25,000円を限度 [生ごみ堆肥化容器] ・補助率等 購入金額の3/4以内 1世帯2基までで、6,000円を限度	[生ごみ処理機] ・補助率等 購入金額の1/2以内 1世帯1台で、15,000円を限度 [生ごみ堆肥化容器] ・補助率等 購入金額の1/2以内 1世帯2基までで、3,000円を限度			
4 地球にやさしいオフィス・店登録制度	事業者のごみ減量、資源化啓発活動として平成4年度から「地球にやさしいオフィス登録制度」を、また平成5年度から「地球にやさしい店登録制度」を実施している。 登録事業所、店舗数(平成16年4月1日現在) 地球にやさしいオフィス 607事業所 地球にやさしい店 267店舗	該当なし。			
対応策					
高松市の制度に統一する。 香南町において、合併時までにリサイクル推進員を選定する。					
調整案					
高松市の制度に統一する。					

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 環境対策事業		部会名	環 境
分 類	環境基本計画			
	現 況			
項 目	高 松 市	香 南 町		
1 環境基本計画	<p>(目的) 平成8年4月1日に施行された高松市環境基本条例に基づいて、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定したもので、市・事業者・市民が協力して環境への負荷の少ない社会を築くことで、現在及び将来の市民が、健康で文化的な生活を送ることができる環境を守り育てていくことを目的としている。</p> <p>(策定) 平成10年度 (計画期間) 平成11年度～平成23年度 (計画の内容) ・環境基本計画の考え方 ・高松市の環境の現状と課題 ・高松市の望ましい環境像 ・環境の保全および創造に関する施策 ・環境を保全・創造するための行動 ・計画の推進体制と進行管理</p>	該当なし。	問題点・課題	香南町では、環境基本計画及び環境白書が作成されていない。
2 環境白書	高松市環境基本条例に基づき、市民に対し、環境の状況ならびに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにした環境白書を毎年度作成し、公表を行う。	該当なし。	対応策	環境基本計画については、合併年度の翌年度に、香南町地域を含めた計画に見直す。
			調 整 案	高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業	
分類	環境保全推進事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 市 町
1 環境パネル展	環境月間(6月)に、環境保全啓発事業の一環として、市役所1階の市民ホールで「環境展」を開催し、市民の環境問題及び環境保全に対する意識の啓発と高揚を図る。	該当なし。
2 環境保全意識啓発	ホームページ及び広報紙等を活用し、環境保全意識の啓発を推進する。	高松市と同じ。
3 環境ボランティア団体の育成	高松市環境プラザにおいて、環境ボランティア団体の紹介・情報交換交流の場を提供し、環境意識の高い市民の育成が可能な日常的な交流の場づくりを推進する。	該当なし。
4 環境美化都市推進会議	(名称) 高松市環境美化都市推進会議 昭和54年9月に環境美化について、市民と行政が一体となって目指すべき目標となる「環境美化都市宣言」を行い、同年11月に市内の関係団体・市議会・行政の代表者で組織する「高松市環境美化都市推進会議」を発足させ、環境美化推進事業を行っている。 ・中央通りの一斉清掃 ・環境美化推進運動功労者表彰 など	(名称) 香南町環境美化推進協議会 快適な生活環境を保全し、清潔で潤いのあるまちづくりを目指し、香南町環境美化事業を行っている。 ・町内の一斉清掃(毎年6月)
5 ISO14001推進事業	「土と水と緑を大切に環境共生都市 たかまつ」を実現するため、環境マネジメントシステムの国際標準規格であるISO14001の認証を平成13年9月7日に香川県内の自治体で初めて、四国内の市としても初めて取得し、市役所自らが率先して環境に配慮した行政を推進している。 ・事業者のISO14001の認証取得の支援 ・高松市家庭版環境ISO認定制度の取組世帯数の拡大 など	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業	
分類	大気汚染監視事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 県
1 実施機関	高松市	香川県
2 大気汚染自動監視	一般環境測定局4局、自動車排ガス局4局をテレメータ化し、常時保守管理を行う。	
3 有害大気汚染物質調査	・ 一般環境について、3地点を年12回測定 ・ 沿道について、1地点を年12回測定	
4 ダイオキシン類調査	一般環境1地点、沿道1地点について、環境大気中のダイオキシン類を調査	
5 その他	大気汚染防止法に基づく届出・監視等 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出・監視等 香川県公害防止条例に基づく届出・監視等 高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	香川県において、同様の業務を実施 香川県において、同様の業務を実施 香川県において、同様の業務を実施 該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
実施機関及び実施内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 環境対策事業	
分類	騒音振動防止対策事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 環境騒音調査	一般地域15地点、道路に面する地域10地点について騒音測定実施。 道路に面する地域の騒音測定結果を用いて34区間について面的評価を行う。	法に基づく地域指定がないため、調査は実施していない。
2 道路交通騒音・振動調査	道路交通騒音の測定を10地点、道路交通振動測定を10地点について実施	法に基づく地域指定がないため、調査は実施していない。
3 航空機騒音調査	1地点(西植田町)について香川県が騒音測定を実施	地域指定がないため、調査は実施していない。
4 その他	騒音規制法に基づく届出・監視等 振動規制法に基づく届出・監視 高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	該当なし。 該当なし。 該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
香南町においては、行政区域全体が法律上の対象地域に指定されていないため、事業を実施していない。

対 応 策
高松市において、合併時まで、香南町地域における対象地域指定について、香川県と協議を行う。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 環境対策事業	
分類	水質汚濁監視事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 公共用水域水質調査	河川(環境基準点9地点、補助点2地点、その他地点2地点、ため池(その他地点10地点)、海域(その他地点5地点)の健康項目・生活環境項目・その他項目を調査	香東川水域2か所について、年2回健康項目・生活環境項目・その他項目を調査
2 地下水質調査	(実施機関) 高松市 概況調査(市内を2kmメッシュに区分して年1回調査し、計46区分を、3年間でローテーションする。)及び定期モニタリング(過去に有害物質が検出された井戸4本について、年1回調査)を実施	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施。
3 ダイオキシン類調査	(実施機関) 高松市 河川水質、底質(環境基準点9地点で毎年実施)、土壌(一般環境2.5kmメッシュ35地点、発生源周辺20地点について、平成16年度まで実施)、地下水(市内14区域を3年間でローリング調査)	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施。
4 その他	水質汚濁防止法に基づく届出・監視等 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく届出・監視等 土壌汚染対策法に基づく届出・監視等 高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	香川県において、同様の業務を実施。 香川県において、同様の業務を実施。 香川県において、同様の業務を実施。 該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・公共用水域水質調査の実施方法が異なる。 ・地下水質調査、ダイオキシン類調査及び水質汚濁防止法に基づく届出・監視等の実施機関に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一するとともに、地下水質調査、ダイオキシン類調査及び水質汚濁防止法に基づく届出・監視等については、実施機関を香川県から高松市へ移行する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業	
分類	公衆便所管理	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 設置数	26カ所(平成16年4月1日) 公衆便所 20カ所 その他便所 6カ所	該当なし。
2 清掃委託	業者委託 16カ所 個別管理委託 10カ所	
3 施設維持管理	管理用品購入、電気・水道・下水道料金、施設修繕料の支払い、浄化槽保守点検等の業務委託等に対応。	
4 市・町民トイレ制度	(目的) 市街地における公衆便所の不足を補うため、民間施設の既存トイレを、市民や観光客が広く気軽に利用できるよ提供してもらうもの。 (設置数) 8カ所	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24 - 11 環境対策事業	
分類		し尿収集事業	
現況			
項目	高松市	香南市	町
1 し尿収集手数料	(徴収) 許可業者が徴収 (手数料) ・一般家庭(定額制) 人数割(1人1カ月につき) 330円 回数割(1回につき) 340円 ・事業所等(従量制) 18ℓにつき 210円 ・特別料金 ・ホース2本(40m)を超える場合 1本につき 280円加算 ・軽四輪車による収集の場合 1回につき 460円加算 ・一般家庭用無臭トイレの場合 1回につき 460円加算	(徴収) 許可業者が徴収 (手数料) ・一般家庭(定額制) 人数割(1人1カ月につき) 370円 回数割(1回につき) 340円 ・事業所等(従量制) 18ℓにつき 230円 ・特別料金 ・ホース2本(40m)を超える場合 1本につき 280円加算 ・軽四輪車による収集の場合 1回につき 460円加算 ・一般家庭用無臭トイレの場合 1回につき 460円加算	
2 収集・運搬主体	市の許可業者	町の許可業者	
3 委託・許可業者数	5業者(許可業者)	3業者(許可業者)	
4 許認可事務	・一般収集運搬事業者 1万円 ・浄化槽清掃事業者 1万円	・一般収集運搬事業者 5,000円 ・浄化槽清掃事業者 7,000円	
5 貯留施設	該当なし。	中継用貯留施設 ・容量 = 100トン 貯留施設への進入路については、私有地であるが、香南市において維持管理をしている。 中継用貯留施設は、私有地のため、借上げ料を支払っている。	

部会名	環境
-----	----

問題点・課題
・手数料に差異がある。 ・香南市においては、中継用貯留施設を設置している。 ・香南市の貯留施設への進入路及び施設用地が私有地である。

対応策
高松市の制度に統一する。 香南市のし尿中継用貯留施設については、合併後においても、継続して使用するものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。 香南市のし尿中継用貯留施設については、継続して使用するものとする。

「建設関係事業について」に関する資料

用途地域について	62
屋外広告物規制について	63
建築指導について	64~66
開発指導について	67~68
建築物等検査について	69~70
確認申請審査について	71
都市公園等について	72~73
ちびっこ広場について	74
緑化事業について	75
花いっぱい推進事業について	76~77
緑の基本計画について	78
市・町道路等について	79
道路維持管理について	80
道路愛護団体について	81
道路新設改良について	82
急傾斜地崩壊対策事業について	83
水防対策について	84
市・町営住宅について	85~86
特定優良賃貸住宅制度について	87
高齢者向け優良賃貸住宅制度について	88
住宅新築資金等貸付金について	89

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業																																																																																					
分類	用途地域																																																																																					
現 況																																																																																						
項目	高 松 市		香 南 市 町																																																																																			
1 概要	<p>平成16年5月17日に、線引き(市街化区域と市街化調整区域の区分)廃止と併せ、高松広域都市計画区域(高松市、牟礼町、三木町、香川町、香南町、国分寺町、綾南町)に再編した。この再編により、高松市の都市計画区域は、島嶼部と山田地区の4町(西・東植田町、菅沢町、池田町)を除く、16,195haが都市計画区域となった。</p> <p>このうち、旧市街化区域(4,754ha)については、良好な市街地環境の形成や都市における住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建物の用途や容積率・建蔽率・高さなどの形態を誘導する用途地域を指定している。</p>		該当なし。																																																																																			
2 種類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>面積 (ha)</th> <th>容積率 (%)</th> <th>建ぺい率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第一種低層住居専用地域</td> <td>4.2</td> <td>60以下</td> <td>40以下</td> </tr> <tr> <td>222</td> <td>80 "</td> <td>50 "</td> </tr> <tr> <td>381.1</td> <td>100 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種低層住居専用地域</td> <td>83.8</td> <td>150 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td> <td>718.8</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種中高層住居専用地域</td> <td>316.6</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>903.4</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td>286.1</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td>35.4</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">近隣商業地域</td> <td>86.5</td> <td>200 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>274.2</td> <td>300 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>1.2</td> <td>200 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>140.9</td> <td>400 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>55.7</td> <td>500 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">商業地域</td> <td>36</td> <td>600 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>1.7</td> <td>700 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>7.5</td> <td>800 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>863.2</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>144.5</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>155.8</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>工業専用地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4,754</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			種 類	面積 (ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	第一種低層住居専用地域	4.2	60以下	40以下	222	80 "	50 "	381.1	100 "	60 "	第二種低層住居専用地域	83.8	150 "	60 "	第一種中高層住居専用地域	718.8	200 "	60 "	第二種中高層住居専用地域	316.6	200 "	60 "	第一種住居地域	903.4	200 "	60 "	第二種住居地域	286.1	200 "	60 "	準住居地域	35.4	200 "	60 "	近隣商業地域	86.5	200 "	80 "	274.2	300 "	80 "	1.2	200 "	80 "	140.9	400 "	80 "	55.7	500 "	80 "	商業地域	36	600 "	80 "	1.7	700 "	80 "	7.5	800 "	80 "	863.2	200 "	60 "	準工業地域	144.5	200 "	60 "	工業地域	155.8	200 "	60 "	工業専用地域				合 計	4,754		
種 類	面積 (ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)																																																																																			
第一種低層住居専用地域	4.2	60以下	40以下																																																																																			
	222	80 "	50 "																																																																																			
	381.1	100 "	60 "																																																																																			
第二種低層住居専用地域	83.8	150 "	60 "																																																																																			
第一種中高層住居専用地域	718.8	200 "	60 "																																																																																			
第二種中高層住居専用地域	316.6	200 "	60 "																																																																																			
第一種住居地域	903.4	200 "	60 "																																																																																			
第二種住居地域	286.1	200 "	60 "																																																																																			
準住居地域	35.4	200 "	60 "																																																																																			
近隣商業地域	86.5	200 "	80 "																																																																																			
	274.2	300 "	80 "																																																																																			
	1.2	200 "	80 "																																																																																			
	140.9	400 "	80 "																																																																																			
	55.7	500 "	80 "																																																																																			
商業地域	36	600 "	80 "																																																																																			
	1.7	700 "	80 "																																																																																			
	7.5	800 "	80 "																																																																																			
	863.2	200 "	60 "																																																																																			
準工業地域	144.5	200 "	60 "																																																																																			
工業地域	155.8	200 "	60 "																																																																																			
工業専用地域																																																																																						
合 計	4,754																																																																																					

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	屋外広告物規制	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 県
1 実施機関	中核市として、高松市が実施	香川県において、同様の業務を実施
2 概要	高松市屋外広告物条例に基づき、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために屋外広告物の許可等の規制事務を行っている。	
3 屋外広告物の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・張り紙 ・屋上広告 ・消火栓標識添加 ・バス停標識表示 ・電柱(巻付) ・電柱(添加) ・突き出し広告 ・壁面広告 ・野立(広告板) ・野立(広告塔) 	

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を、香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	建築指導			
	現 況			
項目	高 松 市	香 南 町		問 題 点 ・ 課 題
1 建築審査会の設置	(実施機関) 特定行政庁()として、高松市が実施 (設置日) 昭和46年4月1日 (委員数) 7名 (内容) ・建築基準法第94条第1項の審査請求に対する採決についての議決 ・特定行政庁の諮問に応じて、建築基準法の施行に関する重要事項の調査・審議 ・建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		・実施機関に差異がある。 ・香南町では、建築紛争調整委員を設置していない。 ・香南町では、狭あい道路拡幅整備(補助)及びその他建築に関する指導を実施していない。
2 建築紛争調整委員の設置	(設置日) 平成9年3月27日 (内容) 「高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱」に基づき、紛争当事者が自主的な解決のための努力をしたにもかかわらず合意に至らなかったものについて、紛争当事者の双方から紛争の調整の申出があったときに紛争解決のための調停に関する事項について調査審議を行う。	該当なし。		対 応 策
				高松市の制度に統一するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。
3 各関係法に係る指導	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)、建築物の耐震改修の促進に関する法律及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、指導を行っている。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		調 整 案
				高松市の制度に統一する。

特定行政庁とは、建築基準法において、独立の行政機関の性格を有する建築主事を置く地方公共団体の長を指す。人口25万人以上の市及び建築主事を置くその他の市町村の区域については、当該自治体の長が、また、建築主事を置かない市町村の区域については、都道府県知事がこれに該当する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	建築指導			
現 況				
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 違法建築等の指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 違反建築物の防止のため、建築監視員によるパトロールを行っている。 ・違反建築物に対する使用禁止、使用制限、是正、勧告、命令措置 ・毎年10月には高松市内一斉公開パトロールを実施</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
5 道路の相談指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 建築基準法第42条の道路の定義に基づく調査位置付けを行うとともに、同条第2項に規定される幅員4m未満の道路について、高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、狭あい拡幅整備の協力を求めている。また、同法第44条関係の例外許可については、一定の基準を確保しているものについて建築基準法の道路位置付けを行っている。</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
6 特殊建築物等の防災指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 不特定多数の人が利用する特殊建築物の安全性の確保と適正な維持管理を図り、事故の発生を未然に防止するため、建築物の所有者、管理者に対し、防災指導を実施している。(年3回建築物防災週間時に立ち入り調査を実施)</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	建築指導	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
7 建築許可事務	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・建築基準法第43条に規定される敷地と道路の間に水路、空地がある場合等の例外許可 ・建築基準法の建築制限の例外許可	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
8 狭あい道路拡幅整備(補助)	(内容) 高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、建築基準法第42条第2項に規定される幅員4m未満の道路を、市民の理解と協力の下に、狭あい道路拡幅整備を促進し、良好な住環境を確保している。 ・後退した用地を市に寄付した場合は、後退に係る測量、分筆・所有権移転、登記費用については全額を助成 ・後退部分の門、塀などの撤去については、一部を助成	該当なし。
9 がけ地近接等危険住宅移転事業	(内容) がけ地の崩壊の危険が著しい区域に建っている住宅(昭和49年以前に建築された住宅に限る。)の安全な場所への移転を促進するため、危険住宅の除去などと新たに建設・購入する経費に補助金を交付する。	高松市と同じ。
10 その他建築に関する指導	高松市建築基準法施行条例、高松市建築基準法施行細則、高松市旅館施設等の建築に関する指導要綱、高松市ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱、高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱、高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、建築に関する指導を行っている。	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業		部 会 名	都 市 開 発
分 類	開発指導			
	現 況			
項 目	高 松 市	香 南 町		問 題 点 ・ 課 題
1 開発審査会の設置	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (設置日) 平成12年4月1日 (委員数) 5名 (内容) 都市計画法第81条第1項の規定に基づく監督処分不服のある者からの審査請求について、その採決を行う。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		・実施機関に差異がある。 ・開発行為等の許可基準に差異がある。
2 開発指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 都市計画法第33条の開発許可の基準及び高松市開発指導要綱や運用基準並びに香川県開発許可の手引き等の規定に基づき、開発指導を行っている。 (対象面積) ・都市計画区域 1,000㎡以上 ・都市計画区域外 1ha以上	(実施機関等) 香川県において、1,000㎡以上の開発について、同様の業務を実施している。 なお、1,000㎡未満の開発については香南町の土地開発指導要綱にて指導している。		対 応 策
				高松市の制度に統一するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。 ただし、香南町の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。
3 開発行為等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 都市計画法第29条の規定に基づく一定規模以上の開発行為に対する開発許可制度 (許可基準) 最低敷地規模 用途地域 100㎡ 用途白地地域 150㎡	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施。 (許可基準) 最低敷地規模 用途地域 該当なし。 用途白地地域 200㎡		調 整 案
				高松市の制度に統一する。 ただし、香南町の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	開発指導			
	現 況			
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 優良宅地認定	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 租税特別措置法に基づく土地譲渡に対する重課の適用除外、長期譲渡所得等に対する課税の軽減を受けるための優良宅地の認定制度 平成15年度実績 0件	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		
5 道路位置指定	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 建築基準法第42条の規定に基づき、利害関係人からの申請により、特定行政庁が、道を建築基準法上の道路として認める処分 平成15年度実績 13件	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	建築物等検査			
現 況				
項目	高 松 市	香 川 県	問 題 点 ・ 課 題	
1 建築物の検査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・中間検査は木造建築物の建築基準法による中間検査と公庫融資の現場審査があり、建物の安全性確保のため軸組みを緊結した状況の検査を実施している。 ・完了検査は建築基準法による完了検査と公庫融資の竣工検査があり、建築物の一般規定、構造規定、防火区画、避難規定、排煙規定、非常用照明、内装、建築設備等の検査を実施している。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	実施機関に差異がある。	
2 工作物の検査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁等の構造上・防火上の検査	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	対 応 策	
3 建築設備の検査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 建築物内のエレベーター、エスカレーター等の防火上・避難上の検査	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。	
調 整 案				
高松市の制度を適用する。				

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	建築物等検査			
現 況				
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 仮設建築物の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・仮設建築物 仮設興行場、仮設店舗等(建築工事施工のため、既存建築物に替わる建築物)の防火上、避難上の検査 ・仮使用建築物 建築物の増築、改築、大規模の修繕もしくは模様替の工事における廊下・階段等の避難施設、消化施設、非常用照明装置、非常用昇降機、防火区画等の安全・防火・非難上安全上の検査</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24-14 建設関係事業		部会名	都市開発
分類		確認申請審査			
		現況			
項目	高松市	香南町	問題点・課題		
1 建築確認申請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(申請物)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(建築物)審査 ・法律相談及び指導等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	実施機関に差異がある。		
2 工作物確認申請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(工作物)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(工作物)審査 ・法律相談及び指導等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	対応策		
3 建築設備確認申請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(建築設備)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(建築設備)審査 ・法律相談及び指導等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から、高松市へ移行する。		
4 関係法等に関する審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・住宅金融公庫の設計審査 ・建設リサイクル法届出書の審査 ・福祉の街づくり条例届出書の審査 ・法律相談及び指導(建築基準関係規定、建築士法、ハートビル法、建築リサイクル法、香川県福祉のまちづくり条例、住宅金融公庫法等)	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	調整案		
			高松市の制度を適用する。		

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業																																	
分類	都市公園等																																	
現 況																																		
項 目	高 松 市	香 南 町																																
1 現況	<p>都市公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="2">現 況</th> </tr> <tr> <th>公園数</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園</td> <td>96</td> <td>19.38</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>5</td> <td>5.42</td> </tr> <tr> <td>地区公園</td> <td>1</td> <td>3.52</td> </tr> <tr> <td>総合公園</td> <td>2</td> <td>24.28</td> </tr> <tr> <td>運動公園</td> <td>1</td> <td>2.06</td> </tr> <tr> <td>歴史公園</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>墓 園</td> <td>1</td> <td>11.86</td> </tr> <tr> <td>緑地・緑道</td> <td>9</td> <td>3.08</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>116</td> <td>77.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他公園 41箇所 6.67ha</p>	種 別	現 況		公園数	面積 (ha)	街区公園	96	19.38	近隣公園	5	5.42	地区公園	1	3.52	総合公園	2	24.28	運動公園	1	2.06	歴史公園	1	8	墓 園	1	11.86	緑地・緑道	9	3.08	計	116	77.6	<p>都市公園 該当なし。</p> <p>その他公園 1箇所(月見ヶ原公園) 2.63ha (ししまる館、ふれあい館、テニスコートを除く。)</p>
種 別	現 況																																	
	公園数	面積 (ha)																																
街区公園	96	19.38																																
近隣公園	5	5.42																																
地区公園	1	3.52																																
総合公園	2	24.28																																
運動公園	1	2.06																																
歴史公園	1	8																																
墓 園	1	11.86																																
緑地・緑道	9	3.08																																
計	116	77.6																																
2 維持管理	<p>街区公園等の除草・清掃等の日常の維持管理については、公園周辺の自治会や老人会などで組織された「公園愛護会」で行っている。 また、規模の大きい地区公園や樹木管理については、シルバー人材センターや(財)高松市花と緑の協会へ委託している。</p>	<p>公園の除草・清掃・樹木管理については、(有)香南町農業振興公社やシルバー人材センターへ委託している。</p>																																
3 占用料	<p>公園施設を設ける場合 その都度市長が定める額 公園を占用する場合 使用面積1㎡につき 1日 44円 行為をする場合 使用面積1㎡につき 1日 15円 ただし、興行を行う場合は30円</p>	<p>該当なし。</p>																																

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
維持管理の方法等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	都市公園等			
	現況			
項目	高松市	香南市	問題点・課題	
4 有料施設	<p>(玉藻公園)</p> <p>入園料 普通 大人200円, 小人100円 団体 大人140円, 小人 70円 団体は20人以上 / 6歳未満は無料</p> <p>披雲閣使用料 ・営業目的 890円 ~ 9,140円 ・その他 440円 ~ 4,570円</p> <p>(仏生山公園)</p> <p>体育館(アリーナ面積1,089㎡)</p> <p>・施設 バレーボール2面、バスケットボール2面、バドミントン6面ほか</p> <p>・使用料金 専用使用 4,270円 ~ 307,210円 個人使用 一般100円, 学生50円(1時間) 温水プール</p> <p>・施設 25mプール(7コース / 水深1.1m ~ 1.3m) 補助プール(水深60cm)</p> <p>・使用料金 大人510円, 中・高校生340円 小人(3歳未満除く)230円 * 身体障害者が利用する場合は, 無料</p> <p>集会室</p> <p>・施設 第1 ~ 第5集会室</p> <p>・使用料金 2,170円 ~ 6,480円 / 全日 ・冷暖房料 室料の1/2の額</p> <p>管理運営</p> <p>・体育館、温水プール (財)高松市スポーツ振興事業団</p> <p>・集会室 (財)高松市花と緑の協会</p>	該当なし。		
			対応策	
			調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	ちびっこ広場			
	現況			
項目	高松市	香南市		問題点・課題
1 ちびっこ広場	<p>目的 土地所有者の好意により、空き地となり使用されていない土地を開放してもらい、子ども達が自由に遊べる場所として整備している。</p> <p>維持管理等 ・管理 地元広場管理者 ・土地賃借料 無料 ・固定資産税 免除</p> <p>箇所数 51箇所</p>	該当なし。		
				対応策
				調整案
				高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	緑化事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 町
1 街路緑化	市道の街路樹の維持管理を行っている。 ・高木 五番町西宝線ほか57路線 5,804本 ・低木 天神前瓦町線ほか37路線 28,380m	町道の街路樹の維持管理を行っている。 ・高木 香川綾南線ほか1路線 67本 ・低木 香川綾南線ほか1路線 240m
2 民有地緑化	生垣設置助成事業 ・助成対象 新しく生垣を設置する宅地の所有者 ・助成要件 公衆用道路に面した部分が4m以上 ・助成率 植栽工事費(1m当り5,000円で算出)の3分の2以内 ・事業主体 (財)高松市花と緑の協会 環境保全緑化助成事業 ・助成対象 事業所の敷地内に新しく緑化木を植栽するもの ・助成要件 (高木)公衆用道路から樹木全体が見えること (低木)公衆用道路に面した部分が4m以上 ・助成率 植栽工事費の2分の1以内 既設ブロック取り壊し加算(上記、ともに適用) 1m当り2,500円 限度額(上記、ともに適用) 150,000円 上記の事業については、(財)高松市花と緑の協会に補助金を交付し、実施している。	生垣整備助成事業 ・助成対象 新しく生垣を整備する町内の地区住民及び町内で組織する団体 ・助成要件 公道に面した部分が4m以上 ・助成率 植栽工事費の3分の2 該当なし。 該当なし。 限度額 100,000円

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
事業内容が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24-14 建設関係事業		部会名	都市開発
分類		花いっぱい推進事業		問題点・課題	
		現況		対応策	
項目	高松市	香南市	町	調整案	
1 花壇管理	地区花壇 ・箇所数 公園、出張所等74箇所 ・管理 各施設・地元で管理 幹線道路等の花壇 ・箇所数 20箇所 ・面積 5,524㎡ ・管理 (財)高松市花と緑の協会	該当なし。 幹線道路等の花壇 ・箇所数 8箇所 ・面積 884.9㎡ ・管理 各地区老人会		事業内容が異なる。	
2 フラワーサークル高松	花いっぱい・緑化を進めるために、花や緑を増やし、育て、守る奉仕者として活動するフラワーサークル高松を設立し、花と緑のまちづくりの主体組織となるよう支援している。 会員数 92人 活動 フラワーフェスティバルへの参加、地区花壇への花の植え付け、高松駅前広場・花時計への花の植え付け	該当なし。		高松市の制度に統一する。 ただし、香南町が実施している「ふるさとづくり事業」及び「世代間交流花づくり事業」については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。	
3 ミニフラワーパーク整備事業	該当なし。	団体が手づくりで行う施設または設備の整備に対し、助成を行っている。 ・助成対象 地区住民で組織する団体 ・対象事業 整備に要する資材、苗木及び種子 ・助成率 対象事業費の3分の2 ・限度額 100,000円			
4 ポケットパーク	街路事業等の残地に整備したポケットパークの維持管理を行っている。 設置状況 16箇所 4,638㎡ 管理 (財)高松市花と緑の協会	該当なし。		高松市の制度に統一する。 ただし、香南町が実施している「ふるさとづくり事業」及び「世代間交流花づくり事業」については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 14 建設関係事業		部会名	都市開発
分類		花いっぱい推進事業			
		現況		問題点・課題	
項目	高松市	香南町			
5 フラワーフェスティバル	<p>(趣旨等) 市と市民が一体となって花いっぱいのまちづくりを推進している。 なお、平成14年度から交通安全フェアと共同で高松春のまつり「フラワーフェスティバル&交通安全フェア」として実施している。</p> <p>(主催) 高松市フラワーフェスティバル実行委員会</p> <p>(主管) 高松市、(財)高松市花と緑の協会</p> <p>(開催時期) 毎年5月3日～5日</p> <p>(開催場所) 高松市立中央公園</p> <p>(内容) ステージイベント(クイズ大会、コンサート等)、スタンプラリー、学校花壇コンクール、ガーデニング教室など</p> <p>(市負担金) 13,600千円(平成16年度実績)</p>	該当なし。			
6 ふるさとづくり事業	該当なし。	<p>全町公園化構想に基づき、花と緑の推進事業に対し、助成を行っている。</p> <p>・助成団体 町老人クラブ連合会、子供会連絡協議会</p> <p>・助成金額 250,000円/年/1団体</p>			
7 世代間交流花づくり事業	該当なし。	<p>全町公園化構想に基づき、美しい景観を次世代に引き継ぐ大切さの推進事業に対し、助成を行っている。</p> <p>・助成団体 町子供会連絡協議会</p> <p>・助成金額 100,000円/年</p>			
				対応策	
				調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	緑の基本計画			
現 況				
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 緑の基本計画	<p>概要等 緑のマスタープラン及び都市緑化推進計画の内容を併せ持つものとして、都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地の保全だけでなく、都市計画制度によらない公共公益施設や民有地の緑化、普及啓発活動までの幅広い計画内容を含んでおり、都市緑化保全法に基づく法定計画として、平成14年3月に策定した。 本計画は、今後の高松市の緑の保全・創出に関わる様々な施策と、その目標及び方針を定めるものである。</p> <p>計画対象区域 都市計画区域内 ただし、都市計画区域外地域についても、区域内と同様に扱う。</p> <p>基本理念 みどりあふれる 人にやさしいまち 高松</p> <p>基本方針 ・みどりをまもり、つたえる まちづくり ・みどりを活かせる まちづくり ・身近なみどりをつくり、育てる まちづくり ・みどりを育む仲間をふやす まちづくり</p>	該当なし。	香南町では、緑の基本計画が策定されていない。	
対 応 策				
合併後において、香南町地域を含めた計画の見直し等を行う。				
調 整 案				
高松市の制度を適用する。				

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業																																																			
分類	市・町道路等																																																			
現 況																																																				
項目	高 松 市		香 南 町																																																	
1 道路状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">延長(m)</th> <th rowspan="2">舗装率 (%)</th> </tr> <tr> <th>舗装済</th> <th>砂利道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道</td> <td>31,732</td> <td>0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>236,181</td> <td>0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>1,578,472</td> <td>95,589</td> <td>94.3</td> </tr> </tbody> </table>		区分	延長(m)		舗装率 (%)	舗装済	砂利道	国道	31,732	0	100.0	県道	236,181	0	100.0	市道	1,578,472	95,589	94.3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">延長(m)</th> <th rowspan="2">舗装率 (%)</th> </tr> <tr> <th>舗装済</th> <th>砂利道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道</td> <td>2,167</td> <td>0</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>14,593</td> <td>0</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>町道</td> <td>61,572</td> <td>5,439</td> <td>91.9</td> </tr> </tbody> </table>		区分	延長(m)		舗装率 (%)	舗装済	砂利道	国道	2,167	0	100	県道	14,593	0	100	町道	61,572	5,439	91.9												
区分	延長(m)			舗装率 (%)																																																
	舗装済	砂利道																																																		
国道	31,732	0	100.0																																																	
県道	236,181	0	100.0																																																	
市道	1,578,472	95,589	94.3																																																	
区分	延長(m)		舗装率 (%)																																																	
	舗装済	砂利道																																																		
国道	2,167	0	100																																																	
県道	14,593	0	100																																																	
町道	61,572	5,439	91.9																																																	
2 市・町道延長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>幅 員</th> <th>実延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5m未満</td> <td>246,996</td> </tr> <tr> <td>2.5m以上 6.5m未満</td> <td>1,212,791</td> </tr> <tr> <td>6.5m以上 8.5m未満</td> <td>105,507</td> </tr> <tr> <td>8.5m以上</td> <td>108,767</td> </tr> </tbody> </table>		幅 員	実延長(m)	2.5m未満	246,996	2.5m以上 6.5m未満	1,212,791	6.5m以上 8.5m未満	105,507	8.5m以上	108,767	<table border="1"> <thead> <tr> <th>幅 員</th> <th>実延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5m未満</td> <td>4,348</td> </tr> <tr> <td>2.5m以上 6.5m未満</td> <td>48,526</td> </tr> <tr> <td>6.5m以上 8.5m未満</td> <td>5,441</td> </tr> <tr> <td>8.5m以上</td> <td>8,366</td> </tr> </tbody> </table>		幅 員	実延長(m)	2.5m未満	4,348	2.5m以上 6.5m未満	48,526	6.5m以上 8.5m未満	5,441	8.5m以上	8,366																												
幅 員	実延長(m)																																																			
2.5m未満	246,996																																																			
2.5m以上 6.5m未満	1,212,791																																																			
6.5m以上 8.5m未満	105,507																																																			
8.5m以上	108,767																																																			
幅 員	実延長(m)																																																			
2.5m未満	4,348																																																			
2.5m以上 6.5m未満	48,526																																																			
6.5m以上 8.5m未満	5,441																																																			
8.5m以上	8,366																																																			
3 市・町・管理橋梁	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>橋数</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非永久橋</td> <td>15m未満</td> <td>22</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td>4</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">永久橋</td> <td>15m未満</td> <td>1,031</td> <td>4,078</td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td>104</td> <td>3,246</td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td>9</td> <td>1,876</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		橋数	延長(m)	非永久橋	15m未満	22	64	15m以上100m未満	4	88	100m以上			永久橋	15m未満	1,031	4,078	15m以上100m未満	104	3,246	100m以上	9	1,876	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>橋数</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非永久橋</td> <td>15m未満</td> <td>2</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">永久橋</td> <td>15m未満</td> <td>51</td> <td>244.5</td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td>3</td> <td>79.8</td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区 分		橋数	延長(m)	非永久橋	15m未満	2	4.9	15m以上100m未満			100m以上			永久橋	15m未満	51	244.5	15m以上100m未満	3	79.8	100m以上		
区 分		橋数	延長(m)																																																	
非永久橋	15m未満	22	64																																																	
	15m以上100m未満	4	88																																																	
	100m以上																																																			
永久橋	15m未満	1,031	4,078																																																	
	15m以上100m未満	104	3,246																																																	
	100m以上	9	1,876																																																	
区 分		橋数	延長(m)																																																	
非永久橋	15m未満	2	4.9																																																	
	15m以上100m未満																																																			
	100m以上																																																			
永久橋	15m未満	51	244.5																																																	
	15m以上100m未満	3	79.8																																																	
	100m以上																																																			
4 認定基準	<p>市道認定基準要綱を定めている。 (認定する道路の要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線が系統的で交通上重要な道路であること。 ・国・県道の廃止に伴い、その区間が市道として在置する必要があること。 ・起点及び終点が直接公道に連絡する道路であること。 ・重要な公共、公益施設と国・県道及び市町村道のいずれかに連絡する道路。 など 		<p>町道認定基準要綱を定めていない。</p>																																																	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
香南町では、町道の認定基準を定めていない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 香南町が、認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 香南町が、認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	道路維持管理	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 修繕	市道の路側・側溝・雨水桝などの道路施設や舗装・暗渠等の修繕を業者発注により実施している。	高松市と同じ。
2 補修	市道上の陥没、路面のひび割れなどについて、現状での機能回復を原則として、簡易なものは現場事務所や本庁職員による原材料(常温合材、グレーチング、凍結防止剤)で対応している。また、根本的に補修を要する場合は、業者発注により実施している。 路面凍結防止剤を市内2箇所の公共の場所へ置き、地区住民において対応している。	高松市と同じ。 路面凍結剤は役場に保管し職員で対応し、作業量が多い場合業者に委託している。
3 清掃	市内の主要幹線道路(1級・2級)について、道路路面・雨水桝・側溝・暗渠清掃・地下道ポンプ井等の清掃を業務委託、その他道路については、地元等の通報により業務委託で実施している。 また、草刈について、県管理河川堤防の道路や、山間部で人家がなく、見通しが悪く交通安全上危険な箇所は業務委託で実施している。	町内の主要幹線道路(1級・2級)について、道路路面・側溝・雨水桝・暗渠清掃を業務委託、その他道路については、地元等の通報により業務委託で実施している。 また、草刈は、町道認定道路については、定期的に年1回(7月予定)実施。なお、通行に支障がある場合は随意に実施。業務については、香南町シルバー人材センターに委託している。
4 交通安全施設修繕	交通安全施設であるカーブミラー・防護柵・道路標識・区画線・交差点案内標識・視線誘導標識等の修繕を業者発注により実施している。	高松市と同じ。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
道路維持管理の方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	道路愛護団体	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 名称	たかまつマイロード	該当なし。 道路愛護団体としては実施していないが、自主的に町内の団体が、主要幹線道路の清掃、緑化活動を行っている。
2 組織	(団体数) 13道路愛護団体 (活動) 市道周辺の自治会等の団体が、道路の清掃・緑化活動などを、地域住民と協働して道路の維持管理や美化活動を実施している。	
3 支援	たかまつマイロード実施要領に基づき、各道路愛護団体へ清掃用具を支給するとともに、清掃に伴う傷害保険への加入費用を負担している。	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	道路新設改良	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 町
1 新設改良	市の計画及び地元要望により、道路及び橋梁について計画的に実施している。	町の計画や地元要望により、道路及び橋梁について事業を実施している。
2 土地の買収単価	地元要望については、4m以上は300円/㎡、5m以上は2,000円/㎡とし、時価買収は行わない。市の計画に基づくものはこの限りではない。	・時価買収 ・宅地は7,500円/㎡、農地は5,000円/㎡

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
土地の買収単価が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において、香南町地域の継続中の事業に係る土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において、香南町地域の継続中の事業に係る土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	急傾斜地崩壊対策事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 対象	急傾斜地の崩壊によるおそれのある集落で、移転適地がなく、かつ、工事費が至大で、土地の所有者等において崩壊防止工事を施工することが著しく困難、または不適切と認められるもので、香川県急傾斜地崩壊防止対策事業県費補助要綱の採択基準を満たすもの。	高松市と同じ。
2 区域の指定	(指定区域数) 18地区 (指定区域面積) 20.08 ha	(指定区域数) 該当なし。 (指定区域面積) 該当なし。
3 採択基準等	(採択基準) 斜面の高さが5m以上、傾斜度が30度以上のもので民家の戸数が5戸以上のもの。 (事業費負担区分) 県 2/3 市 1/3 地元 0	(採択基準) 斜面の高さが5m以上、傾斜度が30度以上のもので民家の戸数が2戸以上のもの。 (事業費負担区分) 県 2/3 町 0 地元 1/3

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
採択基準及び事業費負担区分に差異がある。

対 応 策
香南町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。 なお、合併後において、高松市の制度の見直し等について検討するものとする。

調 整 案
香南町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	水防対策	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 目的	水防法に基づいて高松市水防計画を作成し、それに準じ、洪水、高潮等による水災を警戒・防御し、被害の軽減を図り、市民の生命、財産を保持する。	水防法に基づいて香南町水防計画を作成し、洪水等による災害を警戒・防御し、被害を最小限に抑えるため、関係諸機関と連携し、水防に必要な体制を整えとともに、活動方法を定め、適切な水防活動の実施を図る。
2 組織	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理者 高松市長 ・本部長 助役 ・水防本部員 関係各部長、課長、係長 ・関係機関 香川県、警察署、消防団ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部長 香南町長 ・水防副本部長 助役 ・指揮長 総務企画課長 ・水防本部員 各所属の課(団)長 ・関係機関 香川県、警察署、消防団ほか
3 水防本部の活動	大雨、洪水、高潮等に対する危険がある時、危険が解消されるまで、水防活動を迅速かつ積極的に推進する。	大雨、洪水等に対する危険がある時、危険が解消されるまで、水防活動を迅速かつ積極的に推進する。
4 水防本部の設置時期	香川県知事より大雨、洪水、高潮、暴風の警報の通知があったとき、また大雨、洪水、高潮の注意報発令時においても明らかに被害が予想されるときに設置する。 大雨、洪水、高潮等に対する危険が解消し、かつ水防活動が完了する等した場合、本部長の判断により解散する。	香川県防災情報システム等により、気象予報の情報収集をし、町長が必要と認めるときから、危険が解消するまでの間、水防本部員を召集し、設置する。 また、水防本部員の判断により、気象情報等を考慮し、所属課員を待機させ、水防活動体制を整える。
5 命令系統	水防計画書の水防本部の組織及び事務分掌に基づき、本部長以下関係各課が水防業務の総括処理にあたる。	高松市と同じ。
6 避難勧告等の住民への周知方法	有線放送、CATV及び広報車等で周知している。	防災行政無線及び広報車等で周知している。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部の設置時期等が異なる。 ・避難勧告等の住民への周知方法が異なる。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香南町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。 なお、水防計画については、香南町地域を含めた計画の見直し等を行うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香南町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業																																																							
分類	市・町営住宅																																																							
項目	現 況																																																							
	高 松 市	香 南 町																																																						
1 住宅の種類及び戸数	市営住宅 40団地 4,159戸 一般住宅 3,479戸 旧地域改善向け住宅 102戸 改良住宅 572戸 LSA住宅 2戸 応急簡易住宅 4戸	町営住宅 2団地 58戸 一般住宅 - 旧地域改善向け住宅 10戸 改良住宅 47戸 LSA住宅 - 応急簡易住宅 1戸																																																						
2 申込み資格	・旧地域改善向け住宅 住所要件なし。 ・改良住宅 住所要件あり。	・旧地域改善向け住宅 住所要件あり。 ・改良住宅 住所要件あり。																																																						
3 住宅使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">使用料(円/月)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>3,479</td> <td colspan="2">所得金額により異なる</td> </tr> <tr> <td>旧地域改善向け住宅</td> <td>102</td> <td colspan="2">所得金額により異なる</td> </tr> <tr> <td>改良住宅</td> <td>572</td> <td>4,500</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>LSA住宅</td> <td>2</td> <td>47,000</td> <td>44,000</td> </tr> <tr> <td>応急簡易住宅</td> <td>4</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般住宅・旧地域改善向け住宅 ・公営住宅法により定められている。 ・家賃の認定は前年の10月1日が基準となっている。 家賃 = 家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数 市町村立地係数 1.1 利便性係数 ・一般住宅 0.70 ~ 0.84 ・旧地域改善向け住宅 0.79 ~ 0.82</p> <p>改良住宅 ・建設原価方式(限度額方式)により定めている。 応急簡易住宅 ・建設目的等を踏まえ定めている。</p>	種類	戸数	使用料(円/月)		最高	最低	一般住宅	3,479	所得金額により異なる		旧地域改善向け住宅	102	所得金額により異なる		改良住宅	572	4,500	1,900	LSA住宅	2	47,000	44,000	応急簡易住宅	4	1,000	1,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">使用料(円/月)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>旧地域改善向け住宅</td> <td>10</td> <td colspan="2">所得金額により異なる</td> </tr> <tr> <td>改良住宅</td> <td>47</td> <td>3,200</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>LSA住宅</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急簡易住宅</td> <td>1</td> <td colspan="2">1,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>旧地域改善向け住宅 ・公営住宅法により定められている。 ・家賃の認定は前年の10月1日が基準となっている。 家賃 = 家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数 市町村立地係数 0.70 利便性係数 0.70</p> <p>改良住宅 ・建設原価方式(限度額方式)により定めている。 応急簡易住宅 ・建設目的等を踏まえ定めている。</p>	種類	戸数	使用料(円/月)		最高	最低	一般住宅				旧地域改善向け住宅	10	所得金額により異なる		改良住宅	47	3,200	2,700	LSA住宅				応急簡易住宅	1	1,500			
種類	戸数			使用料(円/月)																																																				
		最高	最低																																																					
一般住宅	3,479	所得金額により異なる																																																						
旧地域改善向け住宅	102	所得金額により異なる																																																						
改良住宅	572	4,500	1,900																																																					
LSA住宅	2	47,000	44,000																																																					
応急簡易住宅	4	1,000	1,000																																																					
種類	戸数	使用料(円/月)																																																						
		最高	最低																																																					
一般住宅																																																								
旧地域改善向け住宅	10	所得金額により異なる																																																						
改良住宅	47	3,200	2,700																																																					
LSA住宅																																																								
応急簡易住宅	1	1,500																																																						

部 会 名	土 木
-------	-----

問題点・課題
<p>・住宅の種類、申込み資格及び家賃の減免に差異がある。 ・高松市の制度に統一した場合、香南町の改良住宅及び応急簡易住宅の住宅使用料は現行のとおりとなるが、旧地域改善向け住宅については、家賃算定用係数に係る利便性係数を変更しても住宅使用料が増加する。 ・香南町では、督促手数料を徴収していない。 ・香南町では、旧地域改善向け住宅において、生活保護世帯以外の世帯に対し、家賃補助を行っている。</p>

対応策
<p>・高松市の制度に統一する。 ・香南町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとする。 ・香南町の旧地域改善向け住宅の住宅使用料については、利便性係数を変更するとともに、合併時に入居している者に限り、合併年度及びその翌年度は現行のとおりとし、平成21年度において高松市の制度に統一するよう、段階的な軽減措置を講ずるものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 香南町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、旧地域改善向け住宅の住宅使用料については、合併年度及びその翌年度は現行のとおりとし、平成21年度において高松市の制度に統一するよう、段階的な軽減措置を講ずるものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	市・町営住宅	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
4 督促手数料	100円	徴収規定なし。
5 家賃補助	該当なし。	旧地域改善向け住宅において、生活保護世帯以外の世帯に対し、家賃補助を行っている。
6 家賃の減免	減免対象項目のうち、入居者が3か月以上の療養を要する疾病にかかり、収入に比し、医療費が多大会場、10%～50%減免する。	減免対象項目のうち、入居者が15日以上入院した場合、全額減免する。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	特定優良賃貸住宅制度	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 目的	<p>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、民間の土地所有者や住宅供給公社等による賃貸住宅の供給に対して、建設費補助その他の助成制度を創設し、中堅所得者世帯向けの良質な賃貸住宅の供給を促進することで、民間賃貸住宅ストックの質的向上を図り、もって市民の住生活の安定と良好な地域形成に資することを目的とする。</p>	該当なし。
2 認定基準	<p>主な要件 1団地の住宅戸数が10戸以上であること。 住戸面積は1団地平均で65㎡以上など、市長が定める建設基準に適合すること。 入居者の資格が、同居親族のいる中堅所得者であること。</p>	
3 補助の内容	<p>共同施設等の整備に要する費用の2 / 3 家賃と入居者負担額との差額</p>	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業		部会名	土木
分類	高齢者向け優良賃貸住宅制度			
現 況				
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 目的	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、民間の土地所有者や社会福祉法人などによる高齢者の身体機能に対応した設計・設備など高齢者に配慮した良質な賃貸住宅の供給に対し、建設費補助や家賃減額補助を行い、増大する高齢者単身や高齢者夫婦世帯等の居住の安定を図ることを目的とする。	該当なし。		
2 認定基準	<p>主な要件</p> <p>供給戸数が5戸以上であること。</p> <p>構造が耐火または準耐火であること。</p> <p>住戸面積は1戸当たりの以下面積が、原則25㎡以上であること。</p> <p>高齢者の身体機能に対応した設計・設備であること。</p> <p>緊急時に対応したサービスの利用が可能なこと。</p>			
3 補助の内容	<p>建設費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の土地所有者による供給の場合 共同施設等の整備に要する費用の2/3 ・ 社会福祉法人等による供給の場合 住宅の建設費用の1/3 <p>家賃減額補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃と入居者負担額との差額 			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	住宅新築資金等貸付金	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 目的	同和地区における住宅の新築もしくは改修または住宅の用に供する土地の取得について必要な資金の貸付けを行うことにより、当該地区の環境の整備改善を図り、公共の福祉に寄与することを目的とする。償還事務のみである。	高松市と同じ。
2 貸付金の種類及び償還期限	住宅新築資金 25年以内 住宅改修資金 15年以内 宅地取得資金 25年以内	高松市と同じ。
3 貸付金の償還	償還方法 元利均等月賦償還 納期限 毎月末日	高松市と同じ。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

「下水道事業について」に関する資料

公共下水道事業計画について	91
下水道使用料について	92
受益者負担金について	93
水洗便所改造資金支援制度について	94
汚水ますの設置について	95
合併処理浄化槽設置に対する補助について	96
浄化槽市町村整備推進事業について	97
雨水利用について	98~99
排水設備設置助成について	100
(参考資料) 下水道使用料比較表	101

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 下水道事業		部 会 名	土 木
分 類	公共下水道事業計画			
現 況				
項 目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 計画概要	<p>事業名:高松市公共下水道事業 (高松市の東部処理区)</p> <p>[全体計画] ・都市計画決定区域 3,241.2 ha(全体3,348.2ha) ・計画人口 164,230 人(166,680人)</p> <p>[事業計画区域] ・事業計画区域 3,241.2 ha ・計画人口 164,230 人</p> <p>事業名:高松市流域関連公共下水道事業 流域下水道名:香東川流域下水道 (高松市の西部処理区)</p> <p>[全体計画] ・都市計画決定区域 1,545.2 ha(全体 2,124ha) ・計画人口 75,770 人(84,620人)</p> <p>[事業計画区域] ・事業計画区域 1,500.2 ha ・計画人口 75,520 人</p>	<p>該当なし。</p> <p>事業名:香南町流域関連公共下水道事業 流域下水道名:香東川流域下水道</p> <p>[全体計画] ・計画区域 320 ha ・計画人口 5,200 人</p> <p>[事業計画区域] ・事業計画区域 253 ha ・計画人口 4,880 人</p>	対 応 策	
			調 整 案	
			香南町の公共下水道事業は、高松市の事業として引き継ぐ。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 17 下水道事業																																																	
分類	下水道使用料																																																	
現 況																																																		
項目	高 松 市	香 南 町																																																
1 使用料	<p style="text-align: right;">単位:円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">従量使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一般汚水</td> <td>汚水排除量が8m³まで</td> <td>810</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量が8m³を超え13m³まで(1m³につき)</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量が13m³を超え20m³まで(1m³につき)</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量20m³を越え50m³まで(1m³につき)</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量50m³を越え500m³まで(1m³につき)</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量500m³を越えるもの(1m³につき)</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>湯屋業</td> <td>1m³につき</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>平均的使用料 (18m³/月) 1,874円 平成19年度に見直しを行う。</p>	種別	従量使用料		単位	金額	一般汚水	汚水排除量が8m ³ まで	810	汚水排除量が8m ³ を超え13m ³ まで(1m ³ につき)	95	汚水排除量が13m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	100	汚水排除量20m ³ を越え50m ³ まで(1m ³ につき)	140	汚水排除量50m ³ を越え500m ³ まで(1m ³ につき)	175	汚水排除量500m ³ を越えるもの(1m ³ につき)	205	湯屋業	1m ³ につき	35	<p style="text-align: right;">単位:円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">基本使用料</th> <th colspan="2">従量使用料</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>金額</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般汚水</td> <td rowspan="5">10m³まで</td> <td rowspan="5">1,000</td> <td>汚水排除量が10m³を超え20m³まで(1m³につき)</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量が20m³を超え30m³まで(1m³につき)</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量30m³を越え50m³まで(1m³につき)</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量50m³を越え100m³まで(1m³につき)</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量100m³を越えるもの(1m³につき)</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><small>湯屋業等で町長が特に認めたもの</small></td> <td>1m³につき</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>平均的使用料 (18m³/月) 2,058円</p>	種別	基本使用料		従量使用料		汚水量	金額	単位	金額	一般汚水	10m ³ まで	1,000	汚水排除量が10m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	120	汚水排除量が20m ³ を超え30m ³ まで(1m ³ につき)	130	汚水排除量30m ³ を越え50m ³ まで(1m ³ につき)	140	汚水排除量50m ³ を越え100m ³ まで(1m ³ につき)	160	汚水排除量100m ³ を越えるもの(1m ³ につき)	180	<small>湯屋業等で町長が特に認めたもの</small>			1m ³ につき	40
種別	従量使用料																																																	
	単位	金額																																																
一般汚水	汚水排除量が8m ³ まで	810																																																
	汚水排除量が8m ³ を超え13m ³ まで(1m ³ につき)	95																																																
	汚水排除量が13m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	100																																																
	汚水排除量20m ³ を越え50m ³ まで(1m ³ につき)	140																																																
	汚水排除量50m ³ を越え500m ³ まで(1m ³ につき)	175																																																
	汚水排除量500m ³ を越えるもの(1m ³ につき)	205																																																
湯屋業	1m ³ につき	35																																																
種別	基本使用料		従量使用料																																															
	汚水量	金額	単位	金額																																														
一般汚水	10m ³ まで	1,000	汚水排除量が10m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	120																																														
			汚水排除量が20m ³ を超え30m ³ まで(1m ³ につき)	130																																														
			汚水排除量30m ³ を越え50m ³ まで(1m ³ につき)	140																																														
			汚水排除量50m ³ を越え100m ³ まで(1m ³ につき)	160																																														
			汚水排除量100m ³ を越えるもの(1m ³ につき)	180																																														
<small>湯屋業等で町長が特に認めたもの</small>			1m ³ につき	40																																														
2 徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・隔月定例日検針 ・水道局に徴収委託 ・口座振替又は納入通知書による納付 	高松市と同じ。																																																
3 納入期限・納入場所	<p>(納入期限) 翌月15日 口座振替は翌月14日</p> <p>(納入場所) 出納取扱金融機関、収納取扱金融機関</p>	<p>(納入期限) 検針月27日</p> <p>(納入場所) 指定金融機関</p>																																																

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
使用料、納入期限・納入場所が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 下水道事業	
分類	受益者負担金	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 対象者	賦課対象区域内の土地に係る受益者	高松市と同じ。
2 負担金額	対象の地積に1㎡当り150円を乗じて得た金額 (ただし、10円未満の負担金額は切り捨て)	対象の地積に1㎡当り500円を乗じて得た金額 (ただし、100円未満の負担金額は切り捨て)
3 徴収方法	5年間の分割払で、年2期(7・11月)の10回均等払い(1,000円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。	3年間の分割払で、年3期(8・10・12月)の9回均等払い(1,000円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。
4 賦課時期	賦課対象区域の告示後、一括賦課	高松市と同じ。
5 報奨金制度	納期前に納付した負担金 × 1 / 300 × 納期前月数の合計	納期前に納付した分担金 × 1 / 200 × 納期前月数の合計
6 減免基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 国または地方公共団体が公用に供し、または供することを予定している土地 2 国または地方公共団体が、その企業の用に供している土地 3 国または地方公共団体が、公共の用に供することを予定している土地 4 私鉄用地、学校教育法第1条・私立学校法第3条の規定の学校が教育の目的で使用する土地、社会福祉法人・宗教法人の施設、生活保護法の生活扶助を受けている者の土地または使用する土地、文化財である土地あるいは建物・工作物の土地、自治会が所有し、あるいは使用している土地 5 その他市長が特に必要と認める土地 	<ol style="list-style-type: none"> 1 高松市と同じ。 2 高松市と同じ。 3 高松市と同じ。 4 事業の用に供した土地等、学校教育法第1条・私立学校法第3条の規定の学校が教育の目的で使用する土地、社会福祉法人・宗教法人の施設、生活保護法の生活扶助を受けている者の土地または使用する土地、文化財である土地あるいは建物・工作物の土地 5 その他町長が特に必要と認める土地

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
負担金額、徴収方法、報奨金制度及び減免基準に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 17 下水道事業	
分類	水洗便所改造資金支援制度	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 内容	(水洗便所改造資金貸付制度) 汲取り便所を水洗便所に改造又は、浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の貸付を行う。	(水洗便所改造資金融資あっせん等制度) 汲取り便所を水洗便所に改造又は、浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の融資あっせんを行うとともに、当該資金を融資した金融機関に対し、利子補給を行う。
2 貸付・融資あっせん額	・汲取り便所改造の場合 1戸につき40万円以内 ・浄化槽廃止の場合 1槽につき20万円以内	改造工事1件につき5万円以上50万円まで
3 利率	無利子	高松市と同じ。
4 償還方法	貸付を受けた翌月から、1か月当たり1万円の均等分割払い	融資を受けた翌月から、償還年限は3年以内

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
制度の内容、貸付・融資あっせん額及び償還方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、香南町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行の香南町の制度を適用するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香南町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行の香南町の制度を適用するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 17 下水道事業									
分類	汚水ますの設置									
	現 況									
項 目	高 松 市	香 南 町								
1 汚水ます	<p>取付管と宅地内排水管の接続部である汚水ますは、定められた基準構造のものを、公道と敷地との境界に近接した敷地内に、使用者が設置する。</p> <p>名称: 取付ます (下水道条例施行規則)</p>	<p>ますは、私有地内に設置するものとし、道路境界より1メートル以内を原則とする。ますの設置個数は、住宅、店舗、工場、事務所にあつては1個、共同住宅にあつては、1棟につき1個とし、工事費は、町負担とする。</p> <p>ただし、2個以上のますの設置を希望する場合は、使用者の負担とし、その施工方法は、町の基準によるものとする。</p> <p>名称: 公共汚水ます (公共汚水ます設置取扱基準を定める内規)</p> <p>汚水ますの数</p> <table border="0"> <tr> <td>事業計画区域(拡大認可含)</td> <td style="text-align: right;">1,660個</td> </tr> <tr> <td>H15年度末 整備済み数</td> <td style="text-align: right;">987個</td> </tr> <tr> <td>H16年度末 整備済み数</td> <td style="text-align: right;">1,200個</td> </tr> <tr> <td>合併時の未整備数</td> <td style="text-align: right;">460個</td> </tr> </table>	事業計画区域(拡大認可含)	1,660個	H15年度末 整備済み数	987個	H16年度末 整備済み数	1,200個	合併時の未整備数	460個
事業計画区域(拡大認可含)	1,660個									
H15年度末 整備済み数	987個									
H16年度末 整備済み数	1,200個									
合併時の未整備数	460個									

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>汚水ますの設置について、費用の負担区分に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 下水道事業		部 会 名	土 木																		
分 類	合併処理浄化槽設置に対する補助																					
現 況																						
項 目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題																			
1 合併処理浄化槽設置整備事業補助	<p>(補助対象者) 専用住宅(主に居住の用に供する建物で小規模店舗を併設した住宅を含む。)に設置する者 (補助限度額)</p> <table border="1"> <tr><td>5人槽</td><td>445,000円</td></tr> <tr><td>6～7人槽</td><td>514,000円</td></tr> <tr><td>8～10人槽</td><td>648,000円</td></tr> <tr><td>11～20人槽</td><td>981,000円</td></tr> <tr><td>21～30人槽</td><td>1,668,000円</td></tr> <tr><td>31～50人槽</td><td>2,238,000円</td></tr> </table> <p>5～10人槽について市単独の上乗せがある。</p>	5人槽	445,000円	6～7人槽	514,000円	8～10人槽	648,000円	11～20人槽	981,000円	21～30人槽	1,668,000円	31～50人槽	2,238,000円	<p>(補助対象者) 専用住宅(主に居住の用に供する建物で小規模店舗を併設した住宅を含む。)に設置する者 (補助限度額)</p> <table border="1"> <tr><td>5人槽</td><td>354,000円</td></tr> <tr><td>6～7人槽</td><td>411,000円</td></tr> <tr><td>8～10人槽</td><td>519,000円</td></tr> </table>	5人槽	354,000円	6～7人槽	411,000円	8～10人槽	519,000円	<p>・補助限度額に差異がある。 ・高松市では、市税滞納者等に対して、異なる補助限度額を適用している。</p>	
	5人槽	445,000円																				
6～7人槽	514,000円																					
8～10人槽	648,000円																					
11～20人槽	981,000円																					
21～30人槽	1,668,000円																					
31～50人槽	2,238,000円																					
5人槽	354,000円																					
6～7人槽	411,000円																					
8～10人槽	519,000円																					
<p>なお、専用住宅を販売又は賃貸しようとする場合、市税を滞納している者等については、次の補助限度額となる。 (補助限度額)</p> <table border="1"> <tr><td>5人槽</td><td>354,000円</td></tr> <tr><td>6～7人槽</td><td>411,000円</td></tr> <tr><td>8～10人槽</td><td>519,000円</td></tr> <tr><td>11～20人槽</td><td>981,000円</td></tr> <tr><td>21～30人槽</td><td>1,668,000円</td></tr> <tr><td>31～50人槽</td><td>2,238,000円</td></tr> </table>	5人槽	354,000円	6～7人槽	411,000円	8～10人槽	519,000円	11～20人槽	981,000円	21～30人槽	1,668,000円	31～50人槽	2,238,000円	該当なし。	対 応 策								
5人槽	354,000円																					
6～7人槽	411,000円																					
8～10人槽	519,000円																					
11～20人槽	981,000円																					
21～30人槽	1,668,000円																					
31～50人槽	2,238,000円																					
			高松市の制度に統一する。																			
調 整 案																						
高松市の制度に統一する。																						

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 下水道事業																															
分類	浄化槽市町村整備推進事業																															
現 況																																
項目	高 松 市	香 南 町																														
1 目的	該当なし。	香南町が設置主体となって、戸別の浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。																														
2 実施主体		香南町																														
3 内容		生活廃水処理を緊急に促進する必要がある地域において、市町村が設置主体となって国庫補助を得て合併処理浄化槽の計画的な整備を行う事業。																														
4 対象		下水道計画区域外の全域																														
5 分担金・使用料		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>分担金</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>130,000</td> <td>3,570</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>150,000</td> <td>4,200</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>190,000</td> <td>5,145</td> </tr> <tr> <td>11～15人槽</td> <td>400,000</td> <td>12,285</td> </tr> <tr> <td>16～20人槽</td> <td>610,000</td> <td>14,490</td> </tr> <tr> <td>21～25人槽</td> <td>770,000</td> <td>17,220</td> </tr> <tr> <td>26～30人槽</td> <td>900,000</td> <td>19,740</td> </tr> <tr> <td>31～40人槽</td> <td>1,040,000</td> <td>24,885</td> </tr> <tr> <td>41～50人槽</td> <td>1,200,000</td> <td>29,925</td> </tr> </tbody> </table> <p>浄化槽(50人槽以下)は町が設置し、維持管理を行っている。</p>		分担金	使用料	5人槽	130,000	3,570	6～7人槽	150,000	4,200	8～10人槽	190,000	5,145	11～15人槽	400,000	12,285	16～20人槽	610,000	14,490	21～25人槽	770,000	17,220	26～30人槽	900,000	19,740	31～40人槽	1,040,000	24,885	41～50人槽	1,200,000	29,925
	分担金	使用料																														
5人槽	130,000	3,570																														
6～7人槽	150,000	4,200																														
8～10人槽	190,000	5,145																														
11～15人槽	400,000	12,285																														
16～20人槽	610,000	14,490																														
21～25人槽	770,000	17,220																														
26～30人槽	900,000	19,740																														
31～40人槽	1,040,000	24,885																														
41～50人槽	1,200,000	29,925																														

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、浄化槽市町村整備推進事業を実施していない。

対 応 策
浄化槽市町村整備推進事業により、香南町が、合併時まで設置し、維持管理を行っている合併処理浄化槽については、合併年度及びこれに続く10年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
浄化槽市町村整備推進事業により、香南町が、合併時まで設置し、維持管理を行っている合併処理浄化槽については、合併年度及びこれに続く10年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 下水道事業	
分類	雨水利用	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
2 雨水流出抑制 施設整備助成	<p>(内容) 雨水等を雑用水として利用するために貯留する施設を設置する際、その費用の一部を助成</p> <p>(補助対象者) 個人・法人</p> <p>(助成額) ・小規模施設 雨水貯留施設購入価格の1/2(上限10万円) ・中・大規模施設 1m³につき4万円(上限100万円)。 ただし、有効貯留水量が25m³を超えるもので、雨水に排水を混入して雑排水として利用するための簡易浄化装置を設置する場合は、25m³を超える部分について2万円/m³を加算(上限150万円)。</p>	該当なし。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

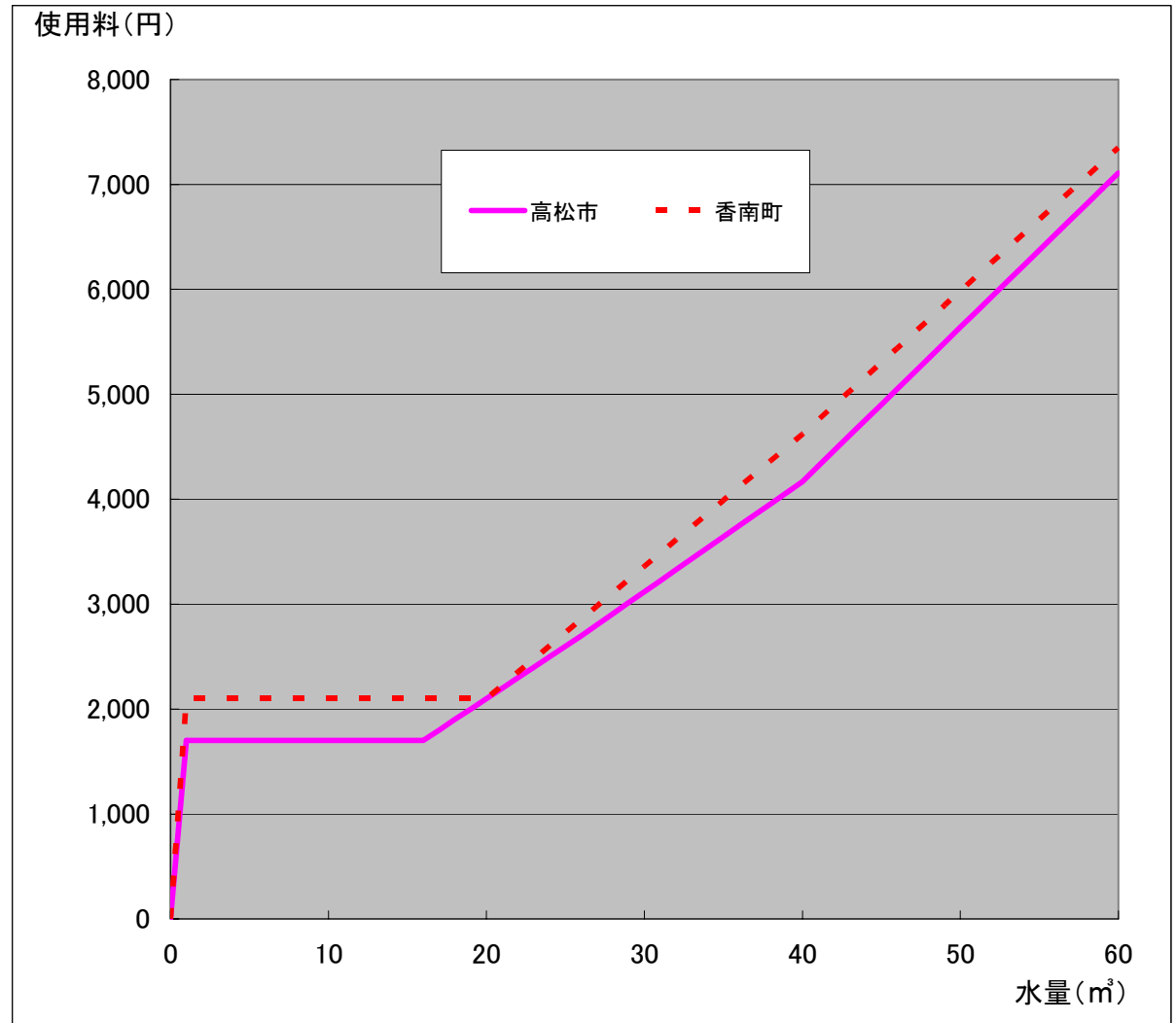
協定項目	24 - 17 下水道事業		部会名	土木					
分類	排水設備設置助成								
	現 況								
項目	高 松 市	香 南 町		問 題 点 ・ 課 題					
1 排水設備設置助成	該当なし。	<p>(内容)</p> <p>全額自己負担で汲取り便所を水洗便所に改造又は浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の一部を助成する。</p> <p>(助成額)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>助成率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供用開始後1年以内</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">3万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	助成率	限度額	供用開始後1年以内	-	3万円	<p>高松市では、排水設備設置費助成を実施していない。</p>
区分	助成率	限度額							
供用開始後1年以内	-	3万円							
				対 応 策					
				<p>排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。</p>					
				調 整 案					
				<p>排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。</p>					

下水道使用料比較表

(参考資料)

2か月分、税込み、単位:円

水量 (m ³)	高松市	香南町	水量 (m ³)	高松市	香南町
1	1,701	2,100	31	3,223	3,486
2	1,701	2,100	32	3,328	3,612
3	1,701	2,100	33	3,433	3,738
4	1,701	2,100	34	3,538	3,864
5	1,701	2,100	35	3,643	3,990
6	1,701	2,100	36	3,748	4,116
7	1,701	2,100	37	3,853	4,242
8	1,701	2,100	38	3,958	4,368
9	1,701	2,100	39	4,063	4,494
10	1,701	2,100	40	4,168	4,620
11	1,701	2,100	41	4,315	4,756
12	1,701	2,100	42	4,462	4,893
13	1,701	2,100	43	4,609	5,029
14	1,701	2,100	44	4,756	5,166
15	1,701	2,100	45	4,903	5,302
16	1,701	2,100	46	5,050	5,439
17	1,800	2,100	47	5,197	5,575
18	1,900	2,100	48	5,344	5,712
19	2,000	2,100	49	5,491	5,848
20	2,100	2,100	50	5,638	5,985
21	2,199	2,226	51	5,785	6,121
22	2,299	2,352	52	5,932	6,258
23	2,399	2,478	53	6,079	6,394
24	2,499	2,604	54	6,226	6,531
25	2,598	2,730	55	6,373	6,667
26	2,698	2,856	56	6,520	6,804
27	2,803	2,982	57	6,667	6,940
28	2,908	3,108	58	6,814	7,077
29	3,013	3,234	59	6,961	7,213
30	3,118	3,360	60	7,108	7,350



「社会教育事業について」に関する資料

生涯学習基本計画について	103
子ども読書活動推進計画について	104
子どもの健全育成について	105~106
子ども会活動の促進について	107
P T A 活動の促進について	108
成人式について	109
青年活動の推進について	110
家庭教育等の推進について	111
成人教育の推進について	112
公民館について	113~115
高松市生涯学習センターについて	116
スポーツ団体育成事業について	117~118
スポーツイベント等振興事業について	119
各種スポーツイベント事業について	120
体育指導委員について	121
学校体育施設開放推進事業について	122~123
体育施設管理運営について	124~126

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業		部会名	教育
分類	生涯学習基本計画			
	現 況			
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 生涯学習基本計画	<p>(概要等) 市民の学習意欲が高まる中、平成7年6月に策定した「高松市生涯学習基本計画」に基づき、総合的な学習環境の整備を行ってきたが、社会情勢の変化に的確に対応した計画とするため、平成15年8月に新たに「新高松市生涯学習基本計画(いきいき高松まなびプラン)」を策定し、生涯学習の推進を図るための施策事業の進行管理を行っている。</p> <p>(計画期間) 平成15年度～平成19年度</p> <p>(目標) 豊かな人間性と学びの輪を育てる生涯学習都市・高松</p> <p>(基本方針) ・生涯にわたる学習機会の充実 ・生涯学習における人づくり ・生涯学習における情報化 ・学びの場の充実と活用 ・生涯学習推進体制の強化</p>	該当なし。	香南町では、生涯学習基本計画が策定されていない。	
			対 応 策	
			合併後において、香南町地域を含めた計画の見直し等を行う。	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業		部 会 名	教 育
分 類	子ども読書活動推進計画			
現 況				
項 目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 子ども読書活動推進計画	<p>(概要等) 子どもの読書離れが指摘される中、子どもたちの読書活動を推進するため、「高松市子ども読書活動推進委員会」を設置するとともに、「高松市子ども読書活動推進計画」を策定し、関係施策事業の総合的かつ効果的な推進を図る。</p> <p>(計画期間) 平成16年度～平成20年度</p> <p>(基本方針) 家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取組みの推進 社会的気運を醸成するための啓発・広報活動の推進</p> <p>(重点プロジェクト) ブックスタート ブックリストの作成 ボランティアの養成 一斉読書活動の推進 学校図書館図書整備 学校図書館情報システムの構築・活用 学校図書館指導員の配置 子ども読書まつり</p>	該当なし。	香南町では、子ども読書活動推進計画を策定していない。	
対 応 策				
合併後において、香南町地域を含めた計画の見直し等を行う。				
調 整 案				
高松市の制度を適用する。				

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業		部会名	教育
分類	子どもの健全育成			
	現況			
項目	高松市	香南市	問題点・課題	
1 子ども農園	<p>子どもが土に親しみ農作物を育てる喜びと勤労の尊さを体験することにより、健康で情操豊かな子どもの成長を図るため、子ども農園開設に対し、補助している。</p> <p>(補助基準) 年額50円/m²</p>	該当なし。		
2 子ども外国語教室	<p>子どもが外国語や外国の文化に親しむため、地区公民館において講座を開設している。</p> <p>・1教室 小学生20人程度 ・1講座6回 2公民館</p>	該当なし。		
3 少年教育指導者養成事業	<p>・学校週5日制に対応し、地域と子どもの結びつきを深めるため、研修会などに、専門的な指導・助言を行う指導員を派遣している。</p> <p>・子ども会・育成会の指導者の知識・技能の習得を図るため講習会を実施している。</p>	該当なし。		
4 新春子どもフェスティバル	<p>親子の人間関係や友達との友情を育て、健康で明るい子どもの成長と子ども会活動の発展を図るため実施している。</p> <p>・開催時期 毎年2月の第1日曜日 ・開催場所 中央公園など ・主な内容 すもう大会、ドッジボール大会、かるた大会など</p>	該当なし。		
			対応策	
			調整案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業		部会名	教育
分類	子どもの健全育成			
現 況				
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
5 フットベース ボール大会	<p>子どもの健康増進を図るとともに、友情、団結等を 培うため、校区対抗子ども会フットベースボール大会 を実施している。</p> <p>・開催時期 毎年8月中旬 ・開催場所 西部運動センター</p>	該当なし。		
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	子ども会活動の促進	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 内容	子ども会活動の充実と子どもの健全育成を図るため、団体に対して、補助金を交付している。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市子ども会育成連絡協議会 単位子ども会数 653子ども会 子ども会員数 14,953人 平成16年度実績 1,993千円 ・高松市校区子ども会育成連絡協議会 校区子ども会数 41 平成16年度実績 963千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・香南町子ども会育成連絡協議会 単位子ども会数 48子ども会 子ども会員数 294人 平成16年度実績 170千円 ・該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
補助対象団体等に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ・香南町子ども会育成連絡協議会については、高松市子ども会育成連絡協議会への統合を促す。 ・香南町地域において、校区子ども会の設立を促すとともに、設立後、高松市子ども会育成連絡協議会への加入を促す。 ・香南町地域の子ども会組織への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整する。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域の子ども会組織への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	PTA活動の促進	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 内容	PTA活動の推進・発展及び学校・家庭・地域社会の相互連携による児童・生徒の健全育成を図るため、団体に対して、運営補助金を交付する。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	<p>高松市PTA連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区数 小学校(市立41 国立1 直島1) 中学校(市立18 国立1 直島1) (ただし、男木は小中学校で1校) ・会員数 30,499人 平成16年度実績 2,000千円 <p>高松市立幼稚園PTA連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園数 18園 ・会員数 2,182人 平成16年度実績 100千円 	<p>香南町PTA連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区数 小学校(町立1) 中学校(町立1) 幼稚園(町立1) ・会員数 666人 平成16年度実績 50千円

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
補助対象団体に差異がある。

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>香南町PTA連絡協議会については、高松市PTA連絡協議会及び高松市立幼稚園PTA連絡協議会への統合を促す。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	成人式	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 実施日	毎年 成人の日	毎年 8月15日
2 場所	高松市文化芸術ホール(平成16年度予定)	香南町中央公民館
3 対象者	<p>(対象者) 新成人(4/2～翌年4/1までに生まれた人) (案内方法) 市内在住者に対しては、封書により教育委員会から案内を行っている。 なお、市外在住者については、高松市ホームページにより周知を図っている。</p> <p>平成15年度対象者数 市内在住者 3,751人 市外在住者 341人 計 4,092人</p>	<p>(対象者) 高松市と同じ。 (案内方法) 町外在住で、香南小学校及び香南中学校を卒業した者については、封書により案内(学業などで、住民票を移している者は、保護者宛)</p> <p>平成15年度対象者数 町内在住者 96人 町外在住者 14人 計 110人</p>
4 内容	記念式典を実施している。	高松市と同じ。
5 主催等	(主催) 高松市・高松市教育委員会 (企画・運営) 成人式運営スタッフ(公募)	(主催) 香南町・香南町教育委員会 (企画・運営) 成人該当者男女2～4名の実行委員
6 記念イベント	成人の日の趣旨を啓発するために、新成人自らが、または、新成人を祝い励ますために市民が、イベント案を企画・提案・実施している。	成人者手作りによるスライド(みんなの思い出)を上映する。また、希望により同窓会を開催する。
7 記念品等	対象者全員に記念パンフレットを送付している。	成人者全員に記念品(ネームペン) 出席者には、記念写真を郵送している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
実施日等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	青年活動の推進	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 青年団体の育成事業	市内の青年相互の連携や青年活動の振興に努めている高松市青年連絡協議会に対し、運営補助をしている。 平成16年度実績 225千円	該当なし。
2 青年活動指導員派遣	市内の青年等を対象に指導員を派遣し、仲間づくりや青年活動の活性化を図るとともに、青年団体の指導者として活躍できる人材を育成している。	該当なし。
3 青年寺子屋事業	青年自らが企画・運営して小学生たちと一緒に、学校や家庭から離れて行う体験学習や異年齢層との世代交流を通じて、集団の中で楽しみながら人と触れ合う機会を創出するとともに、青年の資質向上・社会参加を促進している。	該当なし。
4 知的障害者青年教室	知的障害のある青年が、集団活動を通じて、仲間との連帯の輪を広め、人と触れ合う喜びを築いていくとともに、社会人としての知識・技能の習得を図る場として開設している。 ・開設教室数 1教室	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	家庭教育等の推進	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 家庭教育学級	<p>家庭における子どもの教育上の諸問題等について学習する場として家庭教育学級を開設している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立小学校、幼稚園家庭教育学級 59学級 ・市民グループ家庭教育学級 12学級 	<p>1歳から3歳までの幼児とその保護者を対象に親子と一緒に遊び、学び、子育てや教育上の諸問題について学習する場として親学級を開設している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親学級 1学級
2 家庭教育セミナー	<p>家庭教育の充実を図るため、子どもの発達段階に応じた講座を開設している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3コース 	該当なし。
3 父親のための家庭教育出前講座	<p>父親等を対象に、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、講座を開設している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10講座 	該当なし。
4 就学時健診等を活用した子育て講座	<p>就学時健診等を活用して、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、保護者向けに講演・指導を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 市立小学校 41校(年1回開催) 	<p>高松市と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 町立小学校 1校(年1回開催)
5 思春期の子どもを持つ親のための子育て講座	<p>学校説明会や保護者会等の機会を活用して、思春期の子どもを持つ保護者を対象に講座を開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 市立中学校 18校(年2回開催) 	<p>高松市と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 町立中学校 1校(年2回開催)

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・家庭教育学級の実施内容に差異がある。 ・香南町では、家庭教育セミナー及び父親のための家庭教育出前講座を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 香南町地域の親学級については、公民館事業の公民館講座として開設するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業		部会名	教育
分類	成人教育の推進			
現 況				
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 高齢者教室	市内の地区老人クラブ等の申請により、地区公民館等で開設している。 ・41教室	町内7地区の老人クラブ員を対象に、毎月、中央公民館で合同開催している。 ・1教室	実施内容等に差異がある。	
2 女性教室	地区婦人会等や市民グループの申請により、地区公民館等で開設している。 ・地区女性教室 39教室 ・市民グループ女性教室 8教室	町内の女性を対象に、毎月1回中央公民館で開設している。 ・女性学級 1教室		
			対 応 策	
			高松市の制度に統一する。	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業																																																																																																																																																																																											
分類	公民館																																																																																																																																																																																											
現況																																																																																																																																																																																												
項目	高松市						香南町																																																																																																																																																																																					
1 施設の概要	・地区公民館 41館 <table border="1"> <thead> <tr> <th>公民館名</th> <th>敷地面積 (㎡)</th> <th>延床面積 (㎡)</th> <th>構造</th> <th>公民館名</th> <th>敷地面積 (㎡)</th> <th>延床面積 (㎡)</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 二番丁</td><td>663.19</td><td>450.87</td><td>RC2F</td><td>22 前田</td><td>1,913.86</td><td>450.75</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>2 四番丁</td><td>428.28</td><td>450.66</td><td>RC2F</td><td>23 川添</td><td>1,515.05</td><td>671.30</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>3 龜阜</td><td>348.23</td><td>450.54</td><td>RC2F</td><td>24 林</td><td>1,143.32</td><td>450.64</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>4 栗林</td><td>1,097.37</td><td>450.76</td><td>RC2F</td><td>25 三谷</td><td>1,426.01</td><td>450.20</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>5 花園</td><td>350.00</td><td>503.00</td><td>RC3F</td><td>26 仏生山</td><td>1,470.85</td><td>650.97</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>6 松島</td><td>1,159.05</td><td>672.11</td><td>RC2F</td><td>27 一宮</td><td>1,904.00</td><td>650.77</td><td>RC1F</td></tr> <tr><td>7 築地</td><td>333.73</td><td>450.38</td><td>RC2F</td><td>28 多肥</td><td>1,490.74</td><td>450.68</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>8 新塩屋町</td><td>542.01</td><td>450.76</td><td>RC2F</td><td>29 川岡</td><td>1,218.69</td><td>450.23</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>9 日新</td><td>251.23</td><td>502.20</td><td>RC3F</td><td>30 円座</td><td>1,403.76</td><td>450.63</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>10 鶴尾</td><td>1,562.51</td><td>578.08</td><td>RC2F</td><td>31 檀紙</td><td>2,336.00</td><td>450.17</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>11 太田</td><td>1,516.30</td><td>450.79</td><td>RC2F</td><td>32 弦打</td><td>2,024.59</td><td>673.48</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>12 太田中央</td><td>1,500.44</td><td>420.38</td><td>RC2F</td><td>33 鬼無</td><td>1,524.67</td><td>450.51</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>13 太田南</td><td>1,919.35</td><td>420.15</td><td>RC2F</td><td>34 香西</td><td>1,132.55</td><td>650.61</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>14 木太</td><td>1,697.70</td><td>450.71</td><td>RC2F</td><td>35 下笠居</td><td>843.16</td><td>522.20</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>15 木太南</td><td>1,453.66</td><td>420.62</td><td>RC2F</td><td>36 女木</td><td>712.56</td><td>400.92</td><td>SALC2F</td></tr> <tr><td>16 木太北部</td><td>1,254.00</td><td>420.56</td><td>RC2F</td><td>37 男木</td><td>327.30</td><td>400.66</td><td>SALC2F</td></tr> <tr><td>17 古高松</td><td>1,021.06</td><td>450.51</td><td>RC2F</td><td>38 川島</td><td>1,852.81</td><td>650.80</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>18 古高松南</td><td>1,333.81</td><td>420.49</td><td>RC2F</td><td>39 十河</td><td>1,251.97</td><td>400.86</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>19 屋島</td><td>1,826.71</td><td>450.42</td><td>RC2F</td><td>40 東植田</td><td>1,048.00</td><td>400.00</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>20 屋島西</td><td>1,421.02</td><td>424.58</td><td>RC2F</td><td>41 西植田</td><td>1,395.58</td><td>400.27</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>21 屋島東</td><td>2,650.37</td><td>420.76</td><td>RC2F</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>RC:鉄筋コンクリート S A L C:鉄骨造軽量気泡コンクリートパネル張</p>						公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	1 二番丁	663.19	450.87	RC2F	22 前田	1,913.86	450.75	RC2F	2 四番丁	428.28	450.66	RC2F	23 川添	1,515.05	671.30	RC2F	3 龜阜	348.23	450.54	RC2F	24 林	1,143.32	450.64	RC2F	4 栗林	1,097.37	450.76	RC2F	25 三谷	1,426.01	450.20	RC2F	5 花園	350.00	503.00	RC3F	26 仏生山	1,470.85	650.97	RC2F	6 松島	1,159.05	672.11	RC2F	27 一宮	1,904.00	650.77	RC1F	7 築地	333.73	450.38	RC2F	28 多肥	1,490.74	450.68	RC2F	8 新塩屋町	542.01	450.76	RC2F	29 川岡	1,218.69	450.23	RC2F	9 日新	251.23	502.20	RC3F	30 円座	1,403.76	450.63	RC2F	10 鶴尾	1,562.51	578.08	RC2F	31 檀紙	2,336.00	450.17	RC2F	11 太田	1,516.30	450.79	RC2F	32 弦打	2,024.59	673.48	RC2F	12 太田中央	1,500.44	420.38	RC2F	33 鬼無	1,524.67	450.51	RC2F	13 太田南	1,919.35	420.15	RC2F	34 香西	1,132.55	650.61	RC2F	14 木太	1,697.70	450.71	RC2F	35 下笠居	843.16	522.20	RC2F	15 木太南	1,453.66	420.62	RC2F	36 女木	712.56	400.92	SALC2F	16 木太北部	1,254.00	420.56	RC2F	37 男木	327.30	400.66	SALC2F	17 古高松	1,021.06	450.51	RC2F	38 川島	1,852.81	650.80	RC2F	18 古高松南	1,333.81	420.49	RC2F	39 十河	1,251.97	400.86	RC2F	19 屋島	1,826.71	450.42	RC2F	40 東植田	1,048.00	400.00	RC2F	20 屋島西	1,421.02	424.58	RC2F	41 西植田	1,395.58	400.27	RC2F	21 屋島東	2,650.37	420.76	RC2F					・中央公民館 (所在地) 香南町大字由佐1167番地 (延床面積) 1,158㎡ (構造) 鉄筋コンクリート造2階建 (施設概要) 図書室、調理実習室、講堂ホール、視聴覚室、講座室、研修室、娯楽室等					
公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造																																																																																																																																																																																					
1 二番丁	663.19	450.87	RC2F	22 前田	1,913.86	450.75	RC2F																																																																																																																																																																																					
2 四番丁	428.28	450.66	RC2F	23 川添	1,515.05	671.30	RC2F																																																																																																																																																																																					
3 龜阜	348.23	450.54	RC2F	24 林	1,143.32	450.64	RC2F																																																																																																																																																																																					
4 栗林	1,097.37	450.76	RC2F	25 三谷	1,426.01	450.20	RC2F																																																																																																																																																																																					
5 花園	350.00	503.00	RC3F	26 仏生山	1,470.85	650.97	RC2F																																																																																																																																																																																					
6 松島	1,159.05	672.11	RC2F	27 一宮	1,904.00	650.77	RC1F																																																																																																																																																																																					
7 築地	333.73	450.38	RC2F	28 多肥	1,490.74	450.68	RC2F																																																																																																																																																																																					
8 新塩屋町	542.01	450.76	RC2F	29 川岡	1,218.69	450.23	RC2F																																																																																																																																																																																					
9 日新	251.23	502.20	RC3F	30 円座	1,403.76	450.63	RC2F																																																																																																																																																																																					
10 鶴尾	1,562.51	578.08	RC2F	31 檀紙	2,336.00	450.17	RC2F																																																																																																																																																																																					
11 太田	1,516.30	450.79	RC2F	32 弦打	2,024.59	673.48	RC2F																																																																																																																																																																																					
12 太田中央	1,500.44	420.38	RC2F	33 鬼無	1,524.67	450.51	RC2F																																																																																																																																																																																					
13 太田南	1,919.35	420.15	RC2F	34 香西	1,132.55	650.61	RC2F																																																																																																																																																																																					
14 木太	1,697.70	450.71	RC2F	35 下笠居	843.16	522.20	RC2F																																																																																																																																																																																					
15 木太南	1,453.66	420.62	RC2F	36 女木	712.56	400.92	SALC2F																																																																																																																																																																																					
16 木太北部	1,254.00	420.56	RC2F	37 男木	327.30	400.66	SALC2F																																																																																																																																																																																					
17 古高松	1,021.06	450.51	RC2F	38 川島	1,852.81	650.80	RC2F																																																																																																																																																																																					
18 古高松南	1,333.81	420.49	RC2F	39 十河	1,251.97	400.86	RC2F																																																																																																																																																																																					
19 屋島	1,826.71	450.42	RC2F	40 東植田	1,048.00	400.00	RC2F																																																																																																																																																																																					
20 屋島西	1,421.02	424.58	RC2F	41 西植田	1,395.58	400.27	RC2F																																																																																																																																																																																					
21 屋島東	2,650.37	420.76	RC2F																																																																																																																																																																																									
	・管理公民館 <table border="1"> <thead> <tr> <th>公民館名</th> <th>敷地面積 (㎡)</th> <th>延床面積 (㎡)</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 鶴尾中部</td> <td>86.83</td> <td>86.83</td> <td>木造1F</td> </tr> </tbody> </table>						公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	1 鶴尾中部	86.83	86.83	木造1F	・該当なし。																																																																																																																																																																													
公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造																																																																																																																																																																																									
1 鶴尾中部	86.83	86.83	木造1F																																																																																																																																																																																									

部会名	教育
-----	----

問題点・課題	公民館の開館時間等に差異がある。
--------	------------------

対応策	香南町の中央公民館については、高松市に引き継ぐ。 香南町の中央公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。
-----	--

調整案	香南町の中央公民館については、高松市に引き継ぐ。 香南町の中央公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。
-----	--

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	公民館	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 市
2 開館時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前9時～午後10時(ただし、日曜日は午後5時まで) ・休館日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前9時～午後10時 ・休館日 毎月第2、第4日曜日 12月28日から翌年1月4日まで
3 公民館事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座 地域住民の学習要求に応えるため、人権学習・家庭教育・ボランティア学習等の現代的課題や、学校週5日制に対応した講座を実施している。 ・同好会活動 地域住民の自主的な学習活動として、同好会活動が行われている。 ・貸館 各地域住民の生涯学習に係る場を提供し、生涯学習の振興を図るため、各公民館のホールや会議室を貸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座 町民の生涯学習の場として、現代的な課題による講座や各種趣味の講座、また学校週5日制に対応した子ども教室、ボランティア教室等を実施している。 ・同好会活動 高松市と同じ。 ・貸館 高松市と同じ。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業																																																																												
分類	公民館																																																																												
現 況																																																																													
項目	高 松 市		香 南 町																																																																										
4 使用料	・公民館使用料		・中央公民館使用料																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時間 部屋名</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>正午から午後5 時まで</th> <th>午後5時から午 後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小集会室 (40㎡未満)</td> <td>220円</td> <td>250円</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>中集会室(40㎡ 以上150㎡未満)</td> <td>430円</td> <td>500円</td> <td>760円</td> </tr> <tr> <td>大ホール(150㎡ 以上)</td> <td>870円</td> <td>1,010円</td> <td>1,520円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>650円</td> <td>760円</td> <td>1,140円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房装置</td> <td colspan="3">その室の使用料の2分の1の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>公民館活動や同好会活動など、地域住民の教育、学術、文化の増進に資すると認められる場合は使用料を減免している。</p>		使用時間 部屋名	午前9時から 正午まで	正午から午後5 時まで	午後5時から午 後10時まで	小集会室 (40㎡未満)	220円	250円	370円	中集会室(40㎡ 以上150㎡未満)	430円	500円	760円	大ホール(150㎡ 以上)	870円	1,010円	1,520円	調理実習室	650円	760円	1,140円	冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額			<p style="text-align: right;">単位:円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">室名 区分</th> <th colspan="4">基本使用料金</th> </tr> <tr> <th colspan="2">昼 間</th> <th>夜 間</th> <th>全 日</th> </tr> <tr> <th>9時～13時</th> <th>13時～17時</th> <th>17時～22時</th> <th>9時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一階</td> <td>第1講座室</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>第2講座室</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>修 礼 室</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>4,000</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>娛 楽 室</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>4,000</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二階</td> <td>講 堂</td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> <td>6,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>第1研修室</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2研修室</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>香南町内の団体または、公益のために使用する場合は、使用料を減免している。</p>	室名 区分	基本使用料金				昼 間		夜 間	全 日	9時～13時	13時～17時	17時～22時	9時～22時	一階	第1講座室	2,000	2,000	3,000	5,000	第2講座室	2,000	2,000	3,000	5,000	修 礼 室	3,000	3,000	4,000	7,000	娛 楽 室	3,000	3,000	4,000	7,000	二階	講 堂	4,000	4,000	6,000	10,000	第1研修室	1,000	1,000	2,000	3,000		第2研修室	1,000	1,000	2,000
使用時間 部屋名	午前9時から 正午まで	正午から午後5 時まで	午後5時から午 後10時まで																																																																										
小集会室 (40㎡未満)	220円	250円	370円																																																																										
中集会室(40㎡ 以上150㎡未満)	430円	500円	760円																																																																										
大ホール(150㎡ 以上)	870円	1,010円	1,520円																																																																										
調理実習室	650円	760円	1,140円																																																																										
冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額																																																																												
室名 区分	基本使用料金																																																																												
	昼 間		夜 間	全 日																																																																									
	9時～13時	13時～17時	17時～22時	9時～22時																																																																									
一階	第1講座室	2,000	2,000	3,000	5,000																																																																								
	第2講座室	2,000	2,000	3,000	5,000																																																																								
	修 礼 室	3,000	3,000	4,000	7,000																																																																								
	娛 楽 室	3,000	3,000	4,000	7,000																																																																								
二階	講 堂	4,000	4,000	6,000	10,000																																																																								
	第1研修室	1,000	1,000	2,000	3,000																																																																								
	第2研修室	1,000	1,000	2,000	3,000																																																																								

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業																															
分類	高松市生涯学習センター																															
項目	現 高 松 市	況 香 南 町																														
1 概要	(所在地) 高松市片原町11番地1(むうぶ片原町ビル内) (延床面積) 3,186.24㎡ (構造) 鉄骨鉄筋コンクリート造13階建ての1階から4階までの各階の一部 (施設) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>301㎡</td> <td>220人</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>224㎡</td> <td>90人</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>84㎡</td> <td>42人</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>18畳</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>OA実習室</td> <td>91㎡</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>90㎡</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>90㎡</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>84㎡</td> <td>42人</td> </tr> <tr> <td>市民ギャラリー</td> <td>66㎡</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	面積	定員	多目的ホール	301㎡	220人	大研修室	224㎡	90人	小研修室	84㎡	42人	和室	18畳	24人	OA実習室	91㎡	20人	実習室	90㎡	32人	音楽室	90㎡	16人	視聴覚室	84㎡	42人	市民ギャラリー	66㎡		該当なし。
施設名	面積	定員																														
多目的ホール	301㎡	220人																														
大研修室	224㎡	90人																														
小研修室	84㎡	42人																														
和室	18畳	24人																														
OA実習室	91㎡	20人																														
実習室	90㎡	32人																														
音楽室	90㎡	16人																														
視聴覚室	84㎡	42人																														
市民ギャラリー	66㎡																															
2 事業概要	高松市生涯学習カレッジ 高松市生涯学習推進事業 指導者・ボランティア養成事業																															
3 生涯学習情報システム	市民の学習活動を支援するため、人材・イベント・施設情報等の各種学習情報の提供、施設予約管理及び事業管理等の各種機能を持つ生涯学習情報システムを運営している。																															

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	スポーツ団体育成事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 町
1 体育協会	<p>(名称) 高松市体育協会 (加盟団体) 27 団体 (活動内容) 自主的に行う大会や、スポーツ教室・講座の開催を奨励し、高松市における競技力の向上と競技の普及・振興を図っている。 (補助金) 2,700千円 競技団体補助金 @50千円×27団体 = 1,350千円 選手育成補助金 1,350千円</p>	<p>(名称) 香南町体育協会 (加盟団体) なし (活動内容) スポーツ大会・スポーツ教室等を開催し、町民の体力と健康の増進を図る。 優秀競技者及び体育功労者の表彰等を行う。 (補助金) 800千円 各種大会等補助金</p>
2 地区体育協会	<p>(名称) 高松市地区体育協会 (地区数) 市内 37地区 (活動内容) 地区で行うスポーツ大会・教室・講座を奨励し、住民の健康・体力づくりの増進や、地域における生涯スポーツの振興を図っている。 (補助金) 6,100千円 地区体協補助金 @150千円×37団体 = 5,550千円 連絡協議会補助金 550千円</p>	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・体育協会、スポーツ少年団の補助に差異がある。 ・香南町には、地区体育協会がない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ・香南町体育協会については、高松市体育協会への統合を促す。 ・香南町地域において、地区体育協会の組織化を促すものとする。 ・香南町地域の体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。 ・香南町地域のスポーツ少年団の新規登録受付窓口については、現行のとおりとする。 ・香南町地域のスポーツ少年団の練習時間帯については、指導者確保の観点から、日没後も認めることとする。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域の体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業		部会名	教育
分類	スポーツ団体育成事業			
	現 況			
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
3 高松市体力 づくり市民会議	(名称) 高松市体力づくり市民会議 (加盟団体) 16団体 (活動内容) いつでもどこでもできる生涯スポーツ を推進。有酸素運動の提唱、実践。 (補助金) 構成団体補助金 160千円 @10千円×16団体=160千円	該当なし。		
4 スポーツ少年団	(名称) 高松市スポーツ少年団 (登録数) 157 団体 (人数) 3,627 人 (登録料) 指導者 1,500円(国700円、県300円、市500円) 団員 700円(国300円、県200円、市200円) (受付窓口) 高松市市民スポーツ課 (専門委員会) 軟式野球・剣道・バレーボール・サッカー・ソフト ボール・バドミントン・その他種目(7専門委員会) (活動内容) 種目別交流大会の開催や、スポーツ少年団認定 員養成講習会、巡回指導者講習会を開催している 他、中高生の団員によるリーダー会活動等を行っ ている。 (練習時間帯) 日没まで (補助金) 矢島町・高松市スポーツ少年団交流 事業補助金 100千円 各スポーツ少年団が交互に訪問、 受け入れを行う事業に対する補助 (負担金) スポーツ少年団認定員養成講習会 事業負担金 61千円	(名称) 香南町スポーツ少年団 (登録数) 4団体 (人数) 102人(団員)32人(指導者) (登録料) 指導者 1,100円(国700円、県300円、町100円) 団員 600円(国300円、県200円、町100円) (受付窓口) 香南町教育委員会 (専門委員会) 該当なし。 (活動内容) サッカー、バレーボール、剣道、ソフトボールの 少年団があり、4団での交流大会や指導者・育成 者研修会(町と3町合同(香南・香川・塩江))を開 催している。 (練習時間帯) 20時まで (補助金) ・活動補助金 500千円 4団と中学校部活動の5団体で、 配分(均等割+人数割)		
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	スポーツイベント等振興事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 町
1 市・町民スポーツ大会	<p>(名称) 高松市民スポーツフェスティバル (開催時期) 9月～10月 (内容) ・小学校区対抗競技大会(校区别) リレー競技 ゲートボール競技 ボウリング競技 卓球競技 バレーボール競技 ソフトボール競技 バドミントン競技 インディアカ競技 ・屋島一周クオーターマラソン 広域都市圏(周辺10町)オープン競技 ・スポーツ・レクリエーション大会「トリムの祭典」 フリー参加型スポーツイベント (運営) 高松市民スポーツフェスティバル実行委員会 概要 企画、運営、広報、参加促進、関係機関及び 団体との連絡調整等 (主管団体) 高松市体育協会 高松市地区体育協会 体力づくり市民会議 高松市体育指導委員連絡協議会</p>	<p>(名称) 香南町町民運動会 (開催時期) 4月の第4日曜日に開催 (内容) 大字別対抗競技と一般競技がある。 ・保育所、幼稚園、小学校の競技 ・老人クラブ、婦人会、PTA、児童の合同競技 ・地区別競技及び自由参加競技 (運営) 香南町、香南町体育協会、保育所、幼稚園、小学 校、中学校との共催 (主管団体) 香南町教育委員会 香南町体育協会 (補助金) 500千円</p>
2 地区運動会	<p>(名称) 町民運動会、地区運動会、校区運動会等 地区ごとに名称が異なる。 (37地区体育協会) (開催時期) 春または秋に開催 (内容) 地区ごとに決定する。 (運営) 各地区体育協会主催 各地区体育協会と小学校との共催</p>	<p>該当なし。</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・市・町民スポーツ大会の内容等に差異がある。 ・香南町では、地区運動会を開催していない。</p>

対 応 策
<p>・高松市の制度に統一する。 ・香南町の町民運動会は、高松市の地区運動会として取り扱い、香南地区体育協会の自主運営とする。 ・香南町地域の町民運動会の補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域の町民運動会の補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	各種スポーツイベント事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 町
1 主催、共催事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高校選抜ソフトテニス大会 ・健脚大会(琴平・塩江) ・仏生山スポーツフェスタ ・郡市対抗源平駅伝競走大会 ・市民遠泳大会 ・地区対抗ドッジボール大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・健脚大会(塩江) ・郡市対抗源平駅伝競走大会 ・空港の町三世代交流ふれあいウォークラリー大会 (補助金500千円) ・体力テスト ・生涯スポーツ教室 ・お月見ナイトウォーク ・リズムウォーキング体操教室 ・その他 ソフトボール大会、野球大会、テニス大会、 ソフトバレーボール大会、パドルテニス大会、 ソフトボール(50才以上・400才以上)大会、 サッカー大会、バレーボール大会、 バトミントン大会、ゲートボール大会、 グラウンド・ゴルフ大会、ペタンク大会
2 後援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民早朝野球大会 ・水戸、高松親善都市交歓野球大会 ・彦根、高松姉妹城都市交歓少年野球大会 ・高松、松江市都市間交流事業バレーボール大会 ・矢島町、高松市スポーツ少年団交流 	<ul style="list-style-type: none"> 香南招待少年サッカー大会 (補助金500千円)
3 その他 (補助金支出のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・サンドヒル高松グラウンドゴルフ大会 ・西日本中央連携軸スポーツ大会 (家庭婦人バレーボール・ジュニアサッカー) ・市民ハイキング 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・両市町で、類似のイベントがある。 ・香南町のスポーツイベントについては、参加対象や実施場所が香南町地域に限られるものがある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・両市町の類似イベントについては、統合する。 ・香南町のスポーツイベントについては、香南町の地区体育協会が自主運営するものとする。 ・空港の町三世代交流ふれあいウォークラリー大会及び香南招待少年サッカー大会については、現行のとおり継続するものとする。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域の空港の町三世代交流ふれあいウォークラリー大会及び香南招待少年サッカー大会については、現行のとおり継続するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	体育指導委員	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 市 町
1 構成	(委員) 学識経験を有する者と、41小学校区から推薦された男女各1名(定員 95名以内:) 2名×41校区+学識9名=91名 (任期) 2年(平成16年4月1日~平成18年3月31日)	(委員) 町内から推薦された者16名 現在男10名、女6名(定員 16名) (任期)2年 4名(平成15年4月1日~平成17年3月31日) 12名(平成16年4月1日~平成18年3月31日)
2 活動内容	(定例会) 毎月1回(第3木曜日) (研修会) 年2~3回開催 (主管、協力事業等) 年数回の全市的行事に参加 ・高松市民スポーツフェスティバル総合開会式(運営) ・トリムの祭典(ニュースポーツの紹介) ・健脚大会(琴平、塩江)、郡市対抗源平駅伝競走大会(立哨)	(定例会) 基本的に毎月1回(月初め) (研修会) 高松市と同じ。 (主管、協力事業等) 年間を通じ全町の行事に参加・運営 ・香南町町民運動会の運営 ・体力テストの運営 ・讃岐地区生涯スポーツフェスティバル運営 ・健脚大会(塩江)(立哨) ・香川郡・木田郡7町で讃岐地区体育指導委員連絡協議会を構成。体育指導委員の研修会や生涯スポーツフェスティバルを開催・運営
3 報酬	6,600円/人 × 出席回数	40,000円/人・年

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
体育指導委員の構成、活動内容及び報酬に差異がある。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・香南町地域の委員については、1小学校区から推薦された男女各1名ずつとする。 ・委員定数については、合併時までに見直しを行うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	学校体育施設開放推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 開放施設(学校)の種類	・小学校 体育館41、運動場41(夜間照明設置37) ・中学校 体育館5、運動場6(夜間照明設置6、内1校は小学校の代替) ・高等学校 運動場1(夜間照明設置1、内1校は小学校の代替)	・小学校 体育館1、運動場1(夜間照明設置1) ・中学校 体育館1、運動場1(夜間照明設置1) 開放は小学校体育館のみ。現在は小学校体育館が耐震工事中のため中学校体育館で代替。 共に運動場は狭く、照度不十分で開放には不適 中学校体育館建設予定(H18年秋頃完成予定)
2 管理運営方法	小学校については、校区住民による自主管理運営方式(各校区毎に学校体育施設開放運営委員会を設置)とし、中学校については、市教育委員会直属の指定校方式として、二段構えで管理運営を行っている。	開放施設については教育委員会が管理運営を行っている。 開放を行う学校には、管理人(近隣住民)を置き、鍵の管理を委託している。
3 使用の申請方法	小学校の体育施設については、学校体育施設開放運営委員会(自主運営)に申込書申請、中学校の体育施設については、高松市立中学校体育施設利用登録申請書を教育委員会に提出し、システムにより予約申込を行っている。	利用3日前までに申請書を教育委員会に提出し、申請する。
4 補助金	中学校の体育施設開放事業に関しては、補助金制度はない。 小学校の体育施設開放事業に関しては、各校区の学校体育施設開放運営委員会に年額270千円の補助金を支出している。	該当なし。
5 管理謝金	小学校体育施設開放事業については、各校区の学校体育施設開放運営委員会が学校体育施設開放事業費の中から支出している。 中学校体育施設開放事業費は、市教育委員会が固定給と歩合給を合算して計算	小学校体育施設開放事業については、小学校から管理人に施設管理委託として、月7千円を2ヵ月分まとめて年間6回に分けて支給している。 (年間84千円)

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・管理運営方法、使用の申請方法、使用料及び開放時間等に差異がある。 ・管理謝金に差異がある。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・香南町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。 ・小学校に、学校体育施設開放運営委員会を設置し、自主運営方式で管理運営を行う。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	学校体育施設開放推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
6 使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 無料 ・中学校 電気代相当分として, 体育館(半面800円, 全面1,600円), 運動場2,000円 ~ 4,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 無料 ・中学校 無料
7 開放時間	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 <ul style="list-style-type: none"> 平日 19時 ~ 21時 土曜日 13時 ~ 21時 日・祝日 9時 ~ 21時 ・中学校(夜間開放のみ) 19時 ~ 21時 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 <ul style="list-style-type: none"> 体育館 平日 18時30分 ~ 22時 土曜日 8時 ~ 22時 日・祝日 8時 ~ 22時 運動場 平日 16時30分 ~ 21時 土曜日 6時 ~ 21時 日・祝日 6時 ~ 21時 ・中学校 <ul style="list-style-type: none"> 体育館 平日 18時30分 ~ 22時 土曜日 8時 ~ 22時 日・祝日 8時 ~ 22時 運動場 平日 16時30分 ~ 21時 土曜日 6時 ~ 21時 日・祝日 6時 ~ 21時

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	体育施設管理運営	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館(アリーナ面積 4,474.24㎡) バスケットボール3面、バレーボール5面 バドミントン18面ほか 利用時間:午前8時30分～午後10時 使用料:5,080円～182,950円(午前) ・亀水運動センター(体育館アリーナ面積 768㎡) バスケットボール1面、バレーボール2面 バドミントン3面、卓球9台 ・西部運動センター(体育館アリーナ面積 1,484㎡) バスケットボール2面、バレーボール2面 バドミントン8面、卓球20台ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・香南勤労者体育センター 1階 (1,058.5㎡) バスケットボール1面、バレーボール2面 バドミントン3面ほか 会議室、更衣室 卓球室(卓球3台)、トレーニング室 利用時間:午前9時～午後10時 使用料:1時間当たり 町内100円～300円 町外は町内の3倍 (施設管理) 管理人(近隣住民)を1名委託。 年額540千円を2か月分6回に分けて支給 主催事業、体育協会、スポーツ少年団、中学校の部活動、PTA、町内各種団体に対して、減免措置をしている。
2 競技場	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨット競技場 艇庫7棟(ディンギー58艇) 艇置場(ディンギー229艇、クルーザー72艇) クレーン4.8トン 	該当なし。
3 庭球場	<ul style="list-style-type: none"> ・亀岡庭球場 クレーコート4面 ・朝日町庭球場 砂入人工芝コート5面、夜間照明施設 クレーコート4面 ・仏生山運動場庭球場 クレーコート2面 ・亀水運動センター庭球場 砂入人工芝コート8面 利用時間:午前8時30分～午後9時(朝日町) 使用料: 1時間 一般340円 学生230円 夜間照明使用料 1面あたり 110円 	<ul style="list-style-type: none"> ・香南町営テニスコート 砂入り人工芝コート4面、夜間照明施設 利用時間:午前9時～午後9時30分 使用料: 1時間 町内500円 町外1,000円 18歳未満500円 夜間照明使用料 1面あたり 500円 毎週水曜日定休日 (管理運営) 香南地域振興有限会社に委託 委託金 1,620千円 主催事業、体育協会に対して減免措置をしている。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営方法、使用の申請方法、利用時間及び使用料等に差異がある。 ・香南町では、中学校の部活動、スポーツ少年団等が体育施設を使用する場合、減免措置をしている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・香南町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、高松市の例により、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。 ・減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 ・町営テニスコート及びグラススキー場の管理運営方法については、合併時まで調整する。 ・河川敷運動場の管理運営については、現行のとおりとするが、委託料は支出しないものとする。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 香南町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。 減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業		部会名	教育
分類	体育施設管理運営			
現 況				
項 目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・南部運動場 <ul style="list-style-type: none"> 第1グラウンド(野球場) 両翼91m 中堅120m 第2グラウンド(多目的広場) <ul style="list-style-type: none"> 長袖100m 短袖80m ・亀水運動センター <ul style="list-style-type: none"> グラウンド(野球場)両翼85m 中堅112m ・西部運動センター <ul style="list-style-type: none"> 第1グラウンド(野球場) 両翼91m 中堅120m 第2グラウンド(多目的広場) 長袖100m 短袖80m <p>利用時間:午前9時～午後5時(6～8月午後7時まで) 使用料:1時間当たり 1,270円～1,520円</p>	<p>香南町農村広場(町民グラウンド)(多目的広場) 9,670㎡(長袖約95m 短袖約70m) 夜間照明施設 利用時間:午前9時～午後10時 使用料:1時間当たり 町内無料 町外500円 夜間照明使用料 町内1,500円 町外3,000円 (施設管理) 夜間照明施設は管理人(近隣住民)を1名委託 年額110千円を2月分6回に分けて支給</p>		
5 プール	<ul style="list-style-type: none"> ・市民プール <ul style="list-style-type: none"> 流水、少年プール 1,022㎡ 水深1m 収容人員680人 幼児プール 256.26㎡ 水深0.3m 収容人員250人 <p>身体障害者がプールを利用する場合は、無料</p> ・福岡町プール <ul style="list-style-type: none"> 温水プール(25m×6コース) 補助プール、採暖プール <p>身体障害者がプールを利用する場合は、無料</p> ・亀水運動センタープール <ul style="list-style-type: none"> 2.5m×8 コース <p>身体障害者がプールを利用する場合は、無料</p> 	<p>該当なし。</p>		
調 整 案				

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業		部会名	教育
分類	体育施設管理運営			
現 況				
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
6 河川敷	該当なし。	香東川左岸河川敷運動場(設置主体:香川県) サッカー(ジュニア用)4面 (一般用)2面 利用時間:日の出~日没(年中無休) 使用料:無料 (施設管理) 香南サッカースポーツ少年団に委託 年額360千円を2か月分6回に分けて支給 現在、台風23号の被害により使用不可		
7 グラススキー場	該当なし。	グラススキー場(設置主体:香川県) 利用時間:午前9時~午後5時(5/1~8/31) 午前9時~午後4時30分(9/1~4/30) 使用料: グラススキー 滑走料(2時間) 1,010円(一般) 使用料(2時間) 500円 そりゲレンデ 使用料(1時間) 300円(児童のみ) (管理運営) 嘱託職員1名、臨時職員4名。 県から委託、職員の給与等管理業務を行う		
8 管理運営	(財)高松市スポーツ振興事業団	体育館・グラウンド・河川敷は香南町教育委員会		
			対 応 策	
			調 整 案	

「文化振興事業について」に関する資料

指 定 文 化 財 に つ い て	128
埋 蔵 文 化 財 調 査 事 業 に つ い て	129
文 化 財 学 習 事 業 に つ い て	130
文 化 奨 励 賞 に つ い て	131
文 化 祭 開 催 事 業 に つ い て	132
文 化 芸 術 活 動 推 進 事 業 に つ い て	133
文 化 団 体 の 育 成 ・ 支 援 事 業 に つ い て	134
陶 芸 館 に つ い て	135
学 芸 ・ 芸 術 振 興 に 係 る 奨 学 金 貸 与 事 業 に つ い て	136
歴 史 資 料 館 運 営 事 業 に つ い て	137~140
歴 史 資 料 整 備 等 事 業 に つ い て	141
文 化 教 育 等 普 及 事 業 に つ い て	142~143
図 書 館 運 営 事 業 に つ い て	144
図 書 館 事 業 に つ い て	145
文 化 セ ン タ ー 事 業 に つ い て	146~147
菊 池 寛 記 念 館 運 営 事 業 に つ い て	148
文 化 芸 術 ホ ー ル 運 営 事 業 に つ い て	149~150
美 術 館 運 営 事 業 に つ い て	151~152
美 術 館 施 設 使 用 料 等 に つ い て	153
美 術 館 協 議 会 等 に つ い て	154

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	指定文化財	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 町
1 文化財審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・名 称 高松市文化財保護審議会 ・委員数 8人(条例定数:10人以内) ・報 酬 6,600円 ・任 期 2年(平成18年5月31日まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名 称 香南町文化財保護審議会 ・委員数 5人(条例定数:5人以内) ・報 酬 7,700円 ・任 期 2年(平成18年3月31日まで)
2 現況	高松市指定文化財 34件(平成16年4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財 19件 ・無形文化財 1件 ・有形民俗文化財 1件 ・史跡 9件 ・天然記念物 4件 	香南町指定文化財 0件(平成16年4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財 該当なし。 ・無形文化財 該当なし。 ・有形民俗文化財 該当なし。 ・史跡 該当なし。 ・天然記念物 該当なし。
3 保存等事業補助	文化財の保存・管理等のための事業に対して、予算の範囲内で補助。	高松市と同じ。
4 文化財の指定	文化財指定申請を受けて調査し、高松市文化財保護審議会に諮問。 審議会の答申を受け、教育委員会に上程し指定。	高松市と同じ。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護審議会の委員数及び報酬等に差異がある。 ・香南町では、町指定文化財を指定していない。

対 応 策
香南町文化財保護審議会については、高松市文化財保護審議会に統合するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査書・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業	
分類	埋蔵文化財調査事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 埋蔵文化財調査	(試掘調査) 公共事業・民間開発事業を問わず、周知の埋蔵文化財包蔵地並びにその隣接地で土木工事が行われようとしているときは、文化財専門職員により事前に試掘調査を行っている。 (発掘調査) 試掘調査で埋蔵文化財の包蔵が確認された土地については、工事に先立ち文化財専門職員により発掘調査を実施し記録保存を行っている。	(試掘調査) 高松市と同じ。 (発掘調査) 高松市と同じ。 県文化行政課職員の指導の下、調査を行っている。
2 出土品整理・保管	発掘調査で出土した土器等遺物は、市内円座町にある整理事務所で復元及び図面どりの後、パソコンにデータを取込み、同所にある収蔵倉庫で保管している。	過去の発掘調査により出土した土器等遺物は、歴史民俗郷土館で保管しているが、パソコンによるデータ管理は行っていない。
3 埋蔵文化財包蔵地	昭和52年の「全国遺跡地図香川県」を元に、市内一円の分布調査等の成果も加えて包蔵地台帳と地図を作成している。 (現在の包蔵地数は約860ヶ所、年間300件余の包蔵地照会に対応)	高松市と同じ。 (現在の包蔵地数は42ヶ所、年間4～5件の包蔵地照会に対応)
4 埋蔵文化財不時発見対応	土木工事中等に土器等遺物や遺構が発見された時は、文化財保護法第57条の5の規定に基づき文化庁長官への届出を行っている。 (年間1件程度)	高松市と同じ。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
出土品の整理・保管方法に差異がある。

対 応 策
・香南町で所有している出土品については、高松市に引き継ぐものとする。 ・出土品のデータ管理方法が異なっていることから、全市的に統一したデータ管理ができるよう、早急に香南町地域の出土品のデータ化を進める。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化財学習事業			
	現 況			
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 学習会等	<p>【ふるさと探訪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する市民を対象 ・ほぼ月1回(日曜日の午前中)開催 ・市内及び近郊の史跡を訪ねる。 <p>【親子文化財教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子ペアで土器づくりなどを体験 ・年2回開催 <p>【知って賞おう高松講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者等を対象として、高松の文化財等を紹介 ・年2回開催 	該当なし。		
2 埋蔵文化財展	「市内の埋蔵文化財展」を、毎年8月に1週間市庁舎1階市民ホールで開催	該当なし。		
3 埋蔵文化財出前講座	<p>(内容)</p> <p>発掘調査の成果などをテーマに、文化財専門職員が市内の公民館等へ要請に基づいて出向き、講演</p> <p>(開催時期)</p> <p>希望により随時開催</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化奨励賞			
現 況				
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 名称	高松市文化奨励賞	該当なし。		
2 内容	高松市における文化の振興に貢献し、将来も活躍が期待される者に対して文化奨励賞を授与 (贈呈式は、原則11月1日に開催)			
3 選考審議会	(目的) 文化奨励賞の受賞候補者の選考に関し、市長の諮問に応じ、調査審議する。 (委員数) 8人(条例定数:10人以内) (任期) 1年 (報酬) 6,600円			
4 文化祭典	(名称) 高松文化祭典 (内容) 過去の文化奨励賞受賞者が、芸術文化活動の成果を発表するもの (実行団体) 「受賞者の集い」	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化祭開催事業			
現 況				
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 市・町民文化祭	<p>(名称) 高松市市民文化祭「アーツフェスタたかまつ」 (開催時期) 6月中・下旬から7月上旬にかけての約2～3週間 (内容) 生活文化ショー、音楽まつり、文芸まつり、茶会と生け花展、民謡・民舞まつり、演劇祭、美術展、趣味文化祭等 (運営委員会) 【組織】 市民文化祭運営委員会 【概要】 企画・立案、各団体との連絡調整、広報活動等 【委員数】 17名 (運営費) 市民文化祭運営委員会に対して補助 6,445千円(平成15年度実績)</p>	<p>(名称) 香南町文化祭(主催:香南町・香南町教委) (開催時期) 10月下旬～11月上旬内の土・日の2日間 (内容) 学校展示、一般展示、パネル展示、特別展示 協賛行事(協賛25団体のバザー・クラブ協議等) (実行委員会) 【組織】 香南町文化祭実行委員会 【概要】 企画・立案・連絡調整・広報等 【委員数】 各種団体・学校等の代表約60人で構成 (運営費) 香南町教育委員会において予算措置している。 952千円(平成15年度実績)</p>	<p>・開催時期、運営委員会、運営費の対応に差異がある。 ・香南町では、地区文化祭を開催していない。</p>	
対 応 策				
<p>香南町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱うものとする。 なお、地区文化祭を香南町地域における文化祭実行委員会が主体となって円滑に運営できるよう、合併後初回に開催する地区文化祭について、適切に対応するものとする。</p>				
2 地区文化祭	<p>(開催場所) 高松市内の公民館等(41地区)で実施 (開催期間) 毎年10月から2月(地区により開催時期が異なる) (運営補助) 1開催につき、50,000円を補助している。</p>	該当なし。	調 整 案	
高松市の制度に統一する。				

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化芸術活動推進事業			
現 況				
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 デリバリー(出前)アーツ	(概要) 圏域住民の身近なところに芸術文化を出前する事業 (対象) 高松市と周辺10町のサンネット高松の圏域住民 (内容) 毎年、5メニューを実施	高松市と同じ。	香南町では、学校巡回教室及び町民大学を実施していない。	
2 学校巡回教室	【芸術教室】 (対象) 市内の小中学校の児童生徒 (内容) 洋舞・邦楽・オーケストラ演奏など生の優良な芸術を鑑賞する機会を提供 【能楽教室】 (対象) 市内の小中学校の児童生徒 (内容) 能・狂言・お囃子の生の優良な古典芸能を鑑賞する機会を提供	該当なし。	対 応 策	
			高松市の制度に統一する。	
3 市・町民大学	(名称) 秋季市民大学 (内容) 高松大学・高松短期大学との共催で、文化講演会を開催し、地域の文化振興を図る。 (開催時期) 9月	該当なし。	調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24-21 文化振興事業		部会名	文化			
分類		文化団体の育成・支援事業						
		現況		問題点・課題				
項目	高松市	香南町						
1 文化協会補助	<p>(名称) 高松市文化協会</p> <p>(組織) 4部門別協会に、120団体が加盟している。 (平成16年3月31日現在)</p> <p>(補助内容) 高松市文化協会の運営に対して行っている。</p>	該当なし。	<p>・文化団体補助に差異がある。 ・香南町では、文化協会補助及び芸術文化活動事業補助を実施していない。</p>					
2 文化団体補助	<p>(目的) 各文化芸術団体の行う市民文化の向上・発展に資する事業に対して補助金を支出し、各文化芸術団体の事業促進と活性化を図る。</p> <p>(補助団体) 年度当初に申請があり、市長が適当と認めた事業を実施する団体</p> <p>(補助内容) 文化振興活動に対し、予算の範囲内において各団体に対して補助を行っている。 13団体10,550千円(平成15年度実績)</p>	<p>(目的) 町民文化の向上・発展に資する文化芸術団体の年間の運営に対して補助金を支出し、各文化芸術団体の活性化を図る。</p> <p>(補助団体) ・中山城山顕彰会 ・香南菊友会</p> <p>(補助内容) 文化団体の運営に対し、予算の範囲内において各団体に対して補助を行っている。 2団体160千円(平成15年度実績)</p>				<p>対応策</p> <p>高松市の制度に統一する。 なお、香南町地域の文化団体補助については、各団体のこれまでの活動経緯や今後の活動計画等を勘案する中で、合併時までに対応を検討するものとする。</p>		
3 芸術文化活動事業補助	<p>(目的) 芸術文化に関する事業に必要な経費を補助し、自主的な芸術文化活動の促進を図る。</p> <p>(補助団体) 32団体(平成15年度実績)</p> <p>(補助額) 5,780千円(平成15年度実績)</p>	該当なし。				<p>調整案</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>		

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	陶芸館	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 陶芸館	該当なし。	(名称) 陶芸館 (所在地) 香南町大字池内522番地1 (概要) 木造平屋建 延面積 92.56㎡ (明治25年築) 創作活動室等 昭和4年役場庁舎に改築したものを改装し、香南町陶芸クラブ及び小学生の陶芸創作活動の場として利用している。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市には、陶芸館がない。

対 応 策
香南町の陶芸館については、高松市に引き継ぐ。

調 整 案
香南町の陶芸館については、高松市に引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	学術・芸術振興に係る奨学金貸与事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 目的	該当なし。	芸術等特定分野に卓越した能力がありながら、経済的理由により修学困難な者に奨学金を貸与し、香南町の芸術・文化振興の発展に必要な人材の育成を図る。
2 資格		香南町住民の子弟であって、次のいずれの要件も備えている者 ・学術、芸術等特定の分野において卓越した能力を持ち、将来大きくその能力が活かされると期待される者であって、国外の大学(大学院を含む。)に留学する者。ただし、語学の習得を目的とする者は対象としない。 ・身体が健康で、学業成績が良好であって、かつ、行いが善良な者。 ・学資の支弁が困難な者であって、他の制度による奨学金を受けることができない者。
3 種類及び貸与期間		入学金 限度額 30万円 修学金 限度額 10万円(月額) 奨学生が在学する学校の正規の修学年限以内とする。
4 償還		学校を卒業、または修業した翌年度から10年間の均等償還

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、学術・芸術振興に係る奨学金貸与事業を実施していない。

対 応 策
香南町の学術・芸術振興に係る奨学金貸与事業により、合併時に奨学金の貸与を受けている者については、現行の香南町の制度を適用する。

調 整 案
香南町の学術・芸術振興に係る奨学金貸与事業により、合併時に奨学金の貸与を受けている者については、現行の香南町の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業	
分類	歴史資料館運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 名称	高松市歴史資料館	香南町歴史民俗郷土館
2 運営協議会等	<p>1 運営協議会 (名称) 高松市歴史資料館運営協議会 (委員数) 7人(学識経験者、関係団体役員、公募委員) (任期) 2年 (審議内容) 館の事業計画・運営について意見を得ている。</p> <p>2 資料収集調査委員会 (名称) 高松市資料収集調査委員会 (委員数) 6人(学識経験者) (任期) 2年 (審議内容) 高松市歴史資料館資料収集方針に基づき、購入資料価格200万円を超えるもの及び特に評価の高い資料の寄託・寄贈の受け入れについては、資料収集調査委員会に諮り、答申を得た資料を取得している。</p>	<p>1 運営協議会 (名称) 香南町歴史民俗郷土館運営協議会 (委員数) 15人(町文化財保護審議会委員、社会教育関係者、学識経験者) (任期) 2年 (審議内容) 高松市と同じ。</p> <p>2 資料収集調査委員会 該当なし。</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・運営協議会等の委員数等に差異がある。 ・香南町では、資料収集調査委員会を設置していない。 ・施設の内容に差異がある。 ・香南町歴史民俗郷土館では、観覧料を徴収していない。 ・香南町歴史民俗郷土館の町民ギャラリー等では、使用料を徴収している。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 香南町歴史民俗郷土館については、高松市の郷土館として、高松市に引き継ぐ。 香南町歴史民俗郷土館の観覧料等については、合併時まで調整するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 香南町歴史民俗郷土館については、高松市の郷土館として、高松市に引き継ぐ。 香南町歴史民俗郷土館の観覧料等については、合併時まで調整するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業	
分類	歴史資料館運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
3 施設概要等	<p>(目的) 高松市の歴史、考古、民俗等に関する市民の知識及び教養の向上と市民文化の発展に寄与するため設置。</p> <p>(主な施設) 常設展示室、学習室、特別展示室、収蔵庫、事務室等</p> <p>(管理施設等) 資料保管倉庫</p>	<p>(目的) 郷土の歴史、民俗、文化資料の収集、保存展示、及び調査研究を行うことによって、郷土の歴史と文化財に対する住民の意識を深め、もって香南町の文化の発展に寄与するため設置。</p> <p>(主な施設) 常設展示室、研修室、図書室、収蔵庫等</p> <p>(管理施設等) 高松市と同じ。</p>
4 開館日・開館時間等	<p>(開館日・開館時間) ・火～日曜日 9:00～17:00 ただし、特別展開催期間中の金曜日(祝日を除く)は、9:00～19:00</p> <p>(休館日) ・月曜日(祝日に当たる場合は開館、翌日休) ・年末年始(12月29日から1月3日)</p>	<p>(開館日・開館時間) ・火～日曜日 9:00～17:00 ・研修室等 1月から3月及び10月から12月までは午前9時から午後9時、4月から9月までは午前9時から午後9時30分 ・図書室 午前9時から午後5時、ただし、火曜日、木曜日、土曜日は午前9時から午後7時</p> <p>(休館日) ・月曜日(祝日に当たる場合は開館、翌日休) ・年末年始(12月29日から1月3日) ・祝日の翌日</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		部会名	文化
分類	歴史資料館運営事業			
	現 況			
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
5 展示内容	<p>(常設展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展示室 高松の歩みを分かりやすく展示 ・学習室 高松の歴史を映像等で学べるよう展示 ・高松市収蔵品情報システム ・Q & A ・ビデオライブラリー等 <p>(特別展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 郷土色豊かな展示内容で、年3回の特別展を開催 <p>(その他の展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収蔵品展 年1回、館の収蔵品を紹介する収蔵品展を開催 ・ロビー展 歴史資料館のエントランスホールにおいて、資料の展示・公開を行うロビー展を随時開催 	<p>(常設展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展示室 原始から現代に至るまでの香南町に関わる資料を歴史展示室、民俗展示室に分けて常設している。 ・図書室 図書約6,400冊を所蔵し、貸出等を行っている。 <p>(企画展)</p> <ul style="list-style-type: none"> 年3回程度の企画展を実施 <p>(その他の展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収蔵品展 町民ギャラリーを利用した展示など 		
6 観覧料等	<p>(常設展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般 200円(団体160円) ・高・大生 150円(団体120円) <p>(特別展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,000円の範囲内において教育委員会が定める額 <p>(減免対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者 ・身体障害者手帳等所持者 ・義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等 	<p>(常設展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 無料 <p>(特別展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 無料 (条例では、徴収することができることとなっている。) <p>(減免対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし。 		
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業																																				
分類	歴史資料館運営事業																																				
現 況																																					
項目	高 松 市	香 南 町																																			
7 使用料	該当なし。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">基本使用料</th> <th colspan="2">冷暖房使用料</th> </tr> <tr> <th>昼 間</th> <th>夜 間</th> <th>全 日</th> <th>冷房 /h</th> <th>暖房 /h</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室 名</td> <td>9時 ～ 13時</td> <td>13時 ～ 17時</td> <td>17時 ～ 21時</td> <td>9時 ～ 21時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町民ギャラリー</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>5,000円</td> <td>200円 150円</td> </tr> <tr> <td>第1研修室</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>5,000円</td> <td>200円 150円</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>150円 100円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料			冷暖房使用料		昼 間	夜 間	全 日	冷房 /h	暖房 /h	室 名	9時 ～ 13時	13時 ～ 17時	17時 ～ 21時	9時 ～ 21時		町民ギャラリー	2,000円	2,000円	3,000円	5,000円	200円 150円	第1研修室	2,000円	2,000円	3,000円	5,000円	200円 150円	第2研修室	1,000円	1,000円	2,000円	3,000円	150円 100円
区 分	基本使用料			冷暖房使用料																																	
	昼 間	夜 間	全 日	冷房 /h	暖房 /h																																
室 名	9時 ～ 13時	13時 ～ 17時	17時 ～ 21時	9時 ～ 21時																																	
町民ギャラリー	2,000円	2,000円	3,000円	5,000円	200円 150円																																
第1研修室	2,000円	2,000円	3,000円	5,000円	200円 150円																																
第2研修室	1,000円	1,000円	2,000円	3,000円	150円 100円																																

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業	
分類	歴史資料整備等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 資料調査業務等	<p>(調査業務) 高松市の歴史・文化等に関係した資料の収集及び調査・分類整理</p> <p>(記録) 収集した資料を適正に保存・管理するため、資料情報のカード化・画像化とともにデータを入力し、高松市収蔵品情報システムに随時反映</p> <p>(保存・管理) 高松市歴史資料館内の収蔵庫および円座町収集資料保管倉庫において、適正な環境の中で保存・管理し、必要な保存修理等も随時実施</p>	<p>(調査業務) 香南町を中心とした歴史・民俗に関係した資料の収集、分析及び採寸等を行っている。</p> <p>(記録) 収集した資料については、保存・管理するために資料カードを作成し、目録を作成している。</p> <p>(保存・管理) 香南町歴史民俗郷土館の敷地内に建てられた収蔵庫及び勤労者体育センターの資料保管室において収納・保管している。</p>
2 寄託・寄贈	受入後、写真撮影・採寸・図面・カード作成等を行い収蔵庫で保管	高松市と同じ。
3 資料の周知・公開	ロビー展・収蔵品展・高松市収蔵品情報システム等で公開 ・歴史資料館年報等で周知	該当なし。
4 資料購入	高松市歴史資料館資料収集方針に基づき、資料購入を行っている。 (購入価格に応じて専門有職者の関係評価)	香南町歴史民俗郷土館資料収集方針に基づき、資料購入を行うこととしている。
5 収蔵品情報システム	歴史資料館、美術館、市民文化センター(平和記念室・昆虫展示室)、菊池寛記念館、文化振興課(埋蔵文化財関係)の所蔵する資料情報を一元管理し、インターネット上で公開している。	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・資料調査等に差異がある。 ・香南町では、資料の周知・公開及び収蔵品情報システムを行っていない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業	
分類	文化教育等普及事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 サンクリスタル学習	<p>歴史資料館・図書館・菊池寛記念館の三館が合同して、市内の小学生(中・高学年)を対象にした体験学習を開催 (内容) 三館の施設・資料を利用した学習の実施 送迎の実施等</p>	<p>該当なし。 体験学習は実施していないが、毎週土曜日に歴史民俗郷土館の第1研修室を学習開放日として使用している。</p>
2 歴史資料館講座	<p>市民を対象に各種の歴史資料館講座や講演会を開催。 【古文書講座】 ・内容.....実際の古文書を題材に取り上げ、参加者とともに古文書に親しむ。 ・開催回数.....年7回 【歴史資料館講座】 ・内容.....特別展に関係する講座や各種講座の実施 ・開催回数.....年5回程度 【夏休みに郷土高松の歴史を探ろう】 ・内容.....夏休みに小学生を対象として、郷土高松を学習する機会を提供する。 ・開催回数.....夏休期間中・1回(5日間開催) 【小学生の郷土史学習講座】 ・内容.....土曜日を利用して、小学生を対象に郷土史を学ぶ機会を提供する。 ・開催回数.....土曜日開催・</p>	<p>生涯学習の場として、歴史民俗郷土館で古文書等の各種講座を開催。 【古文書を読む】 ・内容.....由佐家、丸岡家に残る古文書を題材にして、参加者とともに古文書に親しむ。 ・開催回数.....年11回 【拓本と表装を楽しむ】 ・内容.....文学碑などを拓本にとり、軸装・額装して作品に仕上げる。 ・開催回数.....年17回 【郷土の料理】 ・内容.....季節に応じた郷土料理をつくる。 ・開催回数.....年4回 【史跡・博物館めぐり】 ・内容.....県内各地の史跡・博物館を見学・学習する。 ・開催回数.....年4回 【季節の絵手紙】 ・内容.....季節に応じた絵手紙をつくる。 ・開催回数.....年4回 【化石レプリカ教室】 ・内容.....小学生を対象に化石のレプリカをつくる。 ・開催回数.....年1回</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・香南町では、サンクリスタル学習を実施していない。 ・歴史資料館講座の内容等に差異がある。 ・高松市では、友の会を設置していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 なお、香南町歴史民俗郷土館友の会については、会員による自主的運営を行うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化教育等普及事業			
	現況			
項目	高松市	香南町	問題点・課題	
3 友の会	該当なし。	【香南町歴史民俗郷土館友の会】 (会員) 個人30人 (会費) 個人1,000円(年間) (活動内容) 会報の発行(月1回)町内各戸配布		
			対応策	
			調整案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	図書館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・本館 1(サンクリスタル高松内) ・分館 1(市民文化センター内) ・分室 40(地区公民館内) ・移動図書館車 2台 	中央公民館図書室 1室
2 資料整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本館 485,741冊・点 (図書413,219冊、視聴覚資料27,830点、絵本紙芝居等44,692冊・点) ・分館 188,343冊・点 (図書161,073冊、視聴覚資料1,050点、絵本・紙芝居等26,220冊・点) ・移動図書館、分室 116,678冊・点 (図書96,039冊、絵本・紙芝居等20,639点) 	中央公民館 (図書6,276冊)
3 貸出・返却	<p>(貸出) 図書館の利用者カードの発行、管理 貸出冊数 図書1人15冊まで(15日以内) AV資料1人 5点まで(15日以内)</p> <p>(返却) 図書館のカウンターへの返却と、開館時間外のブック・ポスト、警備室への返却</p>	<p>(貸出) 図書室の利用者カードの発行、管理 貸出冊数 図書、AV資料 1人5点まで (15日以内)ただし、AV資料は、返却7日以内</p> <p>(返却) 開館時間内に中央公民館事務室窓口に返却</p>
4 レファレンス	調べものに関する相談や図書を探す相談等を行っている。場合によっては、他の図書館から資料の取り寄せも行う。	高松市と同じ。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
香南町では、中央公民館図書室で、図書等の貸出しを行っている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 香南町の中央公民館図書室については、高松市の図書館分室として取り扱うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	図書館事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 ブックスタート事業	(内容) 4ヶ月児を対象に、図書の無償配布及び読み聞かせの指導を行う。 (実施場所) 4ヶ月児相談会場 〔高松市保健センター及び各公民館〕 (配布冊数) 2冊/人	該当なし。
2 児童行事	(内容) ボランティアの方により、本の読み聞かせ等を行っている。 (開催時期) 週に1回程度 (開催場所) 図書館本館	(内容) ボランティア3名により、本の読み聞かせ等を行っている。 (開催時期) 月に2回(第1・3水曜日) (開催場所) 中央公民館研修室
3 移動図書館の巡回	移動図書館車2台により、市内71か所のステーションを月1回(うち、7か所は月2回)巡回	県立図書館の巡回文庫により、中央公民館で実施。(町単独では、実施していない。) また、県立図書館の貸出資料の返却受付を中央公民館で行っている。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・香南町では、ブックスタート事業を実施していない。 ・児童行事の開催時期等に差異がある。 ・移動図書館の巡回について、香南町では、県立図書館の巡回文庫を利用している。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・香南町地域の児童行事については、現行のとおりとする。 ・移動図書館については、高松市図書館の移動図書館車により、巡回するものとし、巡回箇所については、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化センター事業			
	現 況			
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 施設	(名称) 高松市民文化センター (概要) 【本館】 地下1階 地上5階 【別館】 地上3階	該当なし。		
2 主催事業	子ども教室 市内の幼稚園児・小学校児童を対象に、春・秋の期間、毎週土・日曜日4回の日程で10コースと、夏休み期間、4日連続で16コース開催 文化センター学習 校外学習の一つとして、5月から翌年2月までの期間、市内小学校5年生・中学校1年生を対象に、各学校で1日実施 プラネタリウム 一般来館者を対象に、投映を通して、市民の天体への興味と、関心を高めるとともに、文化センター学習等の学習教材として活用 ・土曜日、夏休みの期間 1日3回 ・日曜日、祝日、冬休み、春休みの期間 1日2回 ・平日(火～金曜日) 1日1回 視聴覚 ・映写機操作技術講習会等を開催 ・館内活動の一環として、毎週土・日曜日に、親子映画会を開催 科学展示 児童生徒の科学に対する関心や、未来の夢を育てるための展示			
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化センター事業			
現 況				
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
	<p>昆虫展示 郷土に生息する昆虫の標本展示コーナーをはじめ、保管・作業研究・学習・視聴覚の各コーナーからなる昆虫展示室を開設。</p> <p>展示事業 天体写真展及びこども教室作品展等、市民文化センター主催事業の展示会を開催。</p>			
3 併設施設	<p>(施設名) 平和記念室</p> <p>(事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平和記念品室常設展示 ・戦争遺品等収集 ・戦争遺品等展示 ・「平和を語るつどい」演劇公演 ・写真、パネル展示 ・平和祈念映画等上映 			

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	菊池寛記念館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 施設	<p>(名称) 菊池寛記念館</p> <p>(概要)</p> <p>【サンクリスタル高松 3階】</p> <p>高松市が生んだ偉大な文化人で、現在の文壇の礎を築いた菊池寛の功績を顕彰するとともに、遺品・生原稿・著書等を展示している。</p>	該当なし。
2 事業	<p>(常設展)</p> <p>菊池寛の生涯と業績をグラフィック・解説映像により編年的に紹介するとともに、遺品・生涯稿・著書等を展示</p> <p>菊池寛の生家、上演戯曲舞台を模型で再現、東京の雑司ヶ谷の旧邸宅内の書斎を原寸復元し、展示。</p> <p>「芥川賞」、「直木賞」、「菊池寛賞」、「菊池寛ドラマ賞」、「香川菊池寛賞」の受賞者及び受賞作品などを紹介</p> <p>菊池寛をはじめ、郷土にゆかりのある作家の著書、芥川賞・直木賞受賞作品や、その他大衆文学作品などが閲覧できる「研究・閲覧室」を併設</p> <p>(特別展)</p> <p>・文学展 年1回開催</p> <p>・コレクション展 例年2～3月開催</p> <p>(文芸講座)</p> <p>毎月1回開催</p> <p>(文学探訪)</p> <p>年2回開催</p> <p>(朗読劇)</p> <p>児童・生徒を対象に、菊池寛の作品等を朗読により上演 年1回開催</p> <p>(菊池寛顕彰事業)</p> <p>・香川菊池寛賞</p> <p>・菊池寛ジュニア賞</p>	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化芸術ホール運営事業			
	現 況			
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 施設	<p>(名称) 高松市文化芸術ホール(愛称: サポートホール高松)</p> <p>(概要) 大ホール(1,500席)、第1小ホール(312席)、 第2小ホール(308席)、リハーサル室3、練習室6、 会議室12、市民ギャラリー、コミュニケーションプラザ等 (開館) 平成16年5月20日</p>	該当なし。		
2 事業	<p>(事業計画) 当該事業については、(財)高松市文化芸術財団に委託 または経費補助を行い、同財団に実施させている。平成 16年度における財団ベースの事業計画は下記のとおり。 1.文化芸術振興普及事業 (1)財団自主事業の企画・実施業務【補助事業】 鑑賞参加事業 1)市民参加組織の組織化・運営 友の会、文化ボランティア 2)能 3)自主事業 交流情報事業 1)財団情報誌等の発行 2)ホームページの運用管理</p>			
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化芸術ホール運営事業			
現 況				
項 目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
	(2)文化芸術振興普及事業の受託業務【委託事業】 サポートホール高松開館記念事業 1)サポートホール高松開館記念事業 企画提案事業、招聘公演事業、 施設開放事業、関連文化事業 2)サポートホール高松開館記念式典 鑑賞参加事業 1)学校巡回事業 2)能楽教室 3)デリバリーアーツ (3)一般業務 理事会等運営業務 事務局運営業務 2.文化施設等管理運営事業【委託事業】 (1)文化施設等管理運営業務 市施設管理運営業務 サポートホール高松 広域施設管理運営業務 広域交流センター		対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業	
分類	美術館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 美術館名	高松市美術館	該当なし。
2 開館の経緯	高松市美術館は、昭和24年に開館した旧美術館に代わり、昭和63年に市街地中心部に位置する都市型美術館として開館した。	
3 開館日・開館時間等	(1) 開館日・開館時間 ・火～金曜日 9:30～19:00 ・土・日・祝日 9:30～17:00 ・講堂 9:00～21:00 ・講座室 9:00～17:00 (2) 休館日 ・月曜日 { その日が祝日にあたる時は、その日後において最も近い休日でない日 } ・年未年始(12月29日～1月3日)	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業		部会名	文化
分類	美術館運営事業			
現況				
項目	高松市	香南町	問題点・課題	
4 観覧料	(1) 常設展示 ・一般 200円 (160円) ・高・大生 150円 (120円) ()内の額は、団体(20人以上)の額 (2) 特別展示 2,000円の範囲内において委員会がその都度定める額 (3) 観覧料減免対象者 ・65歳以上のもの ・身体等障害者手帳等所持者 ・義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等			
5 常設展示	(1) 展示方針 美術品等取得方針に沿って取得した作品を年間5期にわけて展示することとしている。 〔美術品等取得方針 ・戦後日本の現代美術(洋画, 彫刻) ・20世紀以降の世界の美術(版画) ・香川の美術(漆工, 金工等) 〕 (2) 展示内容 常設展示室1 戦後日本の現代美術 20世紀以降の世界の美術 常設展示室2 香川の美術		対応策	
			調整案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		
分類	美術館施設使用料等		
現 況			
項 目	高 松 市		香 南 町
1 展示室	(1) 一般展示室 1日 32,400 円 (2) 企画展示室 1日 37,980 円 (3) 市民ギャラリー 1日 8,260 円	該当なし。	
2 講堂・ホール等	(1) 講堂 午前 (9:00~12:00) 8,760 円 午後 (13:00~17:00) 12,450 円 夜間 (18:00~21:00) 12,450 円 午前・午後 (9:00~17:00) 21,210 円 午後・夜間 (13:00~21:00) 24,900 円 全日 (9:00~21:00) 30,360 円 (2) 講座室 1,710円~4,620円 (3) 割増使用料 ・ 営利目的、入場料等を徴収するときの使用料は、3倍の額とする。 ・ 申込時間を超過したときなどの使用料は、1時間につき全日使用料の1/10の額を徴収する。 ・ 冷暖房料は、その施設の使用料の1/2の額とする。		
3 美術品等撮影許可手数料	・ 学術研究目的 1点 500 円/回 ・ 出版目的 1点 5,080 円/回		

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業		部会名	文化
分類	美術館協議会等			
	現 況			
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 美術館協議会	(1) 委員数 13人 (学校教育関係者・学識経験者) (2) 選任方法 高松市美術館条例、同施行規則及び高松市附属機関等の設置・運営等に関する要綱により選任している (3) 報酬 6,700円 (4) 任期 2年 (平成15年7月1日～17年6月30日)	該当なし。		
2 美術品等の取得	(1) 美術品等の取得 美術品等取得調査委員会に諮り、答申を得た作品を毎年度取得 (2) 美術品等取得基金 該当なし。 (3) 美術品等取得調査委員会 委員数 8人(学識経験者等) 報酬 6,700円 任期 2年 (平成14年7月1日～16年6月30日)			
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

協議第51～53号資料

「その他の事業について」に関する資料

(協議第51号)	女 性 政 策 に つ い て	156～159
(協議第52号)	契 約 制 度 に つ い て	160～162
(協議第53号)	墓 園 関 連 事 業 に つ い て	163～164

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(女性政策)	
分類	男女共同参画啓発事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 人権啓発週間及び男女共同参画週間の街頭啓発	男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえて、6月1日の「人権擁護委員の日」、6月23日からの「男女共同参画週間」に併せた啓発活動をしている。 (1)親子ジェンダー探偵団の活動発表 (2)女性弁護士相談(6月中4回開催) (3)パネル展示	該当なし。
2 男女共同参画市民フェスティバルの開催	男女共同参画社会の実現を目指し、ワークショップ、パネル展などを実施している。(高松市女性センター登録団体ネットワークを中心に実施)	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(女性政策)		部 会 名	市 民
分 類	男女共同参画プランの推進			
現 況				
項 目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 たかまつ男女共同参画プランの推進	平成14年度～18年度の5か年を計画期間とする「たかまつ男女共同参画プラン」を策定するとともに、施策事業の進行管理をしている。	該当なし。		
2 ジェンダー・フリーたかまつ市民会議の活動支援	「たかまつ男女共同参画プラン」の進捗状況を市民の側から点検するとともに、市民の自主的な取り組み活動を推進する「ジェンダー・フリーたかまつ市民会議」に対する活動支援をしている。 (1) 交付金 300千円 (2) コーディネーター謝金 100千円	該当なし。		
3 女性行政調査・情報収集事業	平成14年度～16年度の3か年で女性行政調査・情報収集事業をしている。 なお、事業は、緊急雇用創出事業で実施している。	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 その他の事業(女性政策)		部会名	市民
分類	女性センター事業			
現 況				
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 女性センター事業	<p>(1)学習研修事業 (男女の自立と社会参画の促進のための学習)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画実践セミナー ・自己尊重ワークショップ ・市民企画講座など <p>(2)相談事業 (ジェンダー問題にかかわる様々な問題に対して、専門職員やカウンセラーによる相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性こころの相談 ・からだの相談 ・人権相談など <p>(3)情報収集・提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書、ビデオ、パソコン等による情報収集・提供 ・女性センター情報誌「びびふぁい」の発行(年2回) <p>(4)活動交流事業 (女性センター登録団体の相互交流とネットワークづくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録団体交流会 ・(男女共同参画市民フェスティバルの開催) <p>なお、女性センター事業は、平成12年度から任意団体である高松市女性センター登録団体ネットワークに委託している。</p>	該当なし。		
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(女性政策)	
分類	女性団体育成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 女性団体への支援	<p>自主的に組織した女性団体(地区婦人会等20団体)である高松市婦人団体連絡協議会に対し、団体相互の交流と活性化のため、活動支援として補助金を交付している。</p> <p>平成15年度 600千円</p>	<p>自主的に組織した女性団体である香南町婦人会(由佐地区・池西地区)の活動を支援するため、補助金を交付している。</p> <p>平成15年度 160千円</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
支援内容に差異がある。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香南町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香南町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24 - 22 その他の事業(契約制度)		部 会 名	企 画 財 政								
分 類		物品等に係る入札・契約制度											
		現 況		問 題 点 ・ 課 題									
項 目		高 松 市	香 南 町										
1 入札参加資格 受付関係	(1)業者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>市内業者</th> <th>市外業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品(印刷含む)</td> <td>849</td> <td>291</td> </tr> <tr> <td>委託業務</td> <td>355</td> <td>268</td> </tr> </tbody> </table> (2)有効期間 平成15年6月1日～平成17年5月31日(2年間) (3)追加受付事務 4月受付...6月から有効 7月受付...9月から有効 10月受付...12月から有効 中間年時点で追加受付(監理課と同時期実施) 1月末～2月初旬受付 6月から有効 (4)定期受付事務 平成17年1月頃受付 6月から有効	区 分	市内業者	市外業者	物品(印刷含む)	849	291	委託業務	355	268	該当なし。	・香南町では、物品の入札参加資格受付の制度がない。 ・発注方法等、入札・契約制度に差異がある。 ・香南町では、物品に係る審査委員会がない。	
区 分	市内業者	市外業者											
物品(印刷含む)	849	291											
委託業務	355	268											
2 発注方法等	・契約担当課 管財課 (各課で直接購入できる物品及び委託業務を除く) ・入札方法 指名競争入札 (物品80万円超～、印刷130万円超～) 随意契約(上記以外)	・契約担当課 各課発注 ・入札方法 指名競争入札 随意契約(上記以外)	対 応 策 高松市の制度に統一する。										
3 入札・契約制度	(1)予定価格の公表 公表は行っていない。 (2)議会の議決案件(予定価格3,000万円以上) 3案件(平成15年度)	(1)予定価格の公表 公表は行っていない。 (2)議会の議決案件(予定価格700万円以上) 該当なし。(平成15年度)	調 整 案 高松市の制度に統一する。										
4 審査委員会	高松市特殊物品購入審査委員会 1品200万円を超える備品,その他市長が特に必要と認める物品の購入方法等について、審査する。	該当なし。											

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(契約制度)		部会名	土木																		
分類	建設工事等に係る入札・契約制度																					
	現 況																					
項目	高 松 市	香 南 町		問 題 点 ・ 課 題																		
1 入札参加資格 受付	<p>(1)業者数</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>市内業者</th> <th>市外業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事</td> <td>648</td> <td>966</td> </tr> <tr> <td>建設関連委託業務</td> <td>123</td> <td>418</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)有効期間(2年間) 平成15年6月1日～平成17年5月31日</p> <p>(3)追加受付事務 中間年時点で追加受付 (1月末～2月初旬受付 6月から有効)</p> <p>(4)資格審査付与数値 経営事項審査点数+主観点数 (ISO取得、工事成績等)</p>	区 分	市内業者	市外業者	建設工事	648	966	建設関連委託業務	123	418	<p>(1)業者数 ()は 町のみの名簿登載者</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>町内業者</th> <th>町外業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事</td> <td>15(7)</td> <td>671(25)</td> </tr> <tr> <td>建設関連委託業務</td> <td>1(0)</td> <td>239(15)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)有効期間(2年間) 平成15年4月1日～平成17年3月31日</p> <p>(3)追加受付事務 中間時点で追加受付 (1月末～2月初旬受付 4月から有効)</p> <p>(4)資格審査付与数値 経営事項審査点数</p>	区 分	町内業者	町外業者	建設工事	15(7)	671(25)	建設関連委託業務	1(0)	239(15)		<p>・入札参加資格受付、発注方法等、格付け等入札・契約制度及び工事監督、検査、工事成績の採点に差異がある。 ・香南町では、入札監視委員会がない。</p>
区 分	市内業者	市外業者																				
建設工事	648	966																				
建設関連委託業務	123	418																				
区 分	町内業者	町外業者																				
建設工事	15(7)	671(25)																				
建設関連委託業務	1(0)	239(15)																				
2 発注方法等	<p>(1)契約発注課 土木部監理課(建設工事130万円超、建設関連委託50万円超、他は各課発注)</p> <p>(2)入札方法、件数(平成15年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札(3億円以上) - 3件 ・公募型指名競争入札 - 517件 (工事130万円超～3億円未満、委託50万円超) ・指名競争入札 - 実績なし。 (工事130万円超～3億円未満、委託50万円超) ・随意契約 - 22件 (工事130万円超、委託50万円超) <p>(3)審査委員会 設計金額3,000万円超の工事案件は、助役、各部長等で構成する工事請負等審査委員会に諮り、発注を行っている。</p>	<p>(1)契約発注課 各課発注</p> <p>(2)入札方法、件数(平成15年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札(金額による規定なし) - 実績なし。 ・公募型指名競争入札 - 実績なし。 ・指名競争入札(工事・委託130万円超) - 24件 ・随意契約(工事・委託130万円超) - 4件 <p>(3)審査委員会 設計金額130万円超の案件は、助役を委員長とする工事契約審査委員会に諮り、発注を行っている。</p>		<p style="text-align: center;">対 応 策</p> <p>高松市の制度に統一する。 合併時において、両市町の名簿に登載されている者は、高松市の名簿登載内容で引き継ぐものとし、香南町のみ名簿登載者については、高松市の資格審査基準を適用し、高松市に引き継ぐものとする。</p>																		
				調 整 案																		
				高松市の制度に統一する。																		

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(契約制度)		部会名	土木		
分類	建設工事等に係る入札・契約制度					
	現 況					
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題			
3 格付け等入札・契約制度	<ul style="list-style-type: none"> (1)格付け・指名基準額の設定 土木一式、建築一式、水道施設、電気・管のみ設定 (2)新規名簿登載者の取扱い 名簿登載2年経過後指名対象 (業種毎:工事130万円超) (3)予定価格の公表 すべて事前公表 (4)最低制限価格 工事にすべて設定・事前公表 (5)低入札価格調査制度 制度あり(事前公表)だが、(3)で対応 (6)議会の議決案件 予定価格1億5,000万円以上 - 3案件 	<ul style="list-style-type: none"> (1)格付け・指名基準額の設定 すべての工事について設定。(適用なし。) (2)新規名簿登載者の取扱い 該当なし。 (3)予定価格の公表 すべて事後公表 (4)最低制限価格 工事・委託ともに設定・公表なし。 (5)低入札価格調査制度 該当なし。 (6)議会の議決案件 予定価格5,000万円以上 - 1件 				
4 入札監視委員会	平成15年度に設置している。 (学識経験等を有する5名)	該当なし。			対 応 策	
5 工事監督、検査、工事成績の採点	<ul style="list-style-type: none"> (1)工事監督 複数監督員制 (2)検査 専任検査員による検査 (3)工事成績の採点 市の評定要領に基づき採点 	<ul style="list-style-type: none"> (1)工事監督 単独監督員制 (2)検査 発注課以外の工事担当課長による検査 (3)工事成績の採点 県の旧評定要領に準じた採点 				
			調 整 案			

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(墓園関連事業)		部会名	市民																																										
分類	墓園関連事業																																													
	現 況																																													
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題																																											
1 墓地の永代使用料等	<p>市営墓地の状況</p> <p>(1)都市公園法に基づく墓園 平和公園墓園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区画</th> <th>永代使用料</th> <th>清掃手数料 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4㎡</td> <td>200,000円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>6㎡</td> <td>450,000円</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>8㎡</td> <td>800,000円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>区画数 5,851</td> <td>消費税込み</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)その他の墓園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>墓地名</th> <th>区画数</th> <th>永代使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 摺鉢谷墓地</td> <td>3,440</td> <td rowspan="11">90,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>2 宮脇町姥ヶ池墓地</td> <td rowspan="2">3,139</td> </tr> <tr> <td>3 姥ヶ池西墓地</td> </tr> <tr> <td>4 姥ヶ池東墓地</td> <td>7,134</td> </tr> <tr> <td>5 紫雲墓地</td> <td>3,040</td> </tr> <tr> <td>6 峰山墓地</td> <td>5,382</td> </tr> <tr> <td>7 本門院墓地</td> <td>232</td> </tr> <tr> <td>8 柳三昧北墓地</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>9 柳三昧(桜町)墓地</td> <td>298</td> </tr> <tr> <td>10 楠川墓地</td> <td>1,012</td> </tr> <tr> <td>11 沖松島墓地</td> <td>622</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24,449</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の市営墓地については、清掃手数料なし</p>	区画	永代使用料	清掃手数料 (年額)	4㎡	200,000円	2,100円	6㎡	450,000円	3,150円	8㎡	800,000円	4,200円	備考	区画数 5,851	消費税込み	墓地名	区画数	永代使用料	1 摺鉢谷墓地	3,440	90,000円/㎡	2 宮脇町姥ヶ池墓地	3,139	3 姥ヶ池西墓地	4 姥ヶ池東墓地	7,134	5 紫雲墓地	3,040	6 峰山墓地	5,382	7 本門院墓地	232	8 柳三昧北墓地	150	9 柳三昧(桜町)墓地	298	10 楠川墓地	1,012	11 沖松島墓地	622	計	24,449		<p>町営墓地の状況</p> <p>(1)都市公園法に基づく墓園 該当なし。</p> <p>(2)その他の墓園 該当なし。</p>	<p>・香南町には、町営墓地がない。</p> <p>・墓地の経営許可事務及び簡易火葬場改修事業補助に差異がある。</p> <p>・香南町では、地元管理墓地整備事業補助を実施していない。</p>
	区画	永代使用料	清掃手数料 (年額)																																											
4㎡	200,000円	2,100円																																												
6㎡	450,000円	3,150円																																												
8㎡	800,000円	4,200円																																												
備考	区画数 5,851	消費税込み																																												
墓地名	区画数	永代使用料																																												
1 摺鉢谷墓地	3,440	90,000円/㎡																																												
2 宮脇町姥ヶ池墓地	3,139																																													
3 姥ヶ池西墓地																																														
4 姥ヶ池東墓地	7,134																																													
5 紫雲墓地	3,040																																													
6 峰山墓地	5,382																																													
7 本門院墓地	232																																													
8 柳三昧北墓地	150																																													
9 柳三昧(桜町)墓地	298																																													
10 楠川墓地	1,012																																													
11 沖松島墓地	622																																													
計	24,449																																													
			対 応 策																																											
			高松市の制度に統一する。																																											
			調 整 案																																											
			高松市の制度に統一する。																																											

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 22 その他の事業(墓園関連事業)		部会名	市民
分類		墓園関連事業			
		現況			
項目	高松市	香南町	問題点・課題		
2 使用者の資格	・高松市に住所を有する者 ・焼骨を有していること ・他に市営墓地を有していないこと	該当なし。			
3 使用許可書再発行に伴う手数料	・継承等に伴う使用許可書再発行手数料(350円)	該当なし。			
4 墓地の経営許可事務	墓地の経営許可における周辺同意の範囲 ・墓地の敷地境界線から100メートル以内	墓地の経営許可における周辺同意の範囲 ・墓地の敷地境界線から200メートル以内	対応策		
5 簡易火葬場改修事業補助	(内容) 従来からある簡易火葬場の施設改修事業に対し、補助金を支出 (対象) 炉、煙突、火葬用バーナー、付属施設の改修事業で、30万円を超えるもの (補助率等) 1事業につき、50%以内で150万円を限度 (ただし、女木・男木・菅沢町については、70%以内で210万円を限度)	(内容) 町内の共有火葬場施設の整備事業に対し、補助金を支出 (対象) いろり、引導場、倉庫 (補助率等) 予算の範囲内において、事業の1/3以内	調整案		
6 地元管理墓地整備事業補助	(内容) 地元管理墓地の環境整備に対し、補助金を支出 (対象) 墓地の区画のための整備事業、墓地に隣接する水路整備事業、墓地内の整備事業 (補助率等) 1事業につき、60%以内で180万円を限度 ただし、30万円以上の事業に適用する。	該当なし。			

協議第55号資料

「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」に関する資料

農業委員会及び選挙区について	166
農業委員について	167

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	
分類	農業委員会及び選挙区	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 区域面積	19,434 ha	1,472 ha
2 農地面積	6,184 ha (平成16年1月現在)	607 ha (平成16年9月現在)
3 農家数 (基準農業者数)	10,709 世帯 (平成16年1月現在)	707 世帯 (平成16年1月1日現在)
4 農業委員会数	1 委員会	1 委員会
5 選挙区	7 選挙区	1 選挙区

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
香南町農業委員会は、高松市農業委員会に統合する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	
分類	農業委員	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 有権者数	20,321 人 (平成16年3月31日現在登録者数)	2,118 人 (平成16年3月31日現在登録者数)
2 委員数		
(1)選挙による委員	40人	10人
(2)選任委員		
(ア)農協・共済推薦1号委員	2人	1人
(イ)議会推薦2号委員	5人	3人
3 任期	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	高松市と同じ。
香南町地域における選挙による農業委員会の委員特例数の考え方【参考】		
高松市の選挙による農業委員会の委員1人当たりの農地面積	$6,184 \text{ ha} \div 40 \text{ 人}$	155ha -
に基づく香南町区域の選挙による農業委員の委員数	$607 \text{ ha} \div$	3.92 -
高松市の選挙による農業委員会の委員1人当たりの基準農業者数	$10,709 \text{ 世帯} \div 40 \text{ 人}$	268世帯 -
に基づく香南町区域の選挙による農業委員会の委員数	$707 \text{ 世帯} \div$	2.64 -
(農地面積による基準値)と (基準農業者数による基準値)の平均	$(+) \div 2 =$	3.28 3人

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題
合併後の選挙による委員の定数と在任期間の取扱いを定める必要がある。

対 応 策
香南町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき3人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。 なお、農業委員会委員の活動に支障が生じないよう、適切な配慮を検討するものとする。

調 整 案
香南町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき3人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。